

色清く味美なるを以て、因つて其屬を以て哈刺赤と曰ふ。後、其子土土哈請うて統ぶる所。奥魯赤。(蔡罕、奥魯千戶奥魯赤と)の哈刺赤を以て畿内に屯田し、遂に軍名を成す。又、塔海、世祖の時に當りて哈刺赤に充る。合必赤。(軍名。完者拔都、丞相伯顔) 扎刺兒台。(脱脱傳に、世祖曰はく、「扎刺兒台、脱脱の如き者、幾) 速古兒赤。

(服御の事を掌る者。亦力撤合傳に見ゆ。博羅善化、宿衛) 温都赤と爲る。又、野仙入りて宿衛し、速古兒赤を掌る。舍兒別赤。(伯都傳。樞密院事を僉し、舍兒別) 温都赤。(斡羅思孫、宿衛に直り) 怯里馬赤。(憲宗・世祖に事へて此官と爲る) 昔寶赤。(亦、軍名。阿沙不花傳に、手戸帥昔寶赤軍を以て温都赤と爲る) 玉典赤。(蓋し執役の賤者。許有壬言はく、「今、玉典赤・太監・控鶴、皆、流品に入る。何ぞ獨り擧子に於て之を咨ま昔寶赤の牧) 貴赤。(世祖詔して民の蕩析離居し、及び僧道の、籍に漏れて、差衛に) 怯里馬赤。(中書省の掾屬) 官志に見ゆ。中書) 貴赤。(當らざる者、萬餘人を、貴赤に充つること、明安傳に見ゆ) 怯里馬赤。(百官志に見ゆ)

### 金の義宗

金主守緒、蔡州に在り、城破れ、自ら縊る。羣臣哭臨し畢り、即ち諡して哀宗と曰ふ。是日、金亡ぶ。竝に未だ別に諡號を加へず。而るに元史の雪不台の傳に、「大兵、汴を攻む。金の義宗、衛州に走り、又、歸徳に走り、蔡州に走る」と。又、契直

〔一〕 關闕不花の傳は元史第百二十三卷に載す。

脰魯華の傳に、「金の義宗、汴に在り、勢力窮蹙し、出で奔る。契吉思魯華、之を追躡し、遂に衛州に據る。金の義宗、黃陵岡より、衛を復せんと謀る。克たず。義宗、歸徳に奔る」と。又、關闕不花の傳に、「壽州を攻め、書を以て城中に諭す。城中の人、其意に感じ、綵輿を以て金の公主を昇し、欸を送る。公主は義宗の姑なり云云」と。是れ金の哀宗、又、義宗の諡有るなり。宋史を考ふるに、

亦、此説無し。豈に金亡びて後、元初に追贈するならんか。

### 元、國號を建て始めて文義を用ふ

三代以下、國號を建つる者、多くは國邑の舊名を以てす。王莽、號を建てて新と曰ふも、亦、初めて新都侯に封せらるるを以ての故なり。公孫述、號を成家と建つるも、亦、成都に據りて事を起すを以てなり。竇人李雄、號を大成と建つるも、蓋し亦、舊稱を襲述するなり。金の太祖始めて義を金の堅固なるに取り、遂に國邑を以てせず、而して金を以て號と爲す。(案するに金志に、「太祖、國に金を産し、且つ然れども猶ほ未だ文義を用ひざるなり。金の末、宣撫蒲鮮萬奴、遼東に據り、僭して天王國と稱し、大真と號す。始めて、文義を以て號と爲す者有り。元の太祖、本、國號無く、但だ蒙古と稱す。遼の契丹と稱するが如きなり。世祖の至元八年、劉秉忠の奏に因りて、始めて國號を建てて大元と曰ふ。『大なる哉乾元』の義を取る。國號に文義を取ること此より始まる。其詔に曰へる有り、「誕に景命に膺れば、必ず美名有り。唐の言たる、蕩なり。虞の言たる、樂なり。禹興り而して湯造るに馴至し、互に夏大と殷中とを名とす。世降りて以還、事殊えて古に非ず。秦と稱し漢と稱するは、著はして初めて起るの地名に従ひ、隋と曰ひ唐と曰ふは、即ち封せらるる所の爵邑に因る。是れ皆百姓の見聞の狂習に徇ひ、一時の經制の權宜を要す。今特に國號を建てて大元と曰ふは、易經の乾元の義を

金の義宗 元、國號を建て始めて文義を用ふ



取ると云ふ』と。命世の君、制を創め庸を顯はし、必ず、以て一代の耳目を新にし、而して肯て前代に因襲せざる有り。此れ其一端なり。然れども唐の・蕩たる、虞の・樂たるが如きは、則ち五帝以來、原、文義を以て號を建つるなり。其説、尙書傳註及び史記正義に見ゆ。

元の諸帝多く大臣の擁立に由る

元の世祖、皇太子珍戩(舊名眞金)を立て、詔して曰はく、『太祖皇帝遺訓して、嫡子の中、能く統を繼ぐ者有らば、豫め之を選定せしむ。是を用つて太宗を立てて帝と爲す。自後、顯かに冢嫡を立てざるに因り、遂に争端を啓く。今、爾を以て皇太子と爲し、特に冊命を賜ふ』と。是れ太宗、嫡子を以て嗣服するは、太祖の・命有るに本づくなり。故に太祖崩じて後、太宗、兵を統べて萬里の外に在りと雖も、而も母弟圖類(舊名拖雷)國を監すること、幾ど一年に及び、太宗の歸りて位に即くを俟ち、宗親・將相、皆、異言無し。太宗崩するに及びて、皇后尼瑪察氏(舊名、乃、馬眞氏)、制を稱し、己の子庫裕克(舊名貴)を立てて帝と爲す。是を定宗と爲す。定宗崩じ、君無き者且に三年ならんとす。大臣烏蘭哈達(舊名兀良)等、議を定め、太宗の從子莽賽扣(舊名蒙哥)を立てて帝と爲す。是れを憲宗と爲す。是れ憲宗の立つは、烏蘭哈達等の力に由るなり。(本紀に、『諸王巴圖穆格等、莽賽扣を立てんと議す。定宗の后、人を遣はして來り言はしり開けり。今、他屬を議せんと欲す。實勒們を何の地に置かん』と。穆格曰はく、『太宗崩じ、尼瑪察皇后、定宗を立てり。已に太宗の命に違へり。今尙は誰なが咎めん』と。烏蘭哈達曰はく、『巴圖の言、是なり。莽賽扣は聰明睿智なり。宜しく君と爲るべし』と。議遂に定

まる』と。又、孟克薩喇傳に、『是より先、太宗、帳殿に在り、莽賽扣、側に侍す。太宗、之を撫して曰く、『是れ君と爲る可し』と。又一日、畔を以て豹を按ず。皇孫實勒們曰はく、『幟將安養せん』と。太宗、以て仁心有りと爲し、亦曰はく、『是れ君と爲る可し』と。是に至りて諸王、憲宗を立てんと議す。或るひと實勒們を以て言を爲す。孟克薩喇曰はく、『汝の言誠に是なり。然れども先皇后、定宗を立てる時、何を以て言はざる。今、諸王等、亦、先帝の遺言に違ふなり』と。是に由りて憲宗の立つこと遂に定まる』と。案するに巴圖穆格は舊名、拔都木哥、實勒們は、舊名、失烈門、孟克薩喇は、舊名、忙哥撒兒。此れ已に大臣擁立の端を開く。世祖、此に鑒みる有り、故に豫め珍戩を立てて皇太子と爲す。其後、珍戩早く薨じ、未だ位に即くに及ばず。世祖崩じて後、成宗(子特穆爾、舊史の鐵木耳)方に軍を北邊に撫す。長幼を以てして論すれば、則ち母兄晉王噶瑪拉(舊名、甘麻剌)當に立つべし。而して伊實特穆爾(舊名、昔帖木兒)、成宗が軍に在る時、世祖曾て皇太子の舊璽を以て之に付せしを以て、遂に晉王に告げて曰はく、『昔、備闡の璽、既に歸する所有り。王は宗盟の長たり。奚を俟ちて言はざる』と。晉王乃ち曰はく、『皇帝踐阼せば、願はくは北面して之に事へん』と。是に於て成宗遂に位に即く。是れ成宗の立つは、伊實特穆爾の力に由るなり。成宗崩じ、太子德壽先だちて卒す。丞相阿固岱(舊名、阿忽合)等、皇后を奉じて制を稱し、諸王阿南達(舊名、阿難答)を以て之を輔けしめんと欲す。丞相哈刺哈斯(舊名、刺哈孫)は則ち以へらく、武宗・仁宗は、皆、珍戩の孫なり。理宜しく統を繼ぐべしと。而して武宗は方に軍を北邊に撫し、仁宗も亦懷州に在り。乃ち先づ仁宗を迎へて京に入れ、阿固岱等を誅し、而して武宗を趣して入りて位に即かしむ。是れ武宗・仁宗の相繼ぎて極に御するは、皆、哈刺哈斯の力なり。仁宗既に帝と爲り、子英宗を立てて皇太子と爲す。故に英宗繼ぎて立つの際、朝臣、亦、異言無し。英宗が特克實(舊名、鐵失)の弑する所と爲るに迫りて、特克實即ち使を遣はして泰定帝を迎へ、

元の諸帝多く大臣の擁立に由る



入りて位に即かしむ。是れ泰定帝の立つは、特克實の力に由るなり。泰定帝、上都に崩す。丞相都爾蘇(舊名、倒刺沙)、其皇太子喇實晉巴(舊名、阿速吉八)を立てて皇帝と爲す。固に亦、父子相傳ふるの正理なり。而るに樞密使雅克特穆爾(鐵木兒)、私に武宗の舊恩を念ひ、其子明宗・文宗を立てんと欲す。時に明宗は遠く沙漠に在り、文宗も亦江陵に在り。乃ち先づ文宗を迎へて入りて位に即かしむ。其時、上都の諸王、方に兵を擧げて入り討つ。雅克特穆爾、力戦して之に勝つ。而して文宗の立つこと遂に定まる。明宗歸るに及びて、雅克特穆爾、又、之を途に害す。文宗旋つて復た帝と爲る。是れ文宗の立つは、雅克特穆爾の力に由るなり。厥後、文宗・寧宗相繼ぎて崩す。皇后布達實哩(舊名、卜答失里)已に人を遣はして明宗の長子托歡特穆爾(即ち順帝)を迎へて京に入らしめ、付するに位を以てせんと欲す。而るに雅克特穆爾願はず。遂に立つを得ず。雅克特穆爾死するに追ひて、始めて立つ。倘し死せざりせば、則ち順帝の立つか立たざるか、尙ほ未だ知る可からざるなり。是れ則ち憲宗・成宗・武宗・仁宗・泰成帝・明宗・文宗は、皆、大臣の立つる所なり。此れ有元の一代の大事なり。案するに太祖崩じて後、君無き者凡そ一年、定宗崩じて後、君無き者且に三年ならんとし、成宗崩じて後、武宗・仁宗、皆、遠方に在り、亦、年餘にして始めて立つを得たり。凡そ此新舊絶續の際、未だ嘗て疎屬庶孽、額爾布格(舊名、阿南達等)の如きもの、旁より窺伺する無きにあらず。然れども一二の大臣、議を定め、卒に應に立つべきの人に歸す。蓋し開國の初、風氣淳古にして、宗親將帥推戴すること、咸、至公に出づ。故に常

に恃り紀を亂るの事無し。特克實の弑立・雅克特穆爾の廢立に追ひては、則ち全く是れ權臣、意を肆にして妄に行ふなり。大柄、手に在り、敢て誰何するもの莫し。遂に意に任せて易置す。此れ後世の鑒と爲す可きなり。昔、唐代には宦官の權重し。故に穆宗以後、君を立つる、多く宦官に由る。元は則ち大臣の權重し。故に君を立つる、多く權臣に由る。元史の宦官傳の序に謂はく、『太祖、貴臣の子弟を選びて左右に給事せしむ。故に宦官、權を竊む能はず。此れ固に一代の良法なり』と。而れども豈に大臣の權力過甚にして、又、亂階と爲るに足り、其禍、宦官に較べて更に烈しきを知らんや。

元の宮中、皇后と稱する者一ならず

西峰談話に謂はく、『歷朝止だ一后のみ。元の時始めて三宮の制有り。正后は必ず鴻吉哩氏(舊、宏吉刺氏)。太祖の時、其の佐命の功多きを以て、世世婚姻を爲さんことを約す。猶ほ遼代の・蕭氏に於けるがごときなり。其餘の兩宮は、則ち之を他族に采る。亦、二宮皇后・三宮皇后と曰ふ。明朝、之に仿ふ。皇后と竝べ稱せずと雖も、而も一后を選べば、必ず三宮を竝べ立つ。異日、或は別に皇貴妃を立つと雖も、而も初選の東西二宮は、其の尊きこと故の如しと云ふ』と。案するに元代、每朝、皇后と稱する者、實に三宮に止まらず、七八人・數十人に至る者有り。今、元史の后妃表に據れば、太祖の朝に、

元の宮中、皇后と稱する者一ならず



皇后と稱する者、共に二十三人。曰はく布爾特格勒津(舊名、索)、曰はく和拉衰(舊名、忽魯渾)、曰はく果勒濟雅坦(舊名、潤)、曰はく托果斯(舊名、脫忽思)、曰はく特默倫(舊名、帖木倫)、曰はく額琳心巴勒(舊名、亦)、曰はく巴延呼圖克(舊名、不)、此七位は、大鄂爾多と爲す。(舊、幹耳柔に作る。大行帳の在る所を言ふなり。遼の制、天の幹耳柔は、蓋し即ち遼の遺制なり。)曰はく呼蘭(舊名、忽蘭)、曰はく哈勒巴津(舊名、哈)、曰はく伊寶琳沁(舊名、亦)、曰はく托歡徹爾(舊名、脫)、此四位は、第二鄂爾多と爲す。曰はく伊蘇(舊名、也速)、曰はく和拉哈刺(舊名、忽)、曰はく阿齊蘭(舊名、倫)、曰はく圖勒古爾(舊名、禿)、曰はく徹爾(舊名、察兒)、曰はく阿寶克默色(舊名、阿)、曰はく鄂勒哲呼圖克(舊名、完)、此七位は、第三鄂爾多と爲す。曰はく伊蘇肯(舊名、也速干)、曰はく瑛塔噶(舊名、罕)、曰はく哈達(舊名、哈答)、曰はく鄂勒哲和斯(舊名、幹)、曰はく雅爾(舊名、燕里)、此五位は、第四鄂爾多と爲す。金の宣宗、和を請ひ、衛紹王の公主を以て太祖に歸す。是を公主皇后と爲す。(史、金に見)此れ又、一后なり。太宗の朝に皇后と稱する者は、巴喇噶沁皇后(舊名、字)・昂輝二皇后(舊名、昂灰)・克勒奇庫塔納三皇后(舊名、乞里)有り、又、塔納奇納六皇后(舊名、禿)有り。定宗の皇后は、惟だ烏拉海額實(立海迷失)一人のみ。憲宗の朝に、皇后と稱する者五人。曰はく呼爾察(舊名、差)、曰はく呼圖克(舊名、忽合)、曰はく約索爾(也速兒)、曰はく楚巴(舊名、田卑)、曰はく莽賚呼圖克(舊名、明)。世祖の朝に、皇后と稱する者八人、曰はく、圖古哩克大皇后(帖古倫)、大鄂爾多と爲す。次は曰はく徹伯爾(察必)、曰はく諾爾布(南必)、第二鄂爾多と爲す。曰はく塔喇海(塔海)、曰はく諾木歡(奴罕)、第三鄂爾多と爲す。

曰はく巴延烏真(舊名、伯)、曰はく庫庫倫(淵淵倫)、第四鄂爾多と爲す。又、蘇哈達達實皇后(舊名、速)有り。後常に世、世祖の鄂爾多を守る者なり。成宗の朝に皇后と稱する者は、曰はく布爾罕(舊名、速)、曰はく克勒奇庫塔納(吉忽帖尼)。其元妃實里達喇(舊名、失)は、早く薨するを以て、故に后と稱せず。至大中、始めて追諡す。武宗の朝に皇后と稱する者三人、曰はく珍格(舊名)、曰はく蘇喀實哩(速哥失)、曰はく鄂勒哲(完者歹)。其明宗の母伊奇哩氏(舊、亦乞烈)、文宗の母唐古氏(舊、唐兀氏)は、本皆妃子にして、后と稱せず。後、子、帝と爲るに因りて、始めて追諡す。仁宗の朝に、皇后と稱する者二人、曰はく阿南達實哩、曰はく達爾瑪實哩(舊名、答)。英宗の朝に皇后と稱する者三人、曰はく蘇喀巴拉(舊名、速)、曰はく雅本呼圖克魯(舊名、牙)、曰はく多爾濟巴勒(兒只班)。泰定帝の朝に皇后と稱する者十人、曰はく巴拜哈斯(八不罕)、曰はく額琳沁巴勒(舊名、亦)、曰はく呼喇(舊名、忽刺)、曰はく伊蘇(舊名、也速)、曰はく薩都巴拉(舊名、撒)、曰はく布延庫哩頁額實(舊名、卜顏)、曰はく實喇特穆爾(舊名、失)、曰はく塔納(鐵你)、曰はく巴罕(舊名、必罕)、曰はく蘇喀達喇(舊名、速)。明宗の朝に、皇后と稱する者七人、曰はく溫綽歡(舊名、按田)、曰はく伊埒實克(舊名、月魯沙)、曰はく布顏呼圖(舊名、不)、曰はく班布爾實(舊名、八不沙)、曰はく伊蘇(舊名、野蘇)、曰はく托果斯(脫忽思)。文宗の朝の皇后は、惟だ布達實哩(舊名、卜)一人のみ。寧宗の皇后は、惟だ塔哩雅圖默色(舊名、答里)のみ。順帝の朝に、皇后と稱する者は、曰はく喇特納實哩(舊名、納)、曰はく

元の宮中、皇后と稱する者一ならず

〔一〕至大。武宗の年號。皇紀一九六八—一九七一。西紀一三〇八—一三一三。



巴延呼圖克(舊名、伯)、曰はく鄂勒哲呼圖克(舊名、完者忽都)。見る可し、元代の毎帝の皇后は、本、定數無く、西峰の云ふ所の三宮の制も、猶ほ未だ實を得たりと爲さざることを。然れども細に元史及び經世大典の諸書を考ふるに、則ち皇后と竝べ稱する中、嫡庶仍ほ自ら別有り。太祖の布爾特格勒津の如きは、則ち大皇后と稱す。太宗の巴喇噶沁は、則ち正宮皇后と稱す。世祖の圖古哩克も亦、大皇后と稱す。順帝の巴顏呼圖克皇后死す。奇皇后、其衣服儼陋なるを見て、笑つて曰はく、「正宮皇后、何ぞ服御此の如きに至る」と。又、至正二十五年、詔して次皇后奇氏を立てて皇后と爲し、奇氏を改めて肅良合氏と爲す。又、別的因傳、幼にして祖母康里氏に從ひ、三皇后の宮に在り。是れ同じく皇后と稱するに、又、正宮及び大皇后・次皇后・三皇后の分有るなり。正宮皇后は、必ず冊寶有り。其餘は則ち無し。元史の表・志・后妃傳、證とす可し。

【二】至正。順帝の年號。皇紀二〇〇一—二〇二七。西紀一三四一—一三六七。

元の帝子、太子と稱する者一ならず

古來儲君にして、始めて太子と稱す。元の制は則ち帝子は多く太子を以て稱し、繼體を必とせざるなり。元史の宗室世系表に、太祖の六子、長は卓沁太子(舊名、朮赤)、次は察罕台太子(舊名、察罕)、次は太宗皇帝、次は圖類(舊名、拖雷、即)、次五は烏拉齊(舊名、兀魯赤)、嗣無し、次六は科爾噶太子(舊名、淵烈堅)。太宗の七子、

長は定宗、次は庫騰太子(舊名、淵端)、次は庫春太子(舊名、淵出)、其餘は俱に大王と稱す。定宗の三子、惟だ諾果(舊名、腦忽)のみ太子と稱し、餘は大王と稱す。世祖、珍戩(舊名、眞金)を立てて皇太子と爲し、餘は俱に王と稱す。泰定帝の四子、皇太子阿爾濟雅巴(舊名、阿里吉八)の外、又、錫錫太子(舊名、小薛)・允丹藏布太子(舊名、允丹藏布)有り。文宗の三子、皇太子喇特納達喇(舊名、阿剌忒答剌)の外、餘は雅克特古斯太子(舊名、燕帖古思)・太平訥太子と爲す。更に諸傳を以て之を考ふるに、艾穆の傳に、「四太子に從つて南伐す」と。圖類を謂ふなり。按扎兒の傳に、「帝、皇弟四太子を率ゐて潞州を征す」と。亦、圖類を謂ふなり。高諾爾の傳(舊名、高開兒)に、「庫春(舊名、淵出)太子に從つて出征す。其子元長、又、太子托歡(舊名、脫歡)に從つて交趾を征す」と。蘇克(舊名、速哥)の傳に、「其子長罕玉呂、兀魯赤太子に從つて出征す」と。脱骨憐の傳に、「噶瑪拉太子(舊名、甘麻剌)に從つて海都を征す」と。諸の謂はゆる太子とは、皆、儲君に非ざるなり。見る可し、是時、皇子は通じて太子と稱することを。更に表傳を以て之を參證するに、大概、國初の時、正宮皇后の生む所は、冢嫡に非ずと雖も、亦、太子と稱し、其餘は則ち王と稱す。中葉以後は、則ち正宮の生む所に非ざるも、亦、太子と稱す。而して命じて繼體と爲す者は、則ち皇太子と稱す。

【三】按扎兒の傳は元史第百二十二卷に載す。  
【四】高諾爾の傳は元史第百五十一卷に載す。  
【五】蘇克の傳は元史第百二十四卷に載す。



元の帝后は皆名を諱まず

元代の帝后、生前、皆、徽稱無く、臣下、直に其名を呼ぶを得。蓋し國俗淳樸にして、中國の繁文無きなり。莽賚扣、蜀に殂す。(舊名)郝經、世祖に書を上りて謂はく、「蒙哥罕、故無くして兵を蜀に進め、今已に崩逝す。大王、宜しく蒙哥罕の靈輿を迎へ、皇帝の璽を收むべし」と。蒙哥とは即ち憲宗なり。其時尚は未だ諡號有らず。故に臣下、皆、名を以て呼ぶ。(一)曹元用の傳に、「累朝の皇后の既に崩する者、未だ諡號有らず、猶ほ各、名を以て之を呼ぶ。元用言はく、「后は天下の母たり。豈に名をもて呼ぶ可けんや」と。(二)又、遼魯曾の傳に、「時に、武宗の皇后珍格(舊名)、子無きを以て、明宗の母・文宗の母を以て配享せんと欲す。魯曾曰はく、「珍格皇后、武宗の朝に在り、已に玉冊に膺る。安んぞ爲めに主を立てて配食せざるを得んや」と。是れ臣下、皇后を稱するに、亦、其名を呼ぶなり。又、世祖の太子は珍戡(舊名)なり。順帝の忽都皇后、子を生み、亦、珍戡と名づく。尤も太だ忌諱無きを覺ゆ。(案するに北俗、本、名を諱むの例無し。遼の興宗の時、蕭罕嘉努疏して言はく、「太祖の考夷窩董、今に至るまで猶ほ名を以て呼ぶ」と。是に於て始めて元・徳の二祖を追尊す。蓋し北俗淳樸にして、本、名を諱まざるなり。)

【一】曹元用の傳は元史第百七十二卷に載す。  
【二】遼魯曾の傳は元史第百八十七卷に載す。

元、子弟・駙馬を各部に封ず

元の太祖・太宗、諸國を征討し、一地を得れば、即ち子弟一人を封じて之を鎮せしむ。亦、封の駙馬に及ぶ者有り。太祖の子卓沁(赤)の如き、西北に分封せらる。其地極めて遠く、京師を去ること數萬里、驛騎急行すること二百餘日にして方に至る。又、按陳に賜ふに可木兒・溫都兒等の地を以てし、火忽に賜ふに哈老溫等の地を以てす。憲宗の立つや、諸王の來り會する者、西方には伯爾克托・噶特穆爾・兒哥脫哈帖木兒等(帖木兒に作る)有り。東方には伊克托歡・伊遜克・阿齊台・塔齊爾・伯勒格台等(舊、古脫忽・亦孫哥・按只帶)有り。皆、太祖・太宗の子孫の、外に分封せらるる者なり。憲宗、又、諸王を各部に分ち遷す。格丹(舊名)が巴實伯里(舊名、別)に分れ、蔑里(舊名)が雅爾達實河(舊、葉兒的實)に分れ、海都が哈里雅爾(舊、海押立)に分れ、伯爾克(舊名、別兒哥)が庫爾哲(舊、曲兒只)に分れ、托克托(舊名)が額密埒(舊、密立)に分るが如し。比れ皆、元史に見ゆる者なり。而して明史の外國傳に又記す、「哈密は則ち威武王納忽里の封地なり。西寧は則ち駙馬章古の封地なり。哩極里は則ち諸王納失里の封地なり。撒馬兒罕は則ち駙馬帖木兒の封地なり。別失八里は則ち諸王合丹の封地なり」と。蓋し其宗親已に朔漠に徧し。中原を取る後に及びて、諸王の、外に分封せらるる者、又、各、予ふるに、内地の分邑を以てす。漢・唐の食邑の制の如し。收むる所の賦は、五戸絲と曰ふ。五戸毎に、絲一斤を出し、以て其俸に供す。是より先、太祖、諸州の民戸を以て諸王・貴戚に分賜せんと欲す。耶律楚材、以て不便と爲す。乃ち命じて各位下に、止だ達魯噶齊(舊、達魯火赤に作る)を設けしめ、而して朝廷、官吏

元の帝后は皆名を諱まず 元、子弟・駙馬を各部に封ず



を置き、其租税を收めて以て之に給す。其後、世祖、宋を平げて後、亦、此例に仿ひ、以て諸王に給す。安遠王の分邑、建寧に隸する者七縣、汀州に隸する者三縣、其の自ら達魯噶齊を置くを聽すが如き、是れなり。(成宗、晉王也孫鐵木兒に南鄭縣六萬五千戸、世祖の諸王子也先鐵木兒に詔安縣、脫歡の子不答失里に寧德縣、忽魯魯噶齊と爲し、各位の置く所の者を副と爲す。)海都は哈里雅爾に封せられ、而して内地にも亦、食邑有り。海都叛し、後、復た給せず。海都死し、其子察八兒、窮蹙して來り降る。世祖先に旨有り、「諸王は皆太祖の子孫なり。其分地の應に得べきの五戸絲は之を藏し、彼が來り降るを待ちて之を賜へ」と。是に至りて仍ほ以て察八兒に賜ふ。元の・宗親を待つこと、厚しと謂ふ可し。明史に謂はく、「元の太祖、西域を平げ、子弟を封じて王と爲す。元亡び、各自割據し、相統屬せず。然れども其子孫、西北に散布する者甚だ多し。故に中原をば失ふと雖も、而も塞外の苗裔、仍ほ絶えず」と。此れ一代の封建の制、後嗣の計を爲す所以の者、至つて深遠なるなり。

### 元代の叛王

元、諸王を西北に封じ、固に宗支蕃衍の效を收む。然れども多く地に據りて叛亂する者有り。其の本紀に見ゆる者は、世祖の時、諸王乃顔反す。帝自ら將として討ちて之を擒にす。已にして其黨哈丹禿魯又叛す。再び師を出して之を敗る。而して諸王の中に、海都といふ者有り、尤も強盛なり。屢兵

を稱げて内犯す。詔して安童を以て皇子北平王那不を佐けて北邊を鎮せしむ。諸王昔里吉、北平王を劫し、安童を拘へ、宗王を脅して以て叛す。帝、伯顔に命じて之を討たしむ。其兵を敗ると雖も、而も海都仍ほ逸れ去る。故に常に皇子に命じて北邊を鎮せしめ、以て之に備ふ。成宗及び晉王武宗、皇子たる時、皆、邊を守ること十餘年、未だ嘗て帖服せざるなり。此外、各列傳に見ゆる者は、土土哈の傳に、叛王脱脫・木失烈吉及び鐵哥有り、皆、土土哈の敗る所と爲る。又、叛王哈兒魯を擒にし、叛王兀塔海を誅し、又、叛王火魯哈孫を兀魯灰の地に敗り、夜、貴烈河を渡り、叛王哈丹を敗る。又、阿沙不花の傳に、叛王納牙等有り、阿沙不花の敗る所と爲る。伯顔の傳に、諸王明里鐵木兒有り、海都に従つて叛す。伯顔、書を以て之を諭す。明里鐵木兒、感泣して來り歸す。阿朮の傳に、叛王昔刺木有り、阿朮の敗る所と爲る。阿刺罕の傳に、世祖の母弟阿里不哥有り、兵を構ふ。塔出の傳に、叛王曲迭兒有り、塔出の敗る所と爲る。暗伯の傳に、叛王哈魯魯有り、暗伯の擒にする所と爲る。昔班の傳に、火和大王有り、叛し、昔班の敗る所と爲る。玉哇失の傳に、諸王和林及失刺等叛する有り。麥里の傳に、諸王霍忽有り、叛して河西を掠む。麥里撃ちて之を敗る。忽

- 【一】 阿沙不花の傳は元史第百三十六卷に載す。
- 【二】 阿朮の傳は元史第百二十八卷に載す。
- 【三】 阿刺罕の傳は元史第百二十九卷に載す。
- 【四】 塔出の傳は元史第百三十三卷に載す。
- 【五】 暗伯の傳は元史第百三十三卷に載す。
- 【六】 昔班の傳は元史第百二十四卷に載す。
- 【七】 玉哇失の傳は元史第百三十二卷に載す。
- 【八】 麥里の傳は元史第百三十二卷に載す。
- 【九】 忽林出の傳は元史第百三十五卷に載す。



林出の傳に、叛王幹羅斯等有り、忽林出の敗る所と爲る。(一〇) 失刺拔都兒の傳に、叛王脫脫有り、失刺拔都兒の擒にする所と爲る。洪重喜の傳に、叛王八刺哈赤有り、重喜の敗る所と爲る。劉國傑の傳に、諸王脫脫木有り、反す、國傑襲うて之を敗る。(二) 孔元の傳に、叛王失里木等有り、元、兵を出して之を兀速洋に敗る。(三) 劉哈刺八都魯の傳に、叛王昔里吉及び脫忽有り、皆戰敗れて擒にせらる。(蓋し即ち北平王を)汪惟正の傳に、叛王士魯有り、叛して六盤山に據り、惟正の擒にする所と爲る。(四) 忙哥撒兒の傳に、叛王察哈台有り、忙哥撒兒の誅する所と爲る。(五) 鐵哥の傳に、叛王塔不台有り。(六) 月赤察の傳に、叛王滅里鐵木兒有り、金山に屯す。武宗、皇子たり、北邊を鎮す。時に其不意に出で、師を以て之を壓す。滅里乃ち降る。成宗の元貞二年、猶ほ諸王都哇徹徹禿有り、師を潛めて火兒哈禿の地を襲ふ。又、叛王禿麥幹魯思等、邊を犯す。直に元貞九年に至り、海都の子察八兒及び都哇、明里帖木兒等、相聚まりて謀りて曰はく、『昔、我が太祖、艱難して以て帝業を成せり。我が子孫乃ち自ら相殘殺するは、是れ祖宗の業を墮るなり。今、邊に鎮する者は、皆、吾が世祖の孫なり。吾、誰と争はんや。若かず、使を遣はして命を請ひ兵を罷め、一家の好を通せんには』

- 【一〇】 失刺拔都兒の傳は元史第百三十五卷に載す。
- 【二】 孔元の傳は元史第百六十五卷に載す。
- 【三】 劉哈刺八都魯の傳は元史第百六十九卷に載す。
- 【四】 汪惟正の傳は元史第百五十五卷に載す。
- 【五】 忙哥撒兒の傳は元史第百二十四卷に載す。
- 【六】 鐵哥の傳は元史第百二十五卷に載す。
- 【七】 月赤察の傳は元史第百二十九卷博爾忽傳に附載す。
- 【八】 元貞。皇紀一九五五—一九五六。西紀一二九五—一二九六。

と。乃ち使を遣はして來る。帝、之を許す。是に於て諸王、皆、兵を罷めて入朝す。(牀元) 諸王入朝す。大に宴す。時に (二) 脫脫、席に即き、西北の諸王の始終離合の迹、逆を去り順を效すの義を陳す。聽く者傾き服す。(傳) 脫脫 此れ元一代の、諸王を分ち封する得失の林なり。(三) 王思廉の傳に、帝、乃顔を親征する時、思廉、段貞に謂ひて曰はく、『諸王反するは、地大なるに由るが故なり。漢の鼂錯の地を削るの議、實に良圖と爲す』と。貞、以て聞す。帝、之を嘉す。其時、博羅歡も亦、太祖に謂ひ、諸王を分ち封するに、其地と戸と、二十分を以て率と爲す。忙兀・兀魯・扎刺兒・宏吉利・亦其列思の五部、共に十一を得、乃顔、獨り其九を得、故に最も強し。然らば則ち衆建して其勢を分つは、又、圭を析ち土を分つ時、當に早く計るべき所なるか。

各朝の國書

後魏の太武帝、新書千餘を造り、詔して曰はく、『在昔、帝軒轅、制を創め物を造り、乃ち倉頡に命じ、鳥獸の迹に因り、以て文字を立てしむ。茲より以降、時に隨つて改作す。故に篆隸草楷、竝に世に行はる。然れども經歷久遠にして、傳習多く其眞を失ふ。軌則を來世に示す所以に非ざるなり。今、文字の世の用ふる所の者を制定し、遠近に頒下し、永く楷式と爲す』と。(二) 天興四年、又、博士・儒

- 【一】 脫脫の傳は元史第百三十八卷に載す。
- 【二】 王思廉の傳は元史第百六十卷に載す。
- 【三】 天興。後魏拓跋珪の年號。皇紀一〇五八—一〇六三。西紀三九八—四〇三。



生を集め、衆經の文字を比し、義類相從ふ、凡そ四萬餘字、號して衆文經と曰ふ。是れ皆、書籍の文字の、傳寫訛謬するに因り、特に刊正を爲し、以て畫一を昭かにし、天下をして通行せしむ。而して別に一體を創めて以て其國俗の用ふる所に便にするに非ざるなり。遼の太祖始めて契丹字を造りしよりして、夏・金・元以來、遂に之に仿ひ、各國書有り。今、後に摘敘す。

春、初めて契丹の大字を制す」と。案するに陶宗儀の書史會要に云はく、  
 「遼の太祖、漢人の教を用ひ、隸書の半を以て、之を増損し、契丹字數千を製し、以て刻木に代ふ」と。又、永樂大典に紀異録を引きて云はく、「渤海既に平ぎ、乃ち契丹の大字三千餘言を製す」と。則ち字を製するは應に天顯元年に在るべきなり。趙元昊自ら蕃書を制し、野利仁榮に命じて之を演繹せしめ、十二卷を成す。字、形體方整にして、八分に類す。而して書類る重複す。國人に教へて事を紀するに蕃書を用ひしむ。又、孝經・爾雅・四言雜字を釋して蕃語と爲す。完顔希尹の傳に、「女直初め文字無し。契丹の漢人を獲るに及びて、始めて契丹の漢字に通す。金主遂に古紳(舊史に谷紳)に命じて、漢人の楷字に依倣し、契丹字の制度に因り、本國の語に合はせて、女直字を製せしめ、之を行ふ。後、又、女直の小子を製し、古紳の製する所を謂ひて大字と爲すと云ふ」と。  
(後、納合椿年、紇石烈良弼、皆、此に由りて相位を致す。而して溫罕、締達、最

- 【一】 神冊。遼の太祖の年號。皇紀一五七六一一五八一。西紀九一六—九二一。
- 【二】 天顯。遼の太祖の年號。太宗仍ほ之を稱す。皇紀一五八七—一五九六。西紀九二七—九三六。
- 【三】 完顔希尹の傳は金史第七十三卷に載す。

元史に、「世祖始めて西僧帕克斯巴(舊史に八巴思)に命じて、蒙古の新字を製せしむ。詔して曰はく、「我が國家、基を朔方に肇め、文字を制用し、皆、漢楷及び輝和字を取り、以て本朝の言を達す。諸を遼・金及び遼方の諸國に考ふるに、例して各、字有り。今、國師帕克斯巴に命じて蒙古の新字を創め、諸路に頒行し、一切の文字を譯寫せしむ。言に順ひ事を達するを期するのみ」と。帕克斯巴を號して大寶法王と爲す。其字凡そ千餘。大要、諧聲を以て主と爲す。  
(世祖、國師が西番人にして、言語、通ぜざるを以て、迎魯納答思に命じて、國師に従つて其法及び言と字とを習はしむ。期年にして皆通す。畏吾の字を以て西天・西番の經論を譯す。此れ蓋し未だ蒙古の字を製せざる以前、猶ほ畏吾の字を借り用ひしなり。)



卷の三十

元初、兵を用ふるに多く天助有り

元の太宗の時、皇子蒙哥(今名、莽賽扣)をして欽察を征せしむ。其會八赤蠻、海島に逃る。蒙哥亟かに師を進む。適大風、海水を刮して去り、甚だ淺く、渡る可し。蒙哥喜んで曰はく、「此れ天、道を開くなり」と。進んで八赤蠻を擒にし、之を囚す。八赤蠻曰はく、「水廻る期且に至らんとす。宜しく早く還るべし」と。蒙哥即ち師を班す。而して水已に至る。後軍、浮渡する者有り。(憲宗紀に)太宗、又、弟拖雷をして宋の武休關に入り、漢江を渡り、而して北のかた禹山に至らしむ。金の完顔合達等拒ぎ戦ふ。北兵、之を襲ふ。金の恆山公武仙の一軍、殊死して鬪ふ。北騎退き走る。奔るを追ふの際、忽ち大霧四に塞がる。合達、命じて軍を收めしむ。之を頃くして霧散じ、乃ち前めば、則ち前に一大澗の濶さ數里なる有り。此霧に非ざりせば、則ち北兵の人馬、中に満ちしならん。(二)金史の完顔合達傳憲宗即位の八年二月、宋を伐ち、師、河に次す。適河氷合す。土を以て之を覆ひ、遂に渡る。(憲宗世祖の時、三)伯顔(今名、巴延)を遣はして宋を伐たしむ。軍、錢塘江に至り、潮を觀、遂に沙岸に駐まる。

【一】完顔合達の傳は金史第一百十二卷に載す。  
 【二】伯顔の傳は元史第三百零八卷に載す。

元初、兵を用ふるに多く天助有り



杭人方に以爲へらく、潮至らば、當に盡く溺るべしと。乃ち潮至らざる者二日。(伯顔)見る可し、興王の運は、山川、靈を効すことを。

元の世祖、利を嗜み武を贖す

元の世祖、天下を混一し、官制を定め、紀綱を立て、兼ねて能く劉秉忠・姚樞・許衡等の言を聴き、意を治道に留む。固より開國の英主に屬す。然れども其の利を嗜み武を贖すの心は則ち天性に根し、其身を終るまで、未だ嘗て稍しも變せず。元史の紀傳の載する所見る可きなり。中統三年、即ち財賦の任を以て阿合馬に委ね、鐵冶を興し、鹽稅を増す。小しく成效有り、平章中書政事に拜す。又、制國用司を立て、阿合馬を以て使事を領せしむ。已にして復た制國用司を罷め、尙書省を立て、阿合馬を以て平章尙書省事とす。奏して天下の戸口を括し、下、藥材・權茶に至るまで、亦、織屑も遺さず。其の設施する所、専ら培克斂財を以て事と爲す。史天澤・安童等、之を争ひ、崔斌等、之を効す。皆、勝つ能はず。理算を以て江淮行省平章阿里伯・右丞燕鐵木兒を死に陥る。秦長卿といふ者有り、其奸を發かんと欲し、反つて噬む所と爲り、獄に斃る。私人を擢用し、部選に由らず。其子忽辛及び抹速忽を以て、財賦の重地に分據せしめ、竝に奸黨郝禎・耿仁等を援引し、驟に同列に陞せ、陰に與に交通し、専ら蒙蔽を事とす、逋賦蠲かず、征斂愈急に、内は貨賄を通じ、外は刑威を示す。

天下の人、其肉を食はんことを思はざるは無し。益都の千戸王著有り、義憤を發し、之を擊殺す。阿合馬の奸始めて上聞す。命じて棺を剖き屍を戮せしむと雖も、而も毒を海内に流すこと已に二十年。阿合馬既に死し、又、盧世榮を用ふ。亦、歳入を増多するを以て能と爲す。鹽鐵・權酷・商稅・田課、凡そ以て利を罔す可き者は、益務めて搜括す。奏して阿合馬の黨を用ひ、皆、要職に列す。凡そ惡を肆にすること二年、御史大夫玉速帖木兒、盡く其奸を發く。始めて詔して之を誅す。未だ幾くならずして、又、桑哥を用ひ、再び尙書省を立て、行中書を改めて行尙書省と爲し、六部を尙書と爲す。六部、其の君を得るを恃み、嘗て參政楊寬・郭佑及び臺吏王良弼を拳殿し、皆、誣奏して死に至らしむ。遂に丞相を以て尙書を領し統制使を兼ね。沙不丁を以て江淮左丞と爲し、烏馬兒を參政と爲す。奏して忻都阿散等十二人を遣はし、六省の錢穀を理算せしむ。天下騒然たり。佞諛する者、方に之が爲めに、碑を立て功を記せんと請ふ。桑哥、又、奏して監察御史四人を咎うつ。自後、御史、省部に入り、掾令史、皆與に抗禮す。臺綱盡く廢す。内外の官を銓調し、宣勅も亦尙書に付す。是に由りて刑爵を以て販賣を爲す。至元二十四年より、二十八年に至り、也先帖木兒の効する所と爲り、始めて誅に伏す。統計するに帝、位に在ること三十餘年、幾ど此三人の者と、終始を相爲す。此れ其の利を嗜み得を貪ること、牢固にして破る可からざるなり。高麗臣服せしより、即ち日本を招諭す。日本、通せず。先づ耽羅を平げ、繼ぎて南宋に事有り、襄樊を攻め、涪渝を攻め、以て、江淮を下し、宋主



を降し・二王を閩廣に追ふに至るまで、先後凡そ十餘年にして、甫めて事を訖る。又、日本を征するを議し、阿塔海・范文虎・忻都・洪茶邱等に命じて、兵十萬を率ゐて海に出でしむ。颶風、舟を破る、文虎等、舟の堅好なる者を選びて先づ歸り、盡く其兵を山島に棄つ。日本の兵來り、凡そ蒙古・高麗の人は盡く殺し、新附の軍を謂ひて唐人と爲し、殺さずして之を奴とす。其の脱れ歸るを得るは、僅に于闐等三人のみ。帝大に怒り、再び日本を征せんと欲し、王積翁を遣はして先づ往きて招諭せしむ。舟人に途に殺さる。始終、要領を得ず、乃ち止む。而して其時、又、安南の役・占城の役・緬國の役・瓜哇の役を興す。安南は凡そ三たび征す。其國王陳日煊父子、終に逃匿して獲られず。最後の師還るや、幾ど邀截する所と爲り、間道より始めて歸るを得。緬國は凡そ兩たび征し、亦、師を喪ふこと七千、僅に其成を取る。其の占城を征するや、舟、風濤の碎く所と爲る者、十の七八。岸に至る者、攻めて其木城に克つ。而して國主已に逃る。官軍深く入り、亦、截つ所と爲り、力戦して歸るを得。其の瓜哇を征するや、初めて至り、戰屢捷ち、給く所と爲り、使を遣はして入り諭す。其國主、使を殺して逃る。亦、其要領を得ず、遂に師を旋す。統計するに、中統・至元の三十餘年、歳として兵を用ひざるは無し。其の初め宋を視て敵國と爲すに當りては、必ずしも克つ能はざらんことを恐れ、尙ほ慎重の意有り、使を遣はして和を議す。既に宋を平ぐるに及びて、遂に戰勝攻取を視て常事と爲し、幾ど、天の覆ふ所を盡し、悉く主たり・悉く臣とし、以て雄を千古に稱せんと欲し、

甫めて域中を定め、即ち海外を視、初めには驕兵を以て勝を圖り、繼ぎて憤兵を以て敗を致し、猶ほ覺悟せず、再び天威を奮ふを思ひ、崩ずるに迄りて而して後止む。此れ其の大を好み功を喜み、兵を窮め武を驕し、老に至りて而も悔いざる者なり。是二者に由りて之を觀れば、内は聚斂の臣を用ひ、民の財を視ること土苴の如く、外は無名の師を興し、民の命を戕ふこと草芥の如し。常理を以て論ずれば、此に一有れば、即ち以て國を喪ひ身を亡ぼすに足る。乃ち是時、民、生を聊んせず、反者數千百起ると雖も、而も終に能く次を以て平定す。蓋し興王の運は、謂はゆる氣盛んにして物の小大畢く浮ぶ、故に其の爲す所を恣にして、而も傾覆に至らず。始めて知る、三代以下、國の興亡は、全く天命に繫り、必ずしも有道者、天下を得、無道者、天下を失ふに非ざることを。

案ずるに、元、太祖が兵を起ししより、國を滅ぼすこと四十、西夏を降し、金の中都を取り、又、西域を攻め、東印度國に至り、角端に遇ひて始めて還る。太宗、之に繼ぎ、金を滅ぼし宋を侵し、西のかた欽察を征し、中國を去ること三萬餘里。憲宗に造びて、又、世祖に命じて大理・元良合台を征し、交趾を征せしむ。世祖の時に至るまで、兵を用ふること已に四十餘年、世祖、位に即き、又、攻討すること三十餘年。古より兵を用ふること、未だ是の如く久しき者有らず。

元の諸帝多くは漢文に習はず

元の諸帝多くは漢文に習はず



元、朔方に起り、本、語有り字無し。太祖以來、但だ畏吾の字を借り用ひて、以て文檄を通ず。世祖始めて西僧八思巴が造れる蒙古の字を用ふ。然れども漢文に於ては則ち未だ習はざるなり。元史の本紀に、『至元二十三年、翰林承旨撒里蠻言はく、「國史院、太祖累朝實錄を纂修す。請ふ先づ畏吾の字を以て繙譯進讀し、再び纂定に付せん」と。元貞二年、兀都帶等、譯する所の太宗・憲宗・世祖實錄を進む」と。是れ皆、國書を以て進呈するなり。其の他傳に散見する者は、世祖、(一)徐世隆に問ふに、堯・舜・禹・湯の君たるの道を以てす。世隆、書傳を取りて以て對ふ。帝喜んで曰はく、「汝、朕が爲めに直解進讀せよ」と。書成る。翰林承旨安藏をして譯寫して以て進めしむ。曹元用、旨を奉じて、唐の貞觀政要を譯して國語と爲す。(二)元明善、武宗の詔を奉じて、尙書の經文を節し、其の政事に關する者を譯し、乃ち文陸を擧げて同じく譯す。一篇を進む毎に、帝必ず「善し」と稱す。(三)虞集、經筵に在り、經史中の治道に益ある者を取り、國語・漢文を用ひて兩つながら進讀す。譯潤の際、務めて明白と爲し、數日にして乃ち一篇を成す。(四)馬祖常も亦、皇圖大訓を譯して以て進む。(皆、各本傳に見ゆ)是れ凡そ進呈する文字、必ず皆譯するに國書を以てす。知る可し、諸帝、皆、漢文に習はざることを。惟だ裕宗、太子たる時、早く姚樞・竇默に從つて孝經を受く。長ずるに及びては則ち經幄に侍する者、王恂・白棟・李謙・宋道等

- 【一】徐世隆の傳は元史第百六十卷に載す。
- 【二】元明善の傳は元史第百八十一卷に載す。
- 【三】虞集の傳は元史第百八十一卷に載す。
- 【四】馬祖常の傳は元史第百四十三卷に載す。

の如き、皆長く東宮に在り、諮訪に備ふ。中庶子伯必、其子阿八赤を以て入り見ゆ。太子諭して學に入らしむ。伯必即ち蒙古學に入らしむ。年を逾えて再び見ゆ。「讀む所何の書ぞ」と問ふ。蒙古書を以て對ふ。太子曰はく、「我、汝に命じて漢人の文字を學ばしむるのみ」と。此れ裕宗の心を學問に留むるを見る可し。然れども未だ位に即かずして薨す。以後、仁宗の如き、最も能く儒を親しみ道を重んず。然れども人の大學衍義を進むる者有り。詹事王約等に命じて、節して之を譯せしむ。則ち其の漢文に於ける、蓋し亦、甚だ深く貫かず。朝廷の大臣に至りても、亦、多く蒙古の勳舊を用ひ、意を儒學に留むる者有ること罕なり。世祖の時、尙書留夢炎等奏す、「江淮の行省、一人の文墨に通ずる者無し」と。乃ち崔彧を以て江淮行省左丞と爲す。(傳)李元禮、「太后當に五臺に幸す可からず」と諫む。帝大に怒り、丞相完澤・不忽木等をして鞠問せしむ。不忽木、國語を以て譯して之を讀む。完澤曰はく、「吾が意も亦此の如し」と。是れ惟だ帝王のみ漢文に習はざるのみならず、即ち大臣中、漢文を習ふ者亦少きなり。小雲石海牙・孛朮魯獅・曠曠・薩都刺等の如き、固に當に翹楚と爲すべし。

- 【五】崔彧の傳は元史第百七十卷に載す。

元初、郊廟親ら祀らず

元の太祖以來、郊廟親祀の禮無し。惟だ牲を割き、馬漚を奠め、蒙古の巫祝を以て詞を致すのみ。



世祖始めて神主を中書省に設け、樂を用ひ、官を遣はして祭を致し、已りて中書省より、神主を聖安寺に遷す。中統四年、始めて詔して太廟を燕京に建て、神主を遷して之を奉ず。而れども規制未だ備はらず。至元十四年、太廟成る。然れども成宗の初め、有司、世祖の皇后の玉冊を造りて成る。諸を各室に納れんと請ふ。帝曰はく、「親享の禮は、祖宗未だ嘗て舉行せず。其れ冊を以て來れ。朕躬ら之を祝せん」と。(紀本)是れ成宗以前、此禮無きなり。武宗の至大元年、尊號を受くるを以て、始めて躬ら太廟に謝す。而も時享は尙ほ未だ親ら祀らず。至大二年、尙書省及び太常奏す、「南郊の禮は、已に行はるれども未だ備はらず。北郊の禮は、尙ほ未だ舉行せず。今年の冬至に、天を南郊に祀るに、請ふ太祖を以て配せん。明年の夏至に、地を祀るに、請ふ世祖を以て配せん」と。之に従ふ。

- 【一】至治。皇紀一九八一—一九八三。西紀一三二二—一三二三。
- 【二】拜珠の傳は元史第三百三十六卷に載す。

(紀本)然れども考ふるに是年、初め未だ親郊の事有らざるなり。至大三年冬に迨びて、始めて南郊に事有り、太祖を尊びて天に配す。英宗の(三)至治元年、(三)丞相拜珠(舊名)奏す、「至元十四年始めて太廟を大都に建てしより、今に至るまで四十年來、未だ嘗て親ら享せず」と。帝悦んで曰はく、「朕能く之を行はん」と。乃ち有司に勅して儀制を定めしむ。是冬、始めて太廟に事有り、帝、通天冠・絳紗袍を服し、崇天門を出でて事を行ひ、仁宗の太室に至り、即ち流涕す。左右感動す。詔して曰はく、「一歲に惟だ四たび祀り、人をして之に代らしむるは、實に未だ安んぜざる所なり。歲ごとに必ず親ら祀

り、以て朕が身を終へん」と。(本紀及び拜珠)此れ親ら太廟を祀るの始なり。而れども南郊は仍ほ未だ親ら享せず。泰定帝の時、趙師魯疏して、親ら郊廟を祀らんことを請ふ。帝曰はく、「朕、世祖の舊制に遵ふ。其れ大臣に命じて之に代らしめん」と。是れ惟だ南郊のみ親ら享せざるならず、即ち太廟も亦仍ほ親ら祭らざるなり。(本紀及び)文宗の(四)至順元年、始めて大裘袞冕を服し、親ら天を南郊に祀る。順帝の至元五年、親ら太室に裸す。(五)至正元年、又、袞冕を服し、太廟を祭る。寧宗の室に至り、問うて曰はく、「朕は寧宗の兄なり。當に拜すべきや否や」と。太常博士劉聞對へて曰はく、「春秋の魯の閔公、君たる時、僖公尙ほ臣たり。僖公、位に即き、未だ拜せざるを聞かず」と。帝乃ち拜す。是月、亦親ら上帝を南郊に祀る。(紀本)有元一代を統ぶるに、親ら太廟を祀り、親ら上帝を享せしは、惟だ武宗・英宗・文宗・順帝の四君のみ。

- 【三】趙師魯の傳は元史第七百七十六卷に載す。
- 【四】至順。皇紀一九九〇—一九九一。西紀一三三〇—一三三一。
- 【五】至正。順帝の年號。皇紀二〇〇一—二〇二七。西紀一三四一—一三六七。

元の制、百官皆蒙古人之が長と爲る

元の世祖、制を定め、政務を總ぶる者は、中書省と曰ひ、兵柄を兼る者は、樞密院と曰ひ、黜陟を司る者は、御史臺と曰ふ。其次、内に在る者は、寺有り、監有り、衛有り、府有り。外に在る者は、行省・行臺・宣慰司使・廉訪使有り。其の民を牧する者は、路と曰ひ、府と曰ひ、州と曰ひ、縣と曰ふ。

元の制、百官皆蒙古人之が長と爲る



官に常職有り、位に常員有り。其長は、皆、蒙古人を以て之と爲し、而して漢人・南人これに貳す。  
(元史の百)故に一代の制、未だ漢人・南人の・正官と爲る者有らず。中書省は、政の本の地と爲す。太祖・太宗の時、契丹人邪律楚材を以て中書令と爲す。宏州の人楊惟中、之に繼ぐ。楚材の子鑄、亦、左丞相と爲る。(元の制、右)此れ未だ制を定めざる以前に在り。世祖の時に至りて、惟だ史天澤、元勳宿望を以て中書右丞相と爲る。仁宗の時、回回人哈散を以て相と爲さんと欲す。哈散、故事に丞相は必ず蒙古の勳舊を用ふるを以て、故に力辭す。帝乃ち伯答沙を以て右丞相と爲し、哈散を左丞相と爲す。太平、本姓は賀、名は惟一、順帝、以て御史大夫と爲さんと欲す。故事に、臺端は、國姓に非ざれば授けず。惟一固辭す。帝乃ち其姓名を改めて太平と曰ふ。後仕へて中書省左丞相に至る。元の世を終るまで、蒙古に非ずして丞相と爲る者は、止だ此三人のみ。哈散は尙ほ回回人に係る。其漢人は、止だ史天澤・賀惟一のみ。丞相の下に、平章政事有り、左右丞有り、(先に右丞二員有りて左無し。後、崔彥の言を以て、始めて左丞を設く。故に漢人も亦之に居るを得。趙世延の如き、本、雍古の族なり。延祐元年、省臣奏す、「參政に儒者を用ひん、世延は其人なり」と。帝曰はく、「世延は雍古氏にして、漢人に非ず。其習宜しく右に居るべし」と。漢人は右に居るを得ざることを見る可し。)參知政事有り。則ち漢人も亦、之と爲るを得。(王文統、李孟が俱に平章と爲り、許衡、姚樞、張文謙が俱に左丞と爲るが如し。)其時、亦、宰執と稱す。(王文統が平章と爲るや、竇默が「此人は心術正しからず、宰相と爲る可からず」と曰へるが如き、是れなり。成宗、宣) 然れども中葉の後、漢人の之と爲る者も亦少し。順帝紀に、至正十三年、始めて詔して、南人の・才學有る者は、世祖の舊制に依り、中書省・樞密院・御史臺、皆、之を用ふ。是時、江淮、兵起る。故に是を以て人心を

收拾す。然れども亦、久しく南人を用ひず、是に至りて始めて特に詔を下すを見る可きなり。(韓元) 順帝の時、丞相托克托、事を内庭に奏す。事、兵機に關し、而して元善及び參知政事韓輔は皆漢人なるを以て、退避して與に俱にする勿からしむ。則ち漢人を參用すと雖も、而も機密は仍ほ與るを得ざるなり。)鄭鼎の傳に、「鼎の子制宜、樞密院判官と爲る。車駕、上都に幸す。舊制に、樞府の官、行に従ひ、歳に一人を留めて本院の事を司らしむ。漢人は與るを得ず。是に至りて以て制宜に屬す。制宜力辭す。帝曰はく、「汝は豈に漢人の比ならんや」と。竟に之を留む」と。見る可し、樞密の屬僚、權を掌るの處にも、漢人も、與るを得ざることを。御史大夫は、國姓に非ざれば授けざることを、既に(二)太平の傳に見ゆ。而して世祖初め程鉅夫に命じて御史中丞と爲す。臺臣言はく、「鉅夫は南人なり、宜しく用ふべからず」と。帝曰はく、「汝未だ南人を用ひず。何を以て南人の用ふべからざるを知らん。今より、省部・臺院、必ず南人を參用せん」と。(鉅夫) 見る可し、未だ詔を下さざる以前、御史中丞の職も、漢人、亦、居るを得ざることを。中書省の、外に分設する者は、行省と曰ふ。初め本、丞相を設けず。後、和林等の處には勳戚多く、行省は官輕く、以て之を鎮するに足らざるを以て、乃ち丞相を設く。而して他處の行省、遂に皆設く。董文用の傳に、「行省の長官は素より貴く、同列、敢て仰ぎ視る莫く、跪起稟白すること、小吏の如し。文用至れば則ち堂上に坐し、侃侃として與に論ず」と。見る可し、行省の中、蒙古人の・長官と爲る者は、同列と雖も、敢て與に鈞禮を講せざることを。成宗本紀に、「各道の廉訪司は、必ず蒙古人を選びて使と爲す。

【一】 太平の傳は元史第四百十卷に載す。



或は缺くれば則ち色目の世臣の子孫を以て之と爲す。其次に、始めて參するに色目及び漢人を以てす』と。文宗本紀に、『御史臺に詔して、凡そ各道の廉訪司の官は、蒙古二人・畏兀・河西・回回・漢人・南人各一人を用ひしむ』と。是れ漢人・南人の、廉訪司に厠はる者は、僅に五の一なり。其の各路の達嚕噶齊(舊名、達魯花赤)も、亦、蒙古人を以て之と爲す。至元二年、詔して、蒙古人を以て各路の達嚕噶齊に充て、漢人を總管に充て、回回人を同知と爲し、永く定制と爲す。其の諸王・駙馬の分地は、并に自ら達嚕噶齊を用ひしむ。仁宗始めて命じて流官を以て之と爲し、而して諸王・駙馬の用ふる所の者を副と爲す。未だ幾くならずして、仍は舊制に復す。文宗詔して、諸王の封邑の用ふる所の達嚕噶齊は、本部の治體を識る者を擇びて之と爲す。或は冒濫有れば、罪、王相に及ぶ。然れども亦、未だ漢人を以て之と爲す者有るを聞かず。此れ有元一代の中外の百官、國姓を偏重するの制なり。

元初の州縣多く世襲す

元の太祖・太宗、兵を沙漠に用ひ、一地を得れば、即ち一人を封じ、之をして世守せしむ。其の所屬を以て來り降る者も、亦、即ち其人を官にし、之をして世襲せしむ。中原を取るに及びて、亦、此法を以て之を行ふ。故に官、世襲多し。石天祿の如き、征行千戸と爲り、既に卒し、子興祖、千戸を襲ぐ。劉敏、郎中と爲り、年老い、憲宗、其子世亨に命じて其職を襲がしむ。潭澄の父資、元帥と爲り、

病に因りて弟資用を擧げて自ら代らしむ。資用卒し、澄、又、職を襲ぐ。恭公直老い、其子蒙古台(舊名、忙古台)を以て萬戸を襲がしむ。趙黑梓、門功を以て元帥職を襲ぐ。段直、所屬の郷社を以て來り降る。命じて潞州の長官と爲し、世襲せしむ。洪茶邱、高麗軍民總管と爲る。其子萬小、職を襲ぎ、仍は其父の虎符を佩ぶ。是れなり。然れども此法、朔漢に行はる可し。而して中原は則ち必ず流官を用ふ。故に世祖の時、廉希憲疏して言はく、『國家、開創より以來、凡そ土を納れ及び始めて命せらるるの臣、皆、世守せしめ、今に至るまで將に六十年ならんとす。子孫、皆、其部下を奴視し、郡邑長吏皆其僮僕なり。此れ前古の無き所なり』と。宋子貞も亦疏して言はく、『州縣の官、相傳ふるに世を以てし、非法に賦斂し、民、命に堪へず』と。姚樞も亦疏して言はく、『今當に銓選を慎むべし。則ち専ら世爵せずして、而して人才出でん』と。是に於て始めて、遷轉の法を行ふを議す。至元二年、遂に州縣の官の世襲を罷む。四年、又、世侯を罷め、牧守を置く。是より先、祁州・河南・陝西は、乃ち世祖が皇太弟たる時封せらるる所の地なり。姚樞等の言に因りて、安撫・經略・宣撫の三司を置き、人を選びて以て職に居らしめ、始めて吏治有り。固に已に之を行ひて效有り。故に是に至りて、希憲等の言に因りて、遂に世襲の舊制を改めしなり。又、元初、百官皆俸祿無し。陳祐の傳に、『中統の時、百官未だ俸を給せられず、多く貪暴

- 【一】 廉希憲の傳は元史第百二十六卷に載す。
- 【二】 宋子貞の傳は元史第百五十九卷に載す。
- 【三】 姚樞の傳は元史第百五十八卷に載す。
- 【四】 陳祐の傳は元史第百六十八卷に載す。



なり。祐獨り能く清慎を以て稱せらる」と。是に至りて姚樞又疏して奏す、「當に爵祿を班つべし。則ち職穢塞がりて公道開けん」と。宋子貞も亦疏して、俸祿を給し職田を定めんと請ふ。乃ち之に従ふ。後、崔彧又奏す、「乞ふ諸路の大小の各官の、俸有る者ば量増し、俸無き者には特に給せん」と。是に於て各官、皆、俸入及び職田の收有り。此れ又、百官の、祿を給せらるるの始なり。

元の州縣の官多く外に在りて銓選す

至元二年、始めて州縣の官の世襲を罷め、宋子貞・耶律鐸を遣はして、山東に至り、所部の官を遷調せしむ。(子貞傳)宋を平ぐる後に及びて、詔して、兩廣・福建の五品以下の官は、行省の便に就きて銓注するに従ふ。尋いで又詔して、雲南省所轄の州縣の官は、福建・兩廣の例に依り、省臺、官に委して銓選し、名姓を以て聞し、隨つて宜勅を給授す。此れ各行省の自選の制なり。法を立つるの始、省選公明にして、才を量りて職を授け、多く其人を得たり。故に李稷謂はく、「下縣尹多く吏部の銓注に従ひ、或は其才に非ず。宜しく併せて省選に歸すべし」と。(李稷傳)蓋し是時、中簡の缺、仍ほ部選に歸す。而して繁劇なる者は、外省の遷調を聽す。故に部選轉つて省選の能を量りて授くるに如かざるなり。其後、省選に弊多きを以て、乃ち使を遣はして監選するの例有り。成宗の初、中書省に命じて、使を遣はして雲南・四川・海北・海

【一】 李稷の傳は元史第百八十五卷に載す。

南・廣西・兩江・廣東・福建の六品以下の選を監せしむ。文宗の時、中書省・御史臺に勅して、使を遣はして江浙・江西・湖廣・四川・雲南の諸行省に至り、三品以下の官を遷調せしむ。則ち併せて三品の大員に及ぶなり。順帝の時、中書省の臣言ふ、「江南、盜賊の阻隔するに因り、所在、官を缺く。宜しく人を遣はして、各行省及び行臺の官と與に、廣東・廣西・海北・海南の三品以下を以て、通行遷調し、五品以下は、先づ照會の任を行ふべし。福建等の處も、亦、此例に依らん」と。之に従ふ。則ち隣省の通融遷調を併せて、亦、之を監選者に委するなり。

元代専ら交鈔を用ふ

交鈔の起るは、南宋の紹興の初、此を造りて以て商旅を召募し、沿邊の糴買の計を爲ししに本づく。銅錢に較べて齎し易く、民頗る之を便とす。稍や滯礙有れば、仍ほ現錢を用ひ、尙ほ子母相權の意を存す。(元史の劉宣傳)金の章宗の時、亦、交鈔を以て錢と並び行ふ。而して有司、鈔を出すを以て利と爲し、鈔を收むるを諱と爲す。之を老鈔と謂ふ。萬貫を以て一餅に易ふるに至る。民力困し、而して國用も亦窮す。(邪律楚材傳)此れ鈔の極弊なり。(案するに金の章宗始めて鈔を用ふ。宣宗先に貞祐寶券を用ふ。未だ幾くならずして輕を積む。又、貞祐通寶を製す。凡そ一貫、貞祐寶券の千貫に當る。哀宗の時、更に興定寶泉を造る。一貫毎に通寶四百貫に當る。)元の太宗の八年、始めて交鈔を造る。世祖の中統元年、又、中統元寶交鈔を造る。食貨志に據れば、其法、絲を以て本と爲し、銀五十兩毎

【一】 交鈔。紙幣の類。  
【二】 劉宣の傳は元史第百六十八卷に載す。



に、絲鈔一千兩に易ふ。諸物の直、竝に絲の例に従ふ。鈔の文、十を以て計る者は、曰はく、十文、二十文、三十文、五十文、百を以て計る者は、曰はく、一百文、二百文、三百文。貫を以て計る者は、曰はく、一貫文、二貫文。二貫毎に白銀一兩に準ず。之を行ふこと既に久しく、物重く鈔輕し。至元二十四年、乃ち改めて至元鈔を造る。二貫より五文に至るまで、凡そ十一等。中統鈔と與に通行し、一貫毎に中統鈔五貫に抵る。武宗の時、又、至大銀鈔を造る。後廢して行はず。元の世を終るまで、常に中統・至元の二鈔を用ふ。毎年印造の數、數十萬より數百萬に至り、等しからず。亦、食貨志に見ゆ。鈔は錢を以て文と爲すと雖も、而も元代實に未だ嘗て錢を鑄ざるなり。武宗の時、曾て錢法を行ひ、泉貨監を立てて之を領せしむ。仁宗、鼓鑄・給せざるを以て仍て廢す。故に有元一代専ら鈔を用ふ。其の能く行用する所以は、各路に平準行用庫を立て、金銀を買易すればなり。平準鈔法、每銀一兩、庫に入るに、其價、至元鈔二貫、庫を出づるに二貫五分、金一兩、庫に入るに、二十貫、庫を出づるに、二十貫五百文。是れ民の・金銀を有する者は、庫に赴きて鈔に換ふ可く、鈔を有する者は、亦、庫に赴きて金銀に換ふ可きなり。又、回易庫を立て、凡そ鈔の昏爛する者は、庫に就きて新鈔に倒換するを許す。工墨費を増すこと、貫毎に三分、換存の昏鈔は、則ち解部焚燒す。行省に隸する者は、行省、官監に委して之を燒かしむ。是れ鈔の敝壞する者は、庫に赴きて新鈔に易ふ可きなり。至元四年、世祖、諸路に詔して、民間の包銀は、鈔を以て輪

納するを聽す。惟だ絲料のみ本色を入る。絲を産するの地に非ざれば、亦、鈔を以て輸す。中書省の臣、又、流通鈔法を奏す、「凡そ賞賜は宜しく多く幣帛を給すべし。課程は宜しく多く鈔を收むべし」と。制して曰はく、「可」と。是れ丁錢・田賦、皆、鈔を以て納る可きなり。此れ天下に通行する所以なり。然れども鈔は虚にして物は實なり。虚なる者は積、輕きは、勢の必ず然る所なり。故に趙孟頫言はく、「始め鈔を造る時、銀を以て本と爲し、虚實相權す。今、二十餘年、輕重相去ること、已に數十倍なり。故に中統を改めて至元と爲す。二十年の後、至元必ず復た中統の如くならん」と。今、元史の各傳に就きて之を參核するに、盧世榮、鈔虚なるを以て回易庫を閉づ。鈔、出づる有りて入る無く、民間の昏鈔、遂に行はる可からず。其後、昏鈔を燒くを監する者、能名を取らんと欲し、率ね應に燒くべき昏鈔を以て、指して偽鈔と爲し、管庫の官吏をして誣服せしむ。(一) 許有壬・韓若愚傳に見ゆ。是に由りて、回易庫、敢て新鈔を以て昏鈔に易へず。(二) 張養浩傳に、民、昏鈔を持して庫に赴きて倒換する者、十を易へて五を與ふるも、累日、得可からず。而して民間の存する所の昏鈔、又、賦税を納れ貨物に易ふる能はず。是に於て遂に廢紙と成る。且つ板紙の印造は、尤も偽を滋し易し。鉛山に偽鈔を造る者多し。豪民吳友文有り、之が魁たり。遠く江淮・燕薊に至るまで、行使せざるは莫く、遂に大富を致す。是れ利權且つ奸民に歸するなり。(三) 林興祖傳。又、奸民、偽鈔を以て黨

- 【三】 趙孟頫の傳は元史第百七十二卷に載す。
- 【四】 許有壬の傳は元史第百八十二卷、韓若愚の傳は第百七十六卷に載す。
- 【五】 張養浩の傳は元史第百七十五卷に載す。
- 【六】 林興祖の傳は元史第百九十二卷に載す。



與を鈎結し、人の財物を脅す。官吏、其謀を聴き、株連する者數千百家。(黃潛傳)是れ刑罰も亦此に由りて日に繁きなり。古者、米絹を以て民生の須ふる所と爲す。之を二實と謂ふ。銀錢は二物と相權す。之を二虚と謂ふ。銀錢、已に之を虚と謂ふ。乃ち又、紙鈔を以て之に代へんと欲す。虚中の虚なり。其れ能く之を行ひて弊無からんや。然れども有元の代、民間究に何を以て市易する。案するに至り。元中、江淮、鈔法を頒行し、宋の銅錢を廢す。後、又、救して歷代の錢の餘銅を拘し、民の自ら用ふるを聽す。然れども、胡長孺の傳に、「台州、歲饑う。宣慰司脱歡、富民の錢一百五十萬を斂して賑に備ふ」と。是れ朝廷、錢を禁すと雖も、而も民間自ら錢を用ふるなり。(盧世榮の傳に、「平準庫を立て、民間の金銀を以て私に相買賣するを禁す。世祖詔す、「金銀は乃ち民間の通用の物なり。今後、民の便に従つて交易するを聽す」と。是れ朝廷原本未だ金銀を禁せざるなり。既に交鈔を造り、其の流通せんことを欲すれば、則ち賦税には鈔を收めざるを得ず。而して民間自ら金銀を用ふれば、則ち實なる者は常に下に在り、而して虚なる者は常に上に在り。國計に於て、亦何ぞ補はんや。)明の太祖、亦、寶鈔を造り、其の行はれざらんことを慮り、民間に禁じて、金銀銅錢を以て交納す。而るに鈔仍ほ行はれず。永樂中、又、詔して戸口を計り、食鹽納稅課程賦罰等の物は悉く鈔を輸し、管杖等の罪は鈔を輸し、贖を納れ、市肆の門に鈔を攤收し、果園及び舟車等の税は鈔を納れしむ。皆、以て鈔を重くせんと欲す。而して鈔卒に行はれず、則ち又、阻滯鈔法の罪を爲り、全家を没せしむるに至る。正統元年、黃福奏す、(洪武の間は、銀一兩、鈔三五貫に當れり。今は一兩、鈔千餘貫に當るし。)

- 【七】 胡長孺の傳は元史第百九十卷儒學傳に載す。
- 【八】 盧世榮の傳は元史第二卷五卷姦臣傳に載す。

案するに宋史の 蔣偕傳に、「朝廷、民を募り、粟を邊に入れ、直を増して券を給し、京師に赴きて錢貨を射取せしむ。之を交鈔と謂ふ」と。是れ北宋已に交子の法有るなり。而して范鎮の疏に言はく、「商人、粟を河北に輸し、價を京師に取らんとするに、貨を權して、即ち鈔を與へず、久しうして之を鬻ぐに、十に纔に六七」と。則ち是時已に留難の弊有りしなり。高宗南渡の後、行在交子務を置き、交子錢引を印し、諸路に給し、公私をして見錢に同じく行用せしむ。已にして日に益 賤し。(隆興二年、陳良祐疏して其弊を言ひ、内帑を發して以て民の病を舒べんと請ふ。孝宗乃ち白金を出して交子(亦、會子)を收換し、并に銅板を收め、印造する勿からしむ。未だ幾くならずして、戸部、又、五百萬を造らんと請ふ。自後、歲ごとに加増有り。)黃疇若疏して曰はく、「民の得る所の會子、折閱すること日に甚だし。州縣科配すれば、民、皆、門を閉ぢて牢く避く。行旅、券を持し、終日、一錢を得ず」と。時に鈔法に因りて告訐繁く興る。(真德秀疏して言はく、「或は一夫、罪に坐し、而して并せて兄弟の財を籍し、或は陌に四錢を虧き、而して千萬の貨を沒入し、富室の錢を科し、産の高下に視へて分配するに至る。民、楮を藏し、田宅を鬻りて以て券を受く。大家と雖も免るるを得ず」と。是れ南宋の交子の弊、亦、金に減せざるなり。)

- 【九】 蔣偕の傳は宋史第三百二十六卷に載す。
- 【一〇】 隆興。宋の孝宗の年號。皇紀一八二三—一八二四。西紀一一六三—一一六四。
- 【一一】 陳良祐の傳は宋史第三百八十八卷に載す。
- 【一二】 黃疇若の傳は宋史第四百十五卷に載す。
- 【一三】 真德秀の傳は宋史第四百三十七卷に載す。



金・元の二朝、宋の後を待する厚薄同じからず

金史に、宗翰等、汴京を破る。宋の徽・欽の二帝出で降る。金の太宗即ち詔して二帝を廢して庶人と爲す。宗翰、二帝及び后妃・太子四百七十餘人及び宗族三千餘人を以て北に去る。既に上京に至り、二帝をして素服を以て太廟に見えしむ。徽宗を昏徳公に、欽宗を重昏侯に封じ、之を韓州に遷し、甲十五頃を給し、耕して以て自ら食はしむ。未だ幾くならずして、又、鶴里改路に遷す。趙氏の疎族も亦多く上京に徙る。徽宗薨じて後、金の熙宗の皇統元年、始めて改めて天水郡王に封じ、欽宗を天水郡公に封す。欽宗、又奏して本品の俸を乞ふ。乃ち詔して之を賙濟す。尋いで又、天水郡王の子姪婿及び天水郡公の子の俸を給ふ。是れ皇統以前には、俸も亦給せざるなり。海陵篡立し、又、趙氏の子男百三十餘人を殺す。世宗始めて一品の禮を以て、欽宗を鞏洛の原に葬る。又、天水郡王の害せられし子孫を河南の祖墓に葬り、其親族の・中都に在りて害せられし者は、城北に葬り、咸平に害せられし者は、本處に葬る。梁肅奏す、『天水郡公の本族、已に在る者無し。其餘は皆遠族なり。其養濟を罷む可し』と。案するに、二帝、韓州に徙り、嗣濮王仲理等尙は燕京に在り。金人、口を計りて食を給す。死する者甚だ多し。此れ即ち謂はゆる遠族なり。是れ二帝の子孫・近族、皆、已に殺

〔一〕皇統、皇紀一八〇一一八〇八。西紀一一四一一一四八。  
〔二〕梁肅の傳は金史第八十九卷に載す。

されて遺る無きなり。昏庸にして國を失ひ、命を讐邦に寄す。其僂辱は固より自ら取るに由る。然れども金の之を待つことも亦太だ過ぎたり。元の世祖の・宋を平ぐるや、按塔哈(舊史、阿塔海と名づく)等、宋の宮に入り、詔を宣し、頸を繋ぎ羊を牽くの禮を免するに至る。太后全氏泣きて帝に謂ひて曰はく、『天子の・汝を活かすを荷ふ。當に恩を謝すべし』と。宋主拜し畢り、母子皆肩輿にて宮を出づ。太皇太后謝氏、疾を以て留まる。病愈ゆるに至りて始めて北行す。宋主、上都に至る。開府儀同三司・大司徒を授け、瀛國公に封す。此れ元史の本紀の載する所なり。而して說郭及び汪元量の記する所にては、宋主、通州に至るや、世祖命じて大宴十日・小宴十日を賜ひ、然る後、上都に赴かしむ。又、全太后及び宮嬪等、大都に在り、日に羊肉一千六百斤を支す。他物、是に稱ふ。宋遺民錄に又載す、『瀛國公稍や長じ、世祖妻すに公主を以てす。世祖、夜夢みらく、金龍、殿柱を繞ると。明日、瀛國來朝し、正に夢みし所の柱下に立つ。世祖陰に之を除かんと欲す。公主以て告ぐ。瀛國懼れ、遂に乞うて釋に従ひ、合尊大師と號し、而して佛を土蕃に學ぶ』と。此れ已に世祖の寛厚なるを見る。然れども猶ほ曰はん、『野史の載する所、未だ盡く信す可からざるなり』と。元史の后妃傳に、『宋の全太后、京に至り、風土に習はず。世祖の後爲めに奏し、江南に回さんことを請ふ。帝曰はく、『爾は婦人にして、遠き慮無し。若し南に還らしめんには、或は浮言一たび動かば、即ち其家を廢せん。之を愛する所以に非ざるなり。之を愛せば、特に存郵を加へて可なるのみ』と。后乃ち益々厚く之を待つ』

金・元の二朝、宋の後を待する厚薄同じからず



と。是れ帝の保護する所以の者更に深きなり。至元十九年、中山の狂人有り、自ら宋主と稱し、衆千人有り、文丞相を取らんと欲す。又、薛保住有り、匿名の書を播して言はく、「某日、襄城の葦を焼き、兩翼の兵を率ゐて亂を爲さん」と。帝、之を疑ふ。然れども僅に瀛國及び宋の宗室を上都に遷すのみ。而して未だ嘗て害を加へざるなり。謝太后薨す。其貨産を以て中宮に隸す。見る可し、未だ薨せざる以前、猶ほ未だ其貨産を收めざることを。至元二十八年、宣政院の臣言はく、「宋の全太后・瀛國公母子、已に僧尼と爲る。地三百六十頃有り。乞ふ其租を征するを免せん」と。張珪も亦奏す、「亡宋の舊業、賦役を征する勿かれ」と。之に従ふ。是れ全后母子の私産、其の永く世業と爲すを聽すなり。文宗、故の全太后の田を市うて大承天護聖寺の永業と爲す。又、故の瀛國公の田を市うて大龍翔集慶寺の永業と爲す。御史臺言はく、「必ずしも直を予へざれ」と。帝許さず。見る可し、全后母子の田産常に留めて其子孫に給し、是に至りて始めて之を收め、而して猶ほ必ず給するに價を以てし、強奪せざりしことを。順帝の時、始めて脱脫の請に因り、瀛國公の子和尚趙完普の田産を以て、樞密使僧格失里(舊史、桑哥失里と名づく)に賜ふ。文宗已に全后母子の田を市ひ、而して完普尚ほ別に田産有り、是に至りて始めて之を奪ひしなり。至正十二年、御史言ふ、「羣盜多く亡宋を引きて口實と爲す。宜しく和尚趙完普及び親族を以て沙州に徙すべし」と。之に従ふ。是れ其田産を奪ふと雖も、而も猶ほ終に之を保全せしなり。至元二十三年、西川に、又、趙和尚有り、自ら福王の子廣王と稱し、亂を作し、誅に

伏す。亦未だ嘗て罪、宋の宗室に及ばざりしなり。宋の親族に至りても、亦、待つに優禮を以てす。福王與芮、宋主に隨つて來歸す。金紫光祿大夫・檢校大司徒・平原郡公を授く。仍ほ詔して與芮の家貴の・江南に在る者は、輦して京に至りて之に給す。旋た與芮の子孟桂を以て平原郡公を襲封せしむ。趙與粟、鄂州に在り、降る。伯顔、世祖に薦む。幅巾深衣を以て入り見ゆ。帝即ち翰林待制を賜ひ、鈔萬貫を賜ひ、歳ごとに其妻子の衣糧を給す。與粟既に老し、成宗猶ほ其子孟實を官にし、以て養を終ふ。是れ惟だ瀛國公を待つこと終始有るのみならず、即ち宋の宗室を待つにも、亦多く存卹するなり。報應の説、固に渺茫に屬す。然れども宋の太祖、諸國を削平するに、未だ嘗て一の降王を殺さず。其後、天下を以て太宗に授け、兄弟相傳へ。仍つて其子に及ばんことを約す。太宗乃ち之に背き、而して自ら其子孫に傳ふ。厥後、汴京の亡ぶるや、  
【三】 崔立の傳は金史第百十五卷に載す。  
 金人の虐に遭ふ者は、多く太宗の子孫なり。高宗南渡し、太祖の後を以て嗣と爲る。臨安の亡ぶるに及びては、則ち獨り屠戮の慘を免る。冥冥の中、其契を司る者有るに似たり。金の・宋を待つこと既に酷なり。其後、蒙古興り、而して金も亦汴に遷る。崔立の變に、后妃・宗族を劫して元に降る。宮車三十七兩、促して青城に赴く。宗族男女、又、五百餘口、道に在りて艱苦すること、更に徽欽の時よりも甚だし。崔立、金、海陵の篡後より、太宗及び宗翰・宗弼等の子孫を殺し、已に嚙類無し。其の宣宗に隨つて汴に入る者は、惟だ太祖・世宗の子孫のみにして、又、此播遷に遭ふ。元の太

金・元の二朝、宋の後を待する厚薄同じからず



宗詔して完顔の一族を除くの外、餘は皆赦免す。則ち赦さざる者は完顔氏なり。然らば則ち金源の後裔、存する者幾くか有る。而して元の順帝は遜れて沙漠に歸りて後、子孫猶ほ邊外に雄長たること數百年。君子、此を觀て、天道の徴有るを信せざる能はざるなり。

元の時、秀女を選ぶの制

後漢書の皇后紀の序に云はく、「漢の法、常に八月人を算するに因り、中大夫を遣はし、掖庭丞及び相工と與に、洛陽の郷中に於て、良家の童女の年十三以上、二十以下、姿色端麗にして、相法に合ふ者を閱視せしめ、載せて後宮に入れ、可否を擇視し、乃ち用ひて登御す」と。晉の武帝、博く良家の女を選びて、後宮に充て、楊后をして揀選せしむ。名家盛族の女、多く敗衣瘠貌し、以て此選を避く。胡貴嬪、名は芳、初めて選に入り、號泣す。左右、之を止めて曰はく、「陛下、聲を聞かん」と。芳曰はく、「死すら且つ畏れず。何ぞ陛下を畏れんや」と。是れ女を選ぶの制、漢・晉常に之れ有りしなり。輟耕録に載す、「後の至元丁丑、民間、「秀女を探る」と訛言す。一時に童男女、婚嫁して殆ど盡くと。此は是れ訛言なりと雖も、然れども必ず因無きに非ず。蓋し元初、本、此制有り。邪律楚材の傳に、「太宗の時、托歡(舊名、脱歡)、天下の室女を選ばんと請ふ。楚材、之を止む。帝怒る。楚材曰はく、「向に美女二十八人を選び、使令に備ふるに足る。今復た選ばば、恐らくは民を擾さん」と。乃ち止む」

と。(邪律楚材傳)世祖の時、邪律鑄言はく、「有司、室女を采るを以て、時に乘じて民を害す。請ふ大郡は歳ごとに三人を取り、小郡は二人、其の可なる者を選ばしめ、厚く其父母に賜ひ、否ずんば則ち遣り還さん」と。之に従ふ。(邪律鑄傳)後、又、御史中丞崔彥の言を以て、并に各路に室女を選ぶを罷む。輟耕録の記する所の後の至元は、則ち順帝の時のことなり。或は世祖、罷むと雖も、而も累朝尙ほ間之を行ひしならんのみ。元の時、并に、高麗の女を選ぶの例有り。文宗、宮中の高麗の女不顔帖你を以て丞相雅克特穆爾(舊名、燕鐵木兒)に賜ふ。高麗王、國中の田を割きて以て資益と爲さんと請ふ。順帝の次后奇氏完者忽都本は高麗の女にして、選ばれて宮に入り、寵有り。遂に進みて后と爲る。而して其時、選擇すること未だ已まず。臺臣言はく、「國初、高麗首として先づ順を效す。而して近年屢、使を遣はし、往きて媵妾を選ぶ。女を生めば擧げず。女長ずれば嫁せざらしむ。乞ふ禁止せん」と。之に従ふ。明の永樂中、高麗猶ほ女を貢するの例有り。成祖、妃權氏有り、即ち高麗の人なり、後、賢妃に封せらる。

元代、江南の田を以て臣下に賜ふ

江蘇の田糧の重きこと、明史の周忱の傳に謂はく、「明祖、張士誠を平げ、盡く其功臣の子弟の莊田を籍して官に入る。又、富民の豪并するを惡み、亦、其田を没入す。皆、

元の時、秀女を選ぶの制 元代、江南の田を以て臣下に賜ふ

- 【一】邪律鑄の傳は元史第四百十六卷に載す。
- 【二】永樂。明の成宗の年號。皇紀二〇六三—二〇八四。西紀一四〇三—一四二四。
- 【三】周忱の傳は明史第五百十三卷に載す。



之を官田と謂ひ、其租簿を案じて之を征す。故に蘇の賦、他處に比して獨り重し。官田の糧は二百六十萬石に至り、民田の糧は僅に十五萬石」と。今、宋・元の二史を検し、其由來を究むるに、大概、明祖の籍する所の、僞吳の勳戚の田は、即ち元代の・臣下に賜ふ所の田にして、而して元代の賜田は即ち南宋の・官に入る田、内府の莊田、及び賈似道が創議して買ふ所の公田なり。宋史に、朱勳敗るるや、其家田を籍すること、三十萬畝に至る。

建炎元年、蔡京・王黼等の莊を籍し、以て官田と爲す。開禧三年、韓侂胄を誅し、安邊所を置く。黃疇若奏し、其の萬畝莊等の田并及に其他の權伴の没入の田を以て、皆これに隸す。共せて米七十二萬一千七百斛。錢一百三十一萬五千緡を收む。後、理宗、又詔して、華亭の奉宸莊、亦邊費を助く。景定四年、陳堯道・曹孝慶等、公田を買はんことを倡議す。賈似道、之に主たり。平江・江陰・安吉・常州・鎮江の六郡、共せて田三百五十餘萬畝を買ふ。德祐元年、又、閻貴妃の集慶寺の田・賈貴妃の演福寺の田を以て、皆、安邊所に入る。元の・天下を有つや、此等の田は、皆、別に官に領す。其の臣下に賞賜するは、則ち世祖が鄧溫に常州の田三十頃を、葉李に平江の田四頃を賜ふが如き有り。又、王積翁が日本に使用して途に害せられしを以て、其子都中に平江の田八千畝を賜ふ。武宗、瑯阿不刺に平江の田一千五百頃を賜ふ。仁宗

- 【一】 建炎。宋の高宗の年號。
- 【二】 皇紀一七八七—一七九〇。西紀一二七一—一二三〇。
- 【三】 開禧。宋の寧宗の年號。
- 【四】 皇紀一八六五—一八六七。西紀一二〇五—一二〇七。
- 【五】 景定。宋の理宗の年號。
- 【六】 皇紀一九二〇—一九二四。西紀一二六〇—一二六四。
- 【七】 德祐。宋の恭宗の年號。
- 【八】 皇紀一九三五。西紀一二七五。

丑驢荅刺罕に平江の田百頃を賜ふ。英宗、拜珠に平江の田萬畝を賜ふ。文宗、雅克特穆爾に平江の官地五百頃を賜ふ。又、故の平章黑驢の平江の田三百頃を以て、西安王阿剌忒納失里に賜ふ。又、大龍翔集慶寺に平江の田五百頃を賜ふ。又、魯國大長公主に平江等の處の官田三百頃を賜ふ。雅克特穆爾又奏す、『松江・澱山湖の田五百頃は、當に官糧七千七百石を入るべし。臣願はくは増して萬石と爲して官に入れ、人をして佃種せしめ、得る所の餘米を以て、臣が弟薩敦(舊名撒敦)を贍さん』と。順帝、完者鐵木兒の蘇州の田二百頃を以て、鄭王徹徹禿に賜ふ。又、公主不答昔你に平江の田五十頃を賜ふ。此れ皆、元史の本紀及び各本傳に見ゆる者なり。本官田に非ざらしめば、而ち民産を奪うて以て賜はんと欲するは、元の政、不綱なりと雖も、亦未だ必ずしも此に至らじ。見る可し、皆、宋末の官田にして、宋を平げて後、仍て官に入る、故に意に任せて賞賜するを得ることを。文宗が雅克特穆爾に賜ふ所の者を平江の官地と曰ひ、魯國大長公主に賜ふ者を平江の官田と曰ふを觀て、益々田已に官に在るを知るなり。元の時、又、宋の后妃の田を籍して以て太后に供し、江淮財賦都總管府と曰ふ。又、朱清・張瑄等の田を籍して以て中宮に供し、江浙財賦府と曰ふ。又、朱國珍・管明等の田を籍して以て丞相托克托に賜ひ、稻田提領所と曰ふ。又、撥賜せる莊領・宋の親王・及び新に籍せる明慶・妙行二寺の田・并に白雲宗の僧田有り、皆、州縣に隸せず。此れ又、元の時増す所の官田なり。張士誠が吳に據るに及びて、其平章・太尉等は、皆、負販の小人にして、殖産を以て務と爲し、凡そ元朝の官

元代、江南の田を以て臣下に賜ふ



田は、自ら必ず盡く取り、而して估りて莊田と爲す。明祖、平江を破りて後、遂に盡く之を籍す。又、姑蘇の民が士誠の爲めに守りしを以て、凡そ諸豪族の田も、亦之を籍す。并及に富民沈萬三等、皆、其租簿を以て糧額と爲す。其後、又、公侯・駙馬に撥賜せる莊田の、事故に因りて官に還る者有り。又、其租簿を案じて之を征す。是を以て官田益多くして、而して糧も亦益重かりしなり。然れば則ち江南の田、宋末より、元明以來に至るまで、重賦を出すこと、一朝一夕に非ず。明祖の時、已に糧額の太だ重きを知る。洪武七年、詔して蘇・松・嘉・湖の極めて重き田租の半を減ず。十三年、又、特に詔して十の二を減ず。建文二年、詔す、「蘇・松の官田は、悉く私税に準し、用て一時を懲らす。豈に定則と爲す可けんや。今悉く減免を與ふ。畝は一斗に過ぐる母かれ」と。然れども此詔有りと雖も、永樂登極し、仍ほ之を革除す。又、太祖の遺法に遵ふなり。宣徳五年、又詔して、畝毎に糧斗より四斗に至るを納る者は、十の二を減じ、四斗一升より一石に至る者は十の三を減ず。正統元年、又詔して、四斗一升以上の者は、減じて二斗七升と作し、二斗一升以上の者は、減じて二斗と作し、一斗一升より二斗に至る者は、減じて一斗と作す。本朝、又、屢恩減有り。畝毎に、七八升より一二斗に至りて止む。案するに、元史の雅克特穆爾の奏する所の、

- 【六】 建文。明の惠帝の年號。皇紀二〇五九—二〇六二。西紀一三九九—一四〇二。
- 【七】 宣徳。明の宣宗の年號。皇紀二〇八六—二〇九五。西紀一四二六—一四三五。
- 【八】 正統。明の英宗の年號。皇紀二〇九六—二一〇九。西紀一四三六—一四四九。
- 【九】 二斗は二斗の誤ならん。

『五百頃の田、應に官糧七千七百石を入るべし』とは、則ち當時の官糧の正額にして、畝毎に亦祇だ一斗五升なり。其の得る所の餘米を以て薩敦を贍すは、則ち官賦の外の私租なり。今の糧額を以て之を較ぶれば、元の時の一斗五升の正額と約略相同じく、而して此外、横征の賦無し。民の今に生るる者は、何ぞ其れ幸なるや。

案するに、元史に、張珪疏して言はく、「累朝、官田を以て手づから諸王・公主・駙馬及び百官・宦者・寺觀の屬に賜ふ。其の田を受くるの家、各土著の姦吏に任じて莊官と爲し、名を巧にして多く取り、又且つ郵傳を驅迫し、供應を征求し、州縣を折辱し、逋負を閉償し、倉に至るの日、變賣して以て歸る。官司交憤り、農民遠く竄る。今請ふ、田租は民をして之を有司に輸せしめ、有司、之を省部に輸し、省部、之を大都に輸し、以て諸の田を受くる者に分ち給せん」と。帝從はず。見る可し、元時、田を賜ふの害、民、命に堪へざることを。

色目人は便に隨つて居住す

塔喇齊(舊名、塔里赤)は、本康里の人。其父、太祖の南征に従ひ、洛陽に至り、白樂天の故址を得、遂にここに家す。沙全は、世、沙漠に居る。其父、太祖の金を平ぐるに従ひ、河南に戍し、遂に柳泉に家す。

色目人は便に隨つて居住す

- 【一〇】 張珪の傳は元史第百七十五卷に載す。
- 【一一】 塔喇齊の傳は元史第百三十五卷に載す。
- 【一二】 沙全の傳は元史第百三十二卷に載す。



〔三〕 徹爾(舊名)は、本燕只吉台氏。曾祖太赤、太祖の中原を定むるに従ひ、徐・邳二州に封せられ、因つて徐に家す。察罕は、西域の人、其父、官、河東副總管たり。因つて河中の猗氏縣に居り、後、解州に徙る。脱里海牙は、世、別失八里に居る。其祖八刺赤、始めて眞定に徙る。抄思奈曼(舊名)は、部人、後、大名に家す。虎都鐵木祿は、本合魯氏、後、南陽に家す。囊加歹は、乃蠻の人。仁宗、其の河南に家するを以て、河南行省平章事を授く。察罕特穆爾(舊名、察罕帖木兒)は、系、北庭に出づ。其先、元の軍に隨つて河南を收め、遂に潁州の沈邱に家す。其父阿魯溫、其甥庫庫特穆爾(即ち明史の)は、猶ほ其本俗の名に仍る。哈台布哈(舊名、秦不華)は、本伯牙吾氏。父仕へて台州録事たり、遂に台州に家す。余闕は本唐兀氏、父、廬州に官し、遂に廬に家す。皆各本傳に見ゆ。又、漢人と姻を爲す者有り。成宗の時、御史臺言ふ、「行省の官久しく任じ、隸する所の編氓と聯姻し、政を害す」と。詔して互に之を遷さしむ。(紀本)南昌の富民伍眞父、諸王の女を娶りて妻と爲し、本位下郡總管に充てらるること、虞集の傳に見ゆ。(二)巴延布洽德濟(舊名、伯顔不花的斤)の母鮮于氏は、乃ち太常典簿鮮于侁の女なること、忠義傳に見ゆ。又、蒙古・色目人の・外省に居る者

- 〔三〕 徹爾の傳は元史第三百三十卷に載す。
- 〔四〕 察罕の傳は元史第三百三十七卷に載す。
- 〔五〕 脱里海牙の傳は元史第三百三十七卷に載す。
- 〔六〕 抄思奈曼の傳は元史第三百三十九卷に載す。
- 〔七〕 虎都鐵木祿の傳は元史第三百二十二卷に載す。
- 〔八〕 察罕特穆爾の傳は元史第四百四十一卷に載す。
- 〔九〕 哈台布哈の傳は元史第四百四十三卷に載す。
- 〔一〇〕 余闕の傳は元史第四百四十三卷に載す。
- 〔一一〕 巴延布洽德濟の傳は元史第四百九十五卷忠義傳に載す。

は、即ち外省に在りて郷試す可し。台哈布哈が江浙の郷試第一に中り、浙の郷聞に試せられ、右榜第一なるが如き、是れなり。

元の漢人多く蒙古名を作す

元の時の漢人、多く蒙古名を作す者有り。賈塔爾琿(舊名、賈塔刺渾)は本冀州の人、張巴圖(舊名、張拔都)は本平昌の人、劉哈喇布哈(舊名、劉哈喇不花)は本江西の人、楊朶爾濟(舊名、楊朶兒只)及び邁里吉思は、皆寧夏の人、崔彥は宏州の人にして、而して小字は拜帖木兒、賈塔爾琿の孫は、又、六十一と名づけ、高寅の子は塔失不花と名づくるが如き、皆、蒙古の俗に習ふなり。蓋し元初、本、名を賜ふの例有り、張榮は、舟を造り師を濟ししを以て、太祖、名を兀速赤と賜ひ、劉敏は、太祖、名を玉出干と賜ひ、其子世亨は、憲宗、名を塔塔兒と賜ひ、次子世濟は、又、名を散祝台と賜ひ、石天麟は、太宗、名を蒙古台と賜ひ、邱順は、太宗、名を察納合兒と賜ひ、其弟常も亦名を金那合兒と賜ふ。睿宗の時にも亦、大興の人、賈實喇(舊名、賈實)が鬚多くして黄なるを以て、遂に今の名を賜ふ。其後、實喇の孫も亦、

- 〔一〕 賈塔爾琿・張巴圖の傳は元史第五百十一卷に載す。
- 〔二〕 劉哈喇布哈の傳は元史第四百八十八卷に載す。
- 〔三〕 楊朶爾濟の傳は元史第四百七十九卷に載す。
- 〔四〕 邁里吉思の傳は元史第四百八十八卷儒學石抹宜孫傳に附載す。
- 〔五〕 劉敏の傳は元史第五百十三卷に載す。
- 〔六〕 石天麟の傳は元史第五百十三卷に載す。
- 〔七〕 邱順及び常の傳は元史第五百五十一卷に載す。
- 〔八〕 賈實喇の傳は元史第六百六十九卷に載す。



古名を以て其家を世にするなり。世祖、名を賜ふこと尤も多し。劉思敬は、名を哈八兒と賜ひ、都播州士官楊漢英は、名を楊賽音布哈(舊名、楊賽因不花)と賜ひ、王實喇(舊名、王昔刺)は、保定の人、名を實喇巴(舊名、昔刺拔都)と賜ひ、張惠は、新繁の人、名を兀魯忽訥特と賜ひ、許辰は曲沃の人、名を忽魯火と賜ひ、孫燕公楠は、名を囊家特(舊、囊加帶に作る)と賜ふ。并に一たび賜ひ再び賜ふ者有り。(四) 劉哈喇巴圖爾(舊名、劉哈刺八都魯)は、本河東の人、初め名を哈喇幹脫赤と賜ひ、後、功を以て、又、名を察罕幹脫赤と賜ひ、最後に、又、今の名を賜ふ。名を賜ふの例有りしより、漢人、皆、蒙古名を以て榮と爲す。故に、賜ふ者に非ずと雖も、亦多く之に仿ふ。且つ元の制、本、漢人の、蒙古語を學ぶを聽す。本紀に、『至元九年、和禮霍孫奏す、「蒙古字、國子學を設く。而して漢官の子弟、未だ學ぶ者有らず。及び官府の文移、猶ほ畏吾字を用ふ」と。詔す、「今より凡そ詔令、皆、蒙古字を用ひん」と。仍ほ百官の子弟を遣はして入學せしむ」と。又、(二五) 趙璧の傳に、「帝、蒙古生十人に命じて、壁に從つて儒書を受けしむ。又、壁に勅して國語を習ひ、大學衍義を譯せしむ。時に馬上に從つて之を奏す」と。(本) 至元二十七年、河南・福建省の臣奏す、「請ふ詔書は漢字を用ひん」と。帝命じて蒙古語を以て河南に詔し、漢語をもて福建に詔せしむ。

- 【九】 劉思敬の傳は元史第百五十二卷に載す。
- 【一〇】 楊賽音布哈の傳は元史第百六十五卷に載す。
- 【一一】 王實喇の傳は元史第百六十六卷に載す。
- 【一二】 張惠の傳は元史第百六十七卷に載す。
- 【一三】 許辰の傳は元史第百六十八卷に載す。
- 【一四】 劉哈喇巴圖爾の傳は元史第百六十九卷に載す。
- 【一五】 趙璧の傳は元史第百五十九卷に載す。

(紀本) 又、程鉅夫の傳に、『時に詔令、皆、蒙古字を用ふ。帝、鉅夫を遣はして賢を江浙に求めしめ、獨り漢字を用ひ、詔を寫す』と。見る可し、是時、詔令は多く蒙古語を用ひしことを。若し民間多く通習するに非ざりせば、豈に此を以て之に詔す可けんや。至元六年、帝師帕克斯巴(舊名、八思巴)が創むる所の蒙古の新字を以て、凡そ詔を降すに皆之を用ひ、而して各、其國字を以て之に副す。(紀事本末) 秦起宗の傳に、『會、蒙古學を立つ。起宗、之を學び、輒ち成る』と。順帝の至元中、漢人・南人に禁じて、蒙古・畏吾の字書を學ぶ勿からしむ。(紀本) 許有壬、力爭す。之を止む。(有壬傳) 此れ尤も是れ漢人、國語に通習するの明證なり。惟だ其れ通習す、故に漢人多く蒙古語を以て名と爲す者有り。亦、一時の風會の然らしむるなり。金は則ち國族人多く漢名有り。元は則ち漢人多く蒙古名有り。兩代の習尚各、同じからず。蓋し金は、太祖が國を開きしより、其の遼と往復する書詞は、即ち才學有る者を募りて之を爲らしめ、已に漢文を重んず。熙宗以後に至りては、漢文に通せざる者有る莫し。熙宗曾て尙書を讀む。夜遼史を觀るに及びて、自ら、少時、學を失ひしを悔ゆ。海陵は才思雄橫、章宗は詞藻綿麗にして、今に至るまで猶ほ人口に傳播す。有元一代の諸君、惟だ蒙古の文字を以て重しと爲すを知り、直に、天下の臣民をして皆蒙古語を習ひ、蒙古文に通せしめ、然る後奏對に便せんと欲す。故に人多く之を學ぶ。既に之を學べば、則ち即ち以て名と爲すのみ。

- 【一六】 秦起宗の傳は元史第百七十六卷に載す。



元初、諸將多く人を掠めて私戸と爲す

元初、兵を朔漠に起し、崑ら畜牧を以て業と爲す。故に諸將多く人戸を掠めて奴と爲し、課するに游牧の事を以てす。其本俗然るなり。中原を取るに及びて、亦、人を掠むるを以て事と爲す。并に、中原の地を空しうして以て牧場と爲さんと欲する者有り。邪律楚材、國に當る時、將相大臣、驅獲する所有り、往往、諸郡に寄留す。楚材因りて戸口を括し、竝に民と爲さしむ。匿占する者は死す。法を立つること未だ嘗て嚴ならずんばあらず。然れども諸將、功を恃み利を牟り、迄に衰止せず。而して尤も阿爾哈雅(舊名阿里海)の蒙古の多きよりも甚だしきは莫し。張雄飛の傳に、『阿爾哈雅、荆湖に行省たり、降民三千八百戸を以て没入して家奴と爲し、自ら吏を置きて之を治め、歲に其租賦を收む。有司、敢て問ふ莫し。雄飛、宣撫司と爲り、之を奏す。乃ち詔して籍を還して民と爲す』と。世祖本紀に、『至元十七年、詔して阿爾哈雅等が俘にする所の三萬二千餘人を覈して、竝に赦して民と爲す。十九年、御史臺又言はく、『阿爾哈雅、降民を占して奴と爲し、而して以て征討の得る所と爲す』と。旨有り、降民は之を有司に還し、征討の得る所は、其數を籍して臣下に賜ふ』と。宋子貞又、阿爾哈雅が庇する所の逃民千人を以て、出でて屯田せんと清ふ。見る可し、其の佔する所の戸、

【一】張雄飛の傳は元史第百六十三卷に載す。  
【二】清は恐らくは請の誤ならん。

千萬を以て計ることを。蓋し襄樊を破りてより後、巴延、大兵を領して杭州に趨き、阿爾哈雅を留めて、湖廣の未だ附かざる者を平げしむ。兵權、握に在り、勢に乗じて私を營む。故に恣に俘掠を行ひ、且つ逃民を庇し、降民を占し、據りて己の有と爲さざる無く、遂に此の如きの多きに至りしなり。他、宋子貞の傳の、『東平の將校、民を占して部曲戸と爲し、之を脚寨と謂ひ、其賦役を擅にする』と、幾ど四百所。子貞、嚴實に言ふ。乃ち罷めて州縣に歸す。』張德輝の傳の、『兵後、屠民、豪右に依庇す。歲久しくして、掩うて家奴と爲す。德輝、河南宣撫使と爲り、悉く遣りて民と爲す。』雷膺の傳の、『江南の新附の諸將、往往強ひて新民を籍して奴隸と爲す。雷膺、湖北提刑按察使と爲り、令を出して還して民と爲す者數千。』王利用の傳の、『都元帥塔爾海、巫山の民數百口を抑へて奴と爲す。利用、提刑按察と爲り、之を出す。』袁裕の傳の、『南京總管劉克興、良民を掠めて奴と爲す。裕、之を出して民と爲す』の如き、此れ皆、各傳に散見する者なり。兵火の餘、遍地塗炭たり。民の是時に生るる者、何を以て生を爲さんや。

【三】張德輝の傳は元史第百六十三卷に載す。  
【四】雷膺の傳は元史第百七十卷に載す。  
【五】王利用の傳は元史第百七十卷に載す。  
【六】袁裕の傳は元史第百七十卷に載す。

元の杖罪は七を以て斷と爲す

元の時、笞杖の罪、多く七を以て數と爲す。至元中、史弼、瓜哇を征し、失亡多きに坐し、杖一十七。

元初、諸將多く人を掠めて私戸と爲す 元の杖罪は七を以て斷と爲す



成宗の時、臺臣奏す、「大都路總管沙的、官錢を盗支すること、計五千三百緡」と。律に准じて杖一百七、斂せず。文宗の初、縉山の民が王禪を引きて郷導を爲すを以て、其の首たる者を誅し、餘は皆杖一百七、其家を籍し、妻子は關を守る將士に分ち賜ふ。又、阿乞刺等が命を拒むを以て、杖一百七、遠方に流す。囊嘉特、妄言して衆を惑はすを以て、杖一百七、之を禁錮す。也先捏、兵興る時、子女貨財を俘掠す。杖一百七。累朝の舊邸の饜人、詔有り汰去す。私に留むる者は、怯薛官と其長と、杖五十七。犯す者と給散を典る者と、皆杖七十七。中書平章速速、專肆貪淫にして、兩たび杖斷一百七を經。徹里帖木兒、怨言を出すに坐し、杖一百七。宦者拜住、皇太子の疹疾に侍し、飲食、時ならず、酥を以て其眼鼻を拭ふ。杖一百七。撒里不花の巫蠱の案内、死に當する者、杖一百七。御史大夫脫脫、病を告げ、未だ旨を奉せず、輒ち職を去る。杖六十七。御史臺言はく、「官吏、家人をして財を受けしむるは、罪止だ杖四十七。此に縁りて法を犯す者愈多し」と。又、毛王克敬の傳に、「吏部に、履歷當に陞るべくして吏故らに之を抑ふる者有り。其の過有るが爲めなり。克敬曰はく、「法に答四十七以上は陞さず。今、是に至らず。何ぞ陞さざるを得ん」と。蓋し其時、五刑の目、七より下、五十七に至るまでを、之を笞刑と謂ひ、六十七より、一百七に至るまでを、之を杖刑と謂ふ。刑法志に見ゆ。又、案するに、至元三十九年、省臺をして贓罪十三等を定めしむ。法を枉ぐる者は五、一貫より十貫に至るまでは笞四十七より起り、百

〔七〕王克敬の傳は元史第百八十四卷に載す。

貫以上は笞一百七に至りて止む。法を枉げざる者は八、一貫より二十貫に至るまでは笞四十七より起り、三百貫以上は笞一百七に至りて止む。(元の制、笞杖は七を以て計と爲し、十毎に減じて七と爲すなり。)

元季、風雅相尙ぶ

元季、士大夫、好んで文墨を以て相尙ぶ。每歲必ず詩社を聯ね、四方の名士畢く集まり、讌賞、日夜を窮め、詩勝つ者は、輒ち厚贈有り。饒介、淮南行省の參政と爲り、詩に豪なり。自ら醉樵と號す。嘗て大に諸名士を集め、醉樵歌を賦せしむ。張簡の詩第一なり。黃金一餅を贈る。高啓、之に次ぐ。白金三斤を得。楊基、又、之に次ぐ。猶ほ白金一鎰を贈る。(明史の文苑傳に見ゆ。)然れども此れ猶ほ仕宦者の提唱なり。貫酸齋、詩文に工なり。至る所、士大夫、之に従ふこと雲の若し。其片言尺牘を得れば、拱壁を獲るが如し。(元史の小雲浦江の吳氏、月泉社を結び、謝臯羽を聘して考官と爲す。春日田園雜興の題、羅公福を取りて首と爲す。(懷麓堂詩話)松江の呂璜溪、嘗て金帛を走らせて四方の能詩の士を聘し、楊鐵崖に請うて主考と爲し、其甲乙を第し、厚く贈遺有り。一時の文人畢く至り、三吳を傾動す。(四友齋叢說)又、顧仲瑛の玉山草堂、楊廉夫・柯九思・倪元鎮・張伯雨・于彥成の諸人、嘗て其家に寓し、流連觴咏し、聲光、江表に映蔽す。

〔二〕明史の文苑傳は第二百八十五卷に載す。

(元詩選に)此れ皆林下の人、風を揚げ雅を挖ち、而して聲氣の屈る所、風を希ひ響に附く者、及ばざら



んことを恐るるが如し。其他、名園・別墅・書畫・古玩を以て相尙ぶ者、更に一にして足らず。倪元鎮の清園閣・楊竹西の不礙雲山樓の如き、花木竹石、圖書彝鼎、名を江南に擅にし、今に至るまで猶ほ、之を豔稱する者有り。獨り怪しむ、有元の世、文學甚だ軽く、當時、九儒十巧の謠有り、科擧も亦屢興り屢廢すれば、宜しく風雅の事、棄てて弁髦の如くなるべきに、乃ち搢紳の徒、風流相尙ぶこと此の如きを。蓋し、南宋の遺民故老が相與に荒江寂寞の濱に唱歎せしより、流風餘韻、久しくして替れず、遂に風會を成し、固より朝廷の令甲の輕重に繫らざるならんか。

元末、難に殉する者は多くは進士

元代、儒術を重んぜず。(一)延祐中、始めて科を設けて士を取る。順帝の時、又停む。(二)科始めて復す。其時の謂はゆる進士は、已に積輕の勢に屬す。然れども末年、節に仗り義に死する者は、乃ち多く進士出身の人に在り。(三)余闕は、元統元年の進士にして、安慶を守り、陳友諒の難に死し、台哈布哈は、至順元年の進士にして、方國珍の難に死し、李齊は、元統元年の進士にして、

- 【一】 延祐。元の仁宗の年號。皇紀一九七四——一九八〇。西紀一三二四——一三三〇。
- 【二】 科始めて復すの上に脱文あるべし。元史選舉志科目の條下に「元統癸酉、科、延祐、進士左右榜各三人、賜進士及第、後三年、其制遂罷、又七年而復興」とあり。
- 【三】 余闕の傳は元史第四百四三卷に載す。
- 【四】 元統。順帝の年號。皇紀一九九三——一九九四。西紀一三三三——一三三四。
- 【五】 至順。文宗の年號。皇紀一九九〇——一九九一。西紀一三三〇——一三三一。
- 【六】 李齊・李輔の傳は元史第四百九十四卷忠義傳に載す。

高郵の守と爲り、張士誠の難に死し、李輔は、泰定四年の進士にして、九江を守り、賊に死し、郭嘉は、泰定三年の進士にして、上都を守り、賊に死し、王士元は、泰定四年の進士にして、潯州に知たり、賊に死し、趙璉は、至治元年の進士にして、泰州を守り、張士誠既に降りて復た叛き、遂に害せられ、孫搗は、至正二年の進士にして、張士誠を討ちて戦死し、周鐘は、泰定四年の進士にして、瀏陽に歸り、賊に遇うて殺され、聶炳は、元統元年の進士にして、荊門を守り、賊俞君正と戦ひて死し、劉耕孫は、至順元年の進士にして、寧國を守り、賊瑣南班と戦ひて死し、綽羅(舊名)は、元統元年の進士にして、安陸を守り、賊會法興と戦ひて死し、彭庭堅は、至正四年の進士にして、建寧に鎮し、部下岳煥反し、害せられ、(舊名)布延布哈(舊名)は、至正五年の進士にして、益都を守り、明の兵至るや、屈せずして死し、(舊名)伊嚕布哈(舊名)は、元統元年の進士にして、海に浮びて北に歸り、倭船に遇ひ、屈せずして死し、(舊名)穆爾古蘇(舊名)は、至正十四年の進士にして、紹興に官たり、方國珍を討たんと欲し、拜住哥に殺されて死せしが如き、皆、元史の各本傳に見ゆ。諸人は、科名に負かざる者と謂ふ可きかな。而して國家、科を設けて士を取るも、亦、徒らならず。

- 【七】 泰定。泰定帝の年號。皇紀一九八四——一九八七。西紀一三二四——一三二七。
- 【八】 郭嘉・王士元・趙璉・孫搗の傳は元史第四百九十四卷忠義傳に載す。
- 【九】 周鐘・聶炳・劉耕孫・綽羅・彭庭堅の傳は元史第四百九十五卷忠義傳に載す。
- 【一〇】 布延布哈の傳は元史第四百九十六卷忠義傳に載す。
- 【一一】 伊嚕布哈の傳は元史第四百九十五卷に載す。
- 【一二】 穆爾古蘇の傳は元史第四百八十八卷儒學石抹宜孫傳に附載す。



一母、數帝を生む

前代に、一母、數帝を生む者有り。陔餘叢考の載する所尙ほ未だ備はらず。今更に詳かに此に録す。晉の庾后、成帝・康帝を生む。章太妃、哀帝・廢帝を生む。陳后、安帝・恭帝を生む。北齊の婁后、文襄・文宣・孝昭・武成を生む。一は追諡の帝、三は身に及びて帝と爲る。唐の武后、中宗・睿宗を生む。宋の杜太后、太祖・太宗を生む。遼史に、太祖の後述律氏、長子背(舊史には倍)を生む。東丹國に封せられ、人皇王と爲る。後、義宗と追諡す。次子德光、皇帝の位に即く。是を太宗と爲す。幼子魯呼(舊名李胡)、後、亦、章肅皇帝と追諡す。是れ一母、三帝を生む。一は身に及びて帝と爲り、二は追尊の帝なり。金史に、景祖の後唐古氏(舊、唐括氏)、和哩布を生む。是を世祖と爲す。頗拉淑、是を肅宗と爲す。英格、是を穆宗と爲す。此れ猶ほ是れ追尊の帝なり。而して世祖の後納喇氏(舊、挾順氏)、烏雅舒を生む。是を康宗と爲す。阿固達、是を太祖と爲す。烏奇邁、是を太宗と爲す。烏雅舒は猶ほ是れ追尊の帝なり。太祖・太宗は、則ち創業の君にして、身に及びて天下を有つ。是れ一母、三帝を生み、一は追尊の帝、二は創業の帝なり。又、元史を檢するに、此事尤も多し。太祖の第四子圖類(舊名拖雷)の妃唆魯帖尼(後、莊聖皇后)と追諡す。二子を生む。長は莽賚扣(舊名蒙哥)は、是を憲宗と爲す。次は呼必賚(舊名忽必)は、是を世祖と爲す。又、世祖の太子珍璉(舊名眞金、後)の第二子達爾瑪巴拉(舊名、達)は、其妃答吉

(後、元聖皇后)、二子を生む。長は哈尙(舊名海山)と曰ふ。是を武宗と爲す。次は阿裕爾巴里巴特刺(舊名、愛八)と追諡す。是を仁宗と爲す。是れ皆、一母、二帝を生むなり。他、太祖の光獻后の如き、烏格台(舊名、窩)を生む。是を太宗と爲す。又、圖類を生む。未だ帝と爲らずと雖も、後、子莽賚扣登極するを以て、追尊して宗睿と曰ふ。是れ亦、一母、二帝を生む。又、珍璉の妃鴻吉哩氏、特穆爾(舊名、鐵木兒)を生む。是を成宗と爲す。而して其長子噶瑪拉(舊名、甘麻剌)は、未だ帝と爲らずと雖も、後、子伊蘇特穆爾(舊名、也)入りて大統を繼ぎ、是を泰定帝と爲すを以て、噶瑪拉を追尊して顯宗と爲す。又、次子達爾瑪巴拉、亦、未だ帝と爲らず。後、子武宗・仁宗登極するを以て、亦、達爾瑪巴拉を追尊して順宗と爲す。是れ鴻吉哩氏、三子を生み、身に及びて帝と爲る者一、死後、帝と諡せらるる者二、且つ一母、三帝を生むなり。明宗・文宗の如きに至りては、皆武宗の子なりと雖も、而も明宗の母は伊奇哩氏(舊、亦乞)も、而も寧宗の母は班布爾實(舊名、八不沙)、順帝の母は瑪勒岱(舊名、邁來特)にして、亦、母を同じくせず。

金・元の二代、皇太子を立つるに皆不吉なり

金初、制度未だ立たず、其の位を襲ぐや、多く兄弟・叔姪互に相傳襲す。太宗・熙宗、亦、安班貝勒(舊名、諱)を以て位を嗣ぐ。安班貝勒は、最も尊き官なり。然れども太宗は、弟を以て兄に繼ぎ、



熙宗は從孫を以て叔祖に繼ぐ。皆未だ嘗て立ちて皇太子と爲らざるなり。熙宗始め子濟安を立てて皇太子と爲す。未だ幾くならずして薨す。海陵、子光英を立てて皇太子と爲す。海陵弒せられ、光英も亦害に遇ふ。世宗先に允恭を立てて皇太子と爲す。未だ位に即かずして薨す。(世祖曰はく「朕が子、多しと立てて皇太孫と爲す。」)衛の紹王、子從恪を立てて皇太子と爲す。紹王、弒せられ、從恪も亦禁錮せらるること二十餘年、汴京の變に、崔立を立てて梁王と爲す。元に降り、青城に殺さる。宣宗、子守忠を立てて皇太子と爲す。三年にして薨す。後、又、子守緒を立てて皇太子と爲す。是を哀宗と爲す。竟に國を亡ぼす。統計するに金源の立つる所の皇太子、竟に一の・國を享くる者無し。元、太祖より以下、皆、未だ皇太子を立てず。世祖に至りて、始めて珍職を立てて皇太子と爲す。未だ位に即かずして薨す。仁宗、英宗を立てて皇太子と爲す。位に即きて後、南坡に弒せらる。泰定帝、子喇實晉巴(舊名、阿速吉)を立てて皇太子と爲す。甫めて登極し、即ち敗れて廢せらる。文宗、子喇特訥達喇(舊名、愛猷)を立てて皇太子を立てて皇太子と爲す。未だ幾くならずして薨す。順帝、愛裕實哩達喇(舊名、達臘)を立てて皇太子と爲す。未だ位に即かずして國亡ぶ。有元一代の立つる所の皇太子、亦、一の・國を享くる者無し。皆、事の解す可からざる者なり。惟だ元の武宗、弟仁宗を立てて皇太子と爲し、明宗、弟文宗を立てて皇太子と爲し、後俱に帝と爲る。弟を以て子と稱し、轉つて國を享くるを得。尤も異間に屬す。

弟、皇太子と爲り、叔母、太皇太后と爲る

武宗、弟仁宗を立てて皇太子と爲し、明宗、弟文宗を立てて皇太子と爲すは、蓋し皇太子を以て繼體儲君の名號と爲し、輩行を論せざるなり。然れども弟を以て子と稱するは、名の正しからざること、此よりも甚だしと爲すは莫し。順帝、從母(文宗の后布達實哩、舊名、卜答失里)の援立の恩を以て、極めて尊奉せんと欲し、先づ尊びて皇太后と爲し、繼いで又尊びて太皇太后と爲す。叔母を以てして而も奉ずるに祖母の稱を以てす。尤も笑ふ可きなり。當時、許有壬、力諫すれども、聽かず。後、又、明宗の害せらるるの故を追究し、怒を后に遷し、東安州に安置し、以て死す。始には則ち之を尊ぶに禮に非ざるを以てし、後には則ち之を坐するに罪に非ざるを以てす。衰朝の荒主、顛倒妄行すること、固より責むるに足る無し。

庚申帝

世傳ふ、「元の順帝は、宋の徳祐帝の子と爲す」と。其の記載に見ゆる者は、程克勤の宋遺民録に謂はく、「徳祐帝、元に降り、瀛國公に封せらる。稍や長じ、世祖妻はすに公主を以てす。世祖、夜、「金龍、殿柱を繞る」と夢みる。明日、瀛國來朝し、正に夢みし所の柱の處に立つ。世祖、陰に之を除かんと

弟、皇太子と爲り、叔母、太皇太后と爲る 庚申帝



欲す。公主以て告ぐ。瀛國懼れ、遂に乞うて釋に從ひ、合尊大師と號す」と。權衡の庚申帝大事記に謂はく、「瀛國降り、後、白塔寺中に僧と爲る。後、甘州に徙る。趙王有り之を憐み、贈るに回、回の女を以てす。延祐七年四月十六日、夜、男を生む。明宗（世王）適其地を過ぎ、寺上に龍文五采有るを見、訪うて其故を知り、因つて子と爲さんことを求め、竝に其母を載せて歸る」と。袁忠徹の符臺外集に謂はく、「瀛國、佛を土蕃に學び、邁來的を娶りて妻と爲す。（元史には邁來）娠める有り。適明宗、漠北に逃れ、瀛國と善し。邁來的を索めて妻と爲し、遂に順帝を生む」と。西湖志餘に謂はく、「虞集、文宗の時に在り、詔を草して曰へる有り、「明宗、北に在るの時、自ら謂ふ其子に非ずと。」順帝立つに及びて集を捕へて大都に赴き、皮繩を以て腰を縛し、馬尾を以て眼を縫ふ。既に至るや、集、文宗親ら改むる詔稿を以て呈上す。遂に釋さるるを得たり」と。（時に人有り、十七字の詩を作り、集を嘲りて曰はく、子に傳語す、詩）庚申外史に謂はく、「順帝の時、尙書高保哥奏す、「文宗在せし時、陛下は明宗の子に非ずと謂ふ」と。帝大に怒り、當時の詔を作りし者を究め、虞集・馬祖常の二人を殺さんと欲す。一人、文宗の御筆を呈上す。托克托（舊史には脱脫）、旁に在り、曰はく、「彼は天下の名を負ふ。後世只だ謂はん、陛下、此秀才を殺せりと。」乃ち之を舍す」と。余應選の合尊大師の詩に云はく、「皇宋第十六の飛龍、元朝降して瀛國公に封す。元君君に詔して公主に尙せしむ。時に宴を明光宮に賜ふを蒙る。酒酣にして指を舒べて金柱を爬く。化して龍爪と爲りて天容を驚かす。侍臣謀を獻じて將に除か

れんとす。公主夜泣きて酥胸を沾ほす。幸に虎口を脱して方外に走り、名を合尊と易ふ沙漠の中。是時明宗・沙漠に在り、交を合尊に締びて情頗る濃かなり。合尊の妻夜子を生む。明宗・帳を隔てて笙鏞を聞く。乞うて行營に歸り養うて嗣と爲す。皇考崩する時年甫めて童なり。文宗詔を降して南海に移す。五年仍つて歸つて九重に居る。今に至るまで兒孫・沙漠に主たり。吁嗟宋の徳何ぞ其れ隆なる」と。以上は皆野史の載する所にして、未だ必ずしも盡く信す可からず。然れども元史の本紀に、「文宗の至順元年、順帝の乳母の夫が「明宗在せし日、素より「長子は己の子に非ず」と謂へり」と言ふを以て、翰林に命じて、其事を史館に書せしむ。明年、復た奎章閣學士虞集に詔して詔を作らしめ、中外に播告す。順帝登極し、此事を以て文宗の廟主を徹去せしめ、詔して曰はく、「文宗私に・子に傳へんと圖り、乃ち邪言を構へ、朕を明宗の子に非ずと謂ひ、出でて遐陬に居らしむ」と。虞集の傳にも、亦、此事を見る。是れ順帝の明宗の子に非ざること、當時已に人口に播く。故に文宗崩じて後、皇后布達實哩（舊史に卜答失）、寧ろ明宗の次子寧宗を立てて、順帝を立てず。寧宗天するに迨びて、順帝始めて立つ。則ち遺民錄等の書の載する所、未だ必ずしも因無きにあらざるなり。案するに至元十三年、瀛國公降る。年六歳、至元二十五年、瀛國、佛を土蕃に學ぶ。年十八歳。延祐七年、順帝生るるの歳、瀛國公、年五十。其年歳を計るに、亦、懸殊ならず。史を作る者、縦ひ便ち其故を確指せざるも、而も明宗の後邁來的の傳に於て、何ぞ略ぼ其の瀛國公より明宗に歸す



るの源委を見はすを妨げん。謂はゆる疑以て疑はしきを傳ふるなり。乃ち竝に書せず。豈に其の未經なるを以てか。然れども南史に、梁の武帝、東昏の妃を納れ、七月、豫章王綜を生むこと、亦、未だ嘗て書せずんばあらざるなり。

節を絶域に守る

元史に、(一)伊勒默色(里麻思)月、宋に使し、長沙の飛虎寨に囚せられ、三十年にして死す。(三)石天麟、海都に使し、亦、留めらるること二十八年にして、乃ち歸る。俱に各本傳に見ゆ。

郝經・昔班帖木兒

奇聞駭見の事、流傳すること已に久しく、古に在りては未だ必ずしも眞ならざれども、而も後人、之に仿ひ、竟に・實に其事有る者有り。蘇武の雁書の事は本鳥有にして、特だ常惠、漢の使者に教へて、『天子、上林に射、武が帛書を雁の足に繋げるを得たり』と謂はしめ、匈奴をして武を匿すを得ざらしむるのみ。而して元の時、(二)郝經、宋に使し、眞州に拘せらるること日久し。一雁を買ひ、帛に書を題し、其足に繋ぎて放ち去る。汗中の民、雁を金明池に射て之を得、以て世祖に進む。其詩に云は

- 【一】伊勒默色の傳は元史第百二十三卷に載す。
- 【二】石天麟の傳は元史第百五十三卷に載す。
- 【三】郝經の傳は元史第百五十七卷に載す。

く、『霜落ち風高く如く所を恣にす。歸期首を回らせば是れ春初。上林の天子、弓繳を援く。窮海の巢臣・帛書有り』と。後に題す、『至元五年九月一日放つ。獲る者殺さざれ。國信大使郝經、眞州忠勇軍營新館に書す』と。後、經竟に國に歸るを得、途に卒す。是れ蘇武の雁書の事は虚にして、而して郝經の雁書の事は實なるなり。程嬰・公孫杵臼が趙氏の孤を存するの事は、本、史記、無稽の談を采り、以て聽聞を新にす。未だ必ずしも實に其事有るに非ざるなり。而れども元の順帝の時、昔班帖木兒といふ者有り、趙王の位下に在り。其妻嘗て趙王を保育す。後、部落滅里滅叛し、趙王を殺さんと欲す。昔班帖木兒、妻と謀り、己の子觀音奴を以て王の服を服し、宮内に居らしむ。夜半、夫妻二人、趙王を衛りて遁れ去る。賊至り、遂に觀音奴を殺す。而して趙王、免るるを得たり。事聞す。昔班帖木兒に同知河東宣慰司を、其妻刺八哈敦に雲中郡夫人を授け、觀音奴にも亦、同知大同路事を贈り、仍ほ其門を旌す。是れ嬰・杵臼が趙氏の孤を存するの事は猶ほ虚にして、而して昔班帖木兒夫妻が趙王を存するの事は實なり。元史に各傳有り。郝經の事は、人猶ほ或は之を知る。昔班帖木兒の事は、則ち知る者鮮し。故に此に摘書す。(案するに宋史に、侯延廣、樞樞に在る時、王景崇の難に遭ふ。乳母劉氏、己の子に還す。此れ又、嬰・杵臼の事と相類す。而して一婦人に出づ。尤も甚だ難しと爲す。而)

元初、兩國の狀元を用ふ

節を絶域に守る 郝經・昔班帖木兒 元初、兩國の狀元を用ふ



王鶚は、本、金の正大元年の第一甲第一名の進士にして、仕へて尙書左右司郎中に至る。金亡び、將に殺されんとす。元の將張柔、其名を聞き、之を救ひ、家に館す。後、世祖に薦む。翰林學士承旨に擢でらる。制誥典章、皆、裁定する所なり。宋の留夢炎は、本、淳祐四年の第一甲第一名の進士にして、咸淳中、潭州に知たり、湖南安撫使を兼ね、德祐元年、官、右丞相兼樞密使たり、又、江東西湖南北宣撫大使と爲る。國亡び、遁れ去る。元に入り、亦、翰林學士承旨と爲る。是れ兩國の狀元、俱に元の用ふる所と爲るなり。

囚を縦つ

囚を縦つ事、已に陔餘叢考に見ゆ。今、又、數事を得たり。後漢書の戴封の傳に、「封、西華の令と爲る。囚四百餘人當に刑せらるべき有り。封、之を哀れみ、皆、遣りて家に歸らしめ、與に期日を尅す。皆、違ふ者無し」と。三國志の賈逵の傳に、「曹操、蜀を征し、先づ逵を遣はして斜谷に至りて形勢を觀しむ。道に水衡に逢ふ。囚を載すること數十車。逵、軍事急なるを以て、輒ち重き者一人を究め、餘は皆之を放つ」と。此は則ち竟に縦遣を行ひ、復た罪を治せざる者なり。晉書の范廣の傳に、「廣、堂邑の令と爲る。劉榮坐して劾せられて死に當す。家に老母有り、廣、歸省するを聽す。

- 【一】 王鶚の傳は元史第百六十卷に載す。
- 【二】 戴封の傳は後漢書第百十一卷獨行傳に載す。
- 【三】 賈逵の傳は三國志第十五卷魏書に載す。
- 【四】 范廣の傳は晉書第九十卷良吏范曄傳に附載す。

榮、期の如くにして返る。縣堂、火を失す。榮、械を脱して火を救ひ、畢りて、還つて自ら械を著く」と。又、喬智明の傳に、「智明、隆慮の令と爲る。部人張兌、父の爲めに仇を報ゆ。母老い、而して身、子無し。智明、之を憫み、其妻をして獄に入らしめ、并に陰に之を縦つ。或るひと之に逃れんことを勸む。兌曰はく、「君有ること此の如し。何ぞ之を累はすに忍びん」と。」宋史の戚綸の傳に、「綸、太和縣に知たり。歲時毎に必ず獄囚と約し、放ちて歸りて其先を祀らしむ。皆、期の如くにして返る」と。元史の本紀に、「世祖の至元十年、詔して、天下の獄囚、人を殺す者は報を待つを除き、其餘は一切疏放し、八月の内を限り、大都に至る者は之を赦す。期に至りて、凡そ死罪を赦すこと二十二人」と。(亦、王盤傳) 陳天祥、壽昌府に知たり、冬至の日、囚を放ちて家に還らしめ、三日にして來りて獄に歸らんことを約す。囚、期の如く至る。乃ち宣慰司に白して、盡く之を縦つ。(陳天祥傳)

- 【四】 喬智明の傳は晉書第九十卷良吏傳に載す。
- 【五】 戚綸の傳は宋史第三百六卷に載す。
- 【六】 王盤の傳は元史第百六十卷に載す。
- 【七】 陳天祥の傳は元史第百六十八卷に載す。

元、乳母を封じ其夫に及ぶ

乳母の貴きこと、元魏よりも過ぎたる者有る莫し。蓋し魏の制、子、皇太子と爲れば、其母必ず先づ死を賜ふ。故に登極の後、反つて乳母を以て保太后と爲し、其崇奉、皇太后と二無きなり。唐の哀帝

囚を縦つ 元、乳母を封じ其夫に及ぶ



妳婆楊氏を封じて昭儀と號し、王氏を郡夫人とす。中書奏す、「乳母は、古、夫人及び内職に封せらるるの例無し。漢の順帝、乳母宋氏を以て山陽君と爲し、安帝、乳母王氏を以て野王君と爲す。當時、朝議已に之を非とす。今宜しく楊氏に號安聖君、王氏に號福聖君、第二王氏に號康聖君を賜ふべし」と。是れ唐の制、乳母の封せらるる、尙ほ限制有りしなり。元代は則ち惟だ乳母、夫人に封せらるるのみならず、其夫を并せて亦、封せらるるを得。世祖、皇子燕王の乳母趙氏を封じて幽國夫人と爲し、其夫鞏德祿を德育公に封す。成宗、乳母楊氏を封じて趙國安翼夫人と爲す。武宗、乳母の夫壽國公楊燕の家奴を開府儀同三司に封す。仁宗、乳母の夫楊德榮を封じて雲國公と爲す。英宗、乳母忽秃台を定襄郡夫人に封じ、其夫阿來を定襄郡王とし、忠愍と諡す。(以上皆本) 文宗、乳母の夫を封じて營郡王と爲す。(虞集傳に) 哈嗎爾(舊名)の母、寧宗の乳母たり。故に其父圖魯(舊名) 冀國公に封じ、太尉を加へらる。(哈麻傳に) 卷姦臣傳に載す。

安南王、漢陽に居る

至元二十八年、安南を征す。其王陳日烜遁る。日烜の弟陳益稷、其本宗と妻子とを率ゐて來降す。詔して封じて安南國王と爲し、符印を賜ひ、漢陽に居らしむ。二十七年、入觀す。遂に遙に湖廣行省平章政事を授く。仁宗の初、益稷、又、入朝し、謂はく、「臣、世祖の時より來歸し、漢陽の田五

百頃を賜はり、餘年を終らしむ。今、臣、年、七十に垂なんとす。而して有司、臣が田を拘す。食に就くに所無し」と。帝亟かに命じて其田を還さしむ。天歷二年、卒す。文宗、諡を忠懿と賜ふ。

老爺・同寅・臬司

世、官長を呼んで老爺と曰ひ、同僚を稱して同寅と曰ひ、按察使を臬司と曰ふ。其の來ること已に久し。然れども記載に見えず。惟だ元史の董搏霄の傳に、「搏霄、南皮に營す。毛貴の兵猝に至り、搏霄に問うて曰はく、「汝は誰とか爲す」と。答へて曰はく、「我は董老爺なり」と。遂に殺さる」と。此れ老爺の・正史に見ゆる者なり。宋の元祐中、呂公著を右僕射に除す。制詞に云はく、「先帝に遇せられ、嘗て入りて樞庭に贊す。暨び予冲人、遂に政路に同寅たり」と。南宋の慶元中、余端禮、右丞相に除せらる。制詞に云はく、「予が嗣歴の初に迄るまで、尤も同寅の助に藉る」と。是同寅とは、乃ち君臣同じく敬して爾云ふ。以て同官を稱するに非ざるなり。及び黃震が黃提舉に謝する啓に、云へる有り、「故老に托して以て旁く詢ひ、同寅に頼りて而して再び聳む」と。又、宋史の趙希樸の傳に、「韓侂胄敗る。後、同寅、侂胄の黨に坐する者有り。諸司、

- 【一】天歷。文宗の年號。皇紀一九八八—一九八九。西紀一三二八—一三二九。
- 【二】董搏霄の傳は元史第百八十八卷に載す。
- 【三】元祐。宋の哲宗の年號。皇紀一七四六—一七五三。西紀一〇八六—一〇九三。
- 【四】慶元。宋の寧宗の年號。皇紀一八五五—一八六〇。西紀一一九五—一二〇〇。
- 【五】趙希樸の傳は宋史第二百四十七卷宗室傳に載す。



敢て擧ぐる莫し。希憚獨り之を擧ぐ」と。此は則ち同寅を以て同官に屬す。南宋の時、已に此稱有り。元史の(五)商挺の傳に、「帝、挺に謂ひて曰はく、「卿、關中に在り、治效有り。而して毀言日に至る。豈に同寅の中、卿を阻む者有るか」と。」又、(六)拜降の傳に、「同寅に貪穢なる者有り。拜降、章を抗して之を劾す」と。此れ同寅の・正史に見ゆる者なり。宋史の(七)李韶の傳に、「韶の父文饒、司理參軍と爲る。嘗て曰はく、「吾、司臬として陰德多し。後當に興る者有るべし」と。」(八)孫子秀の傳に、「浙西の刑獄を提點し、兼ねて常州に知たり。子秀、郡を兼ねれば則ち部を行ること便に非ざるを以て、請を得て司臬の事を専らにす」と。是れ刑官、司臬と稱すること、亦、南宋に起る。又、元史の(九)伊克台伊爾丹の傳(舊名、奕丁)に、「建康道廉訪使と爲り、始めて事を視る。獄有り庭下に具陳す。皆、前官の・制を創むる者なり。盛然として曰はく、「凡そ速せられて臬司に至るは、皆、命官及び出身有るの吏なり。何ぞ此を用ひんや」と。」此れ臬司の・正史に見ゆる者なり。

牛腹、重傷を療す

(一〇)元史の梁兒只傳に、「梁兒只、年少くして學士と爲る。同寅、郭貫等諸老の如き、皆、之を器重す」と。

(一) 布扎爾(舊名、布智兒)、回回を征するに從ひ、身、數矢に中り、悶絶す。太祖、命じて一牛を割き、布扎爾を腹に納れ、熱血の中に浸さしめ、時を移す。遂に甦る。郭寶玉、契丹の遺族を討つに從ひ、胸、流矢に中る。太祖、命じて牛腹を割き、其中に納れしむ。少頃にして乃ち蘇る。李庭、沙洋の新城を攻め、礮に中り、城下に墜つ。矢又胸を貫く。氣、絶ゆるに垂なんとす。巴延、命じて水牛の腹を割き、其中に納れしむ。乃ち活く。俱に各本傳に見ゆ。謝睦歡、西京を攻むるに從ひ、三矢を被り、城下に仆る。太宗、人に命じて其矢を抜き、牛の腸を剝り、裸にして諸を牛の腹中に納れしむ。良久しうして乃ち甦る。謝仲溫の傳に見ゆ。此れ蒙古の・重傷を治するの法なり。蓋し生氣を借りて以て命を續ぐなり。

痛を忍ぶ

北史に、「魏長生の子彦、馬より墜ち臂を折り、肘上、骨起ること寸餘。乃ち肉を開き骨を鋸し、流血數升。言笑自若たり」と。歐の五代史に、「(一) 裴從苗、流矢に中り、鏃、骨に入る。工、良藥無し。其骨を鑿ちて之を出さんと欲す。從苗便ち之を鑿たしむ。工遲疑し、下すに忍びず。從苗、之を趣す。左右、皆、共苦に勝へざるが若し。而して從苗自若たり」と。元史に、「(二) 張

牛腹、重傷を療す 痛を忍ぶ

- 【一】 布扎爾の傳は元史第二百二十三卷に載す。
- 【二】 郭寶玉の傳は元史第四百十九卷に載す。
- 【三】 李庭の傳は元史第六十卷に載す。
- 【四】 謝仲溫の傳は元史第一百六十九卷に載す。
- 【一】 裴從苗の傳は新五代史第四十七卷雜傳に載す。
- 【二】 張榮の傳は元史第五百十卷に載す。



榮、流矢に皆を貫かる。之を抜けども出でず。人をして足を以て額に抵てて而して之を抜き出さしむ。神色自若たり。趙實喇(趙實喇(趙實喇) 趙實喇(趙實喇))、宋の兵と戦ひ、鏃、右肩に入り、出でず。主將、死囚を取り、其肩を剥き、骨節を視、淺深の出す可きを知り、即ち爲めに其創を鑿ち、鏃を抜きて之を出す。實喇、神色、動かず」と。俱に各本傳に見ゆ。

牛皮船

元史に、石抹按只、宋の敍州を攻む。江、渡るを得ず。乃ち軍中の牛皮を聚め、渾脱及び皮船を作りて之に乗り、其渡口を奪ふ。又、宋の兵、萬州に屯す。汪世顯、上流より、革舟を鼓し、襲うて之を破る」と。俱に各本傳に見ゆ。

- 【三】 趙實喇の傳は元史第百六十五卷に載す。
- 【二】 石抹按只の傳は元史第百五十四卷に載す。
- 【二】 渾脱、帽の一種。
- 【三】 汪世顯の傳は元史第百五十五卷に載す。
- 【一】 韓山童の傳は元史第百二十五卷韓林兒傳に附載す。

彌勒佛の謠言

順帝の至正十一年、韓山童倡へて言はく、「天下大に亂れ、彌勒佛下生す」と。江淮の愚民多く之を信ず。果して寇賊蠢起し、遂に國亡ぶるに至る。然れども此謠は、至正中より起るにあらざるなり。順帝の至正三年、汝寧、獲る所の棒胡を獻す。彌勒佛・小旗・紫金印・量天尺有り。而して泰定帝の

時、又、先に息州の民趙丑斯・郭菩薩等有り、謠言を倡へ、「彌勒佛當に天下を有つべし」と謂ふ。有司、以て聞す。河南行省に命じて之を鞫治せしむ。是れ彌勒佛の謠、已に久しく民間に播くなり。蓋し亂の初めて起るや、其根株を抜かず、遂に蔓延して救ふ可からざるに至る。皆、法令の玩弛の致す所なり。

賈魯、河を治む

至正四年、河、白茅隄及び金隄を決し、淹さるる者、幾ど山東全省に遍く、浸淫して河間に及び、患を爲す者凡そ七八年。會、脱脫、相と爲り、専ら賈魯に任じて之を治めしむ。十一年四月、詔して民夫十五萬・軍二萬を發す。是月を以て工を

- 【二】 賈魯の傳は元史第百八十七卷に載す。

起し、十一月、成るを告げ、河、故道に復す。其勞績、具に歐陽元の著はす所の河平碑に見ゆ。凡そ疏濬塞の方、及び土を用ひ石を用ひ鐵を用ひ草を用ひ木を用ひ杙を用ひ繩を用ふるの法、今に至るまで、河を治むる者、猶ほ遵ひ用ひざるは莫し。其心力の專精なる、至れりと謂ふ可し。然れども賈魯の後四百餘年以來、河の患を爲すこと、又百出して窮まらざるは、則ち魯但だ之を既に潰決するの後に救ひ、而して未だ潰決せざるの前、如何して之をして常に地中に由りて行き、潰決するに至らざらしむるかは、則ち未だ計り及ばざるを以てなり。河の潰決する所以は、其の沙を挾みて行き、停積す



るに易く、以て、河身日に高く、海口日に塞がるを致すを以てなり。惟だ兩邊の隄岸を恃みて之が障束を爲す。一たび盛漲に遇へば、兩隄の間、容受する能はざれば、則ち必ず衝破し、而して泛濫して制す可からず。今、河身をして高からず、海口をして塞がらざらしめんと欲せば、則ち南北兩河を開きて互に相更換するに如くは莫し。一は則ち古來の曹・濮・開・滑・大名・東平の北流の故道を尋ね、漳沁の水を合はせ、會通河に入り、清・滄より海に出づ。一は則ち現在の南河に就きて、大に疏濬を加へ、別に新路を開きて海に出づ。是を南北兩河と謂ふ。然れども兩河並に用ふるに非ず、亦、兩役並に興すに非ざるなり。兩河並に用ひば、則ち河流弱くして、沙益、停まり易く、河の通ずるを欲して、轉つて河の塞がるを速かにせん。兩役並に興さば、則ち騷、數省に及び、延いて數年に及び、河の治まらんことを欲して、而して轉つて或は民の亂を啓かん。謂はゆる兩河を開くとは、兩河有りと雖も、而も行走するは仍ほ只だ一河を用ひ、五十年毎に一たび換ふるなり。如し北河を行ふこと將に五十年ならんとすれば、則ち預め南河を濬くし、期に届りて黃水を驅りて之を南せしめ、其北河の入口の處は、亟かに堵閉を爲し、一滴をして北に入らしめず。南河を行ふこと將に五十年ならんとするに及べば、亦、預め北河を濬くし、期に届りて黃水を驅りて之を北せしめ、其南河の入口の處は、亦亟かに堵閉し、一滴をして南に入らしめず。此の如く更番替代し、洶湧たるの水をして、常に深く通ずるの河有り、其行走を便にせしめば、則ち自ら潰決の患無からん。即ち河工・官員・兵役、亦、

設けざる可く、蘆稽・土方・埽木の費、亦、用ひざる可し。但だ督撫をして近きに就きて照管せしめば、自ら虞無きを保せん。此れ、千古未だ有らざるの創論なりと雖も、實に萬世患無きの長策なり。此を舍きて圖らずして、而して徒らに歲歲修防し、年年堵築するは、正に、頭痛めば頭を醫し、脚痛めば脚を醫し、病終に去らざるが如し。潰決する有るに遇へば費す所費られざるを論ずる無く、即ち一二年、偶々安流を獲るも、而も歲修仍ほ數十萬に下らず。五十年を以て計算すれば、正に、幾千百萬なるを知らず。其の如許の金錢を以て空しく横流に擲たんよりは、何ぞ此の久しきを經るも患無きの計を爲すに如かんや。或は謂はん、『地勢、北は高く南は下し。既に已に南に徙らば、必ず挽きて北流せしめ難からん』と。此れ然らざるなり。中國の地の高下は、東西に在り、南北に在らず。如し果して北高く南下くば、則ち神禹が河を導きてより以來、何を以て數千年、南に徙らずして、直に宋に至りて始めて徙りしか。豈に南方の地、從前本高く、宋に至りて忽ち下きか。邇年、河決して害を受くるの地、多く北に在りて、南に在らず。則ち北高く南下きに非ざること、知る可きなり。宋の南に徙るは、蓋し亦、北河の淤高きに因り、別に出路を尋ねざるを得ざればなるのみ。今、南河も亦淤高し。高ければ則ち仍つて北流せしむ。是れ亦、窮變通久の會なり。又或は謂はん、『挽いて北流せしめば、將に漕運に利ならざらんとす』と。此れ亦非なり。漕運の黃水に資する所の者は、只だ洪澤の河流、楊家莊より、上、宿遷・草壩に至るまでの數十里なるのみ。現在、黃河以北の運河は、本、南旺の分



注の七分の水有り、以て浮送に資し、黄河の倒灌を藉らざるなり。而して洪澤の水、楊家莊に至るは、則ち仍ほ故の如し。果して黄水を移して北に去らしめば、南旺の水は、自ら、直に楊家莊に下りて洪澤の水と相接す可く、糧艘、仍ほ、通行す可からん。此れ南路の漕運に碍無きなり。臨清以北の會通河は、本、運道に屬す。増して黄水を入れ、或は其の容るる能はざらんことを慮らば、則ち濱・棣・清・滄の一帶に於て、九河の故道を尋ね、多く支流を分ち、海に出づるに易からしめば、則ち河流迅く駛せ、糧艘益々過かに行くを得ん。此れ北路の漕運に碍無きなり。區區の見、頗る自ら、一得の愚有りと謂ふ。或は其言を取りて之を行はば、當に一たび勞して永く逸するの利有るべからんのみ。

# 巻の三十一

## 明史

近代の諸史、歐陽公の五代史よりの外、遼史は簡略、宋史は繁蕪、元史は草率なり。惟だ金史のみ行文雅潔、敘事簡括にして、稍や觀る可しと爲す。然れども未だ明史の完善なるが如き者有らず。蓋し康熙十七年、博學宏詞の諸臣を用ひて、分ちて明史を纂せしめ、葉方藹・張玉書、其事を總裁し、繼いで又、湯斌・徐乾學・王鴻緒・陳廷敬・張英を以て、先後、總裁官と爲ししよりして、諸の纂修は、皆、博學にして文を能くし、古を論ずるに識有り。後、玉書、志書に任じ、廷敬、本紀に任じ、鴻緒、列傳に任ず。五十三年に至りて、鴻緒の傳の稿成り、表して之を上る。而して本紀・志・表は、尙ほ未だ就らず。鴻緒、又、纂修を加ふ。雍正元年、再び表して上る。

世宗憲皇帝、張廷玉等に命じて總裁と爲し、鴻緒の本選に即きて、詞臣再び訂正を加ふ。乾隆の初、始めて進呈す。蓋し六十年を閲して而して後事を訖る。古來、史を修むる、未だ此の如きの日久

【一】康熙。清の聖祖の年號。

【二】雍正。清の世宗の年號。

【三】乾隆。清の高宗の年號。

皇紀二三九六―二四五五。西

紀一七二三―一七三五。

皇紀二三九六―二四五五。西

紀一七三六―一七九五。



しくして功深き者有らざるなり。惟だ其の修むること康熙の時に於てし、前朝を去ること未だ遠からず、見聞尙ほ接す。故に事跡の原委、多く其眞を得。後漢書の・宋に修められ、晉書の・唐に修められ、徒らに舊人の記載に據り、而して其文を整齊するのみなるに同じきに非ざるなり。又、數十年を経て、參考訂正し、或は増し或は削り、或は離し或は合す。故に事益詳かにして、而して文益簡なり。且つ是非久しくして而して後に定まり、執筆者、其間に徇隱する所無く、益々徵信す可し。元末の・宋遼金の三史を修め、明初の・元史を修め、時日迫促にして、詳を致すに暇あらず、而して潦草に事を完くするが如きに非ざるなり。他は具に論せず。魏收・李延壽が子孫を以て其祖父に附せしより、遂に人に代つて家譜を作り、一傳の中に、數百年の事有り、一傳を閲するには、即ち須く數朝の史を検すべし。宋子京、以て簡要と爲す。其實は轉た贅惑を滋す。明史、傳を立つるは、則ち各時代の先後に隨ふ。(四)徐達・常遇春等の子孫は即ち本傳に附するを除く。此れ史記・漢書の例に仿ひ、以て功臣の世次を敘するなり。(五)楊洪・李成梁等の子孫、亦、本傳に附するは、則ち其家世、將と爲るを以てなり。此れ又是れ一例なり。祖父子孫各、大事の記す可き者有るに至りては、張玉・張輔は父子にして、而も一は功を靖難に著はし、一は功を征交に著はすが如きは、則ち各自に傳を爲る。以

- 【四】徐達・常遇春の傳は明史第二百二十五卷に載す。
- 【五】楊洪の傳は明史第七十三卷に載す。李成梁の傳は明史第二百三十八卷に載す。
- 【六】張玉の傳は明史第四百四十六卷、張輔の傳は明史第五十四卷に載す。

て 周瑄・周經・耿裕・耿九疇・楊廷和・楊慎・瞿景淳・瞿式耜・劉顯・劉綎等に及ぶまで、皆然らざるは莫し。其の大事の記す可き無き者は、始めて父を以て子に附し、子を以て父に附す。(六)何文淵は先づ其子何喬宅は先づ其子劉大夏傳の首に敘するが如きは、此れ父を以て子に附するなり。林瀚傳の後に、其子延機及び孫子濂を附し、許進傳の後に其子許讚議論等を附するは、此れ子を以て父に附するなり。(七)否ざれば則ち楊肇基及び子御蕃が各、戰功有るが如きは、則ち御蕃は肇基の傳に附す可し。而るに其功、登萊に在るを以て、則ち寧ろ同治の 徐從治の傳に附して、肇基の傳に附せず。其他、又、稍や變通する者有り。徐壽輝、僭號して帝と稱す。應に羣雄傳に列すべし。而るに其の久しからずして陳友諒の殺す所と爲るを以て、則ち并せて友諒の傳に入れ、而して壽輝は別に傳せず。(三)姚廣孝は武臣に非ず。而れども其の永樂功臣の首たるを以て、則ち張玉・朱能等と卷を同じくす。(三)黃福・陳洽等は皆文臣、柳升・王通等は皆武臣なり。而れども其の事を安南に同じくするを以て、則ち文武、卷を同じくす。(四)秦良玉は本女士司なり。而れども其の曾て總兵に官たり戰功有るを以て、則ち諸將と卷を同じく

- 【七】周瑄の傳は明史第五百五十七卷、周經は第百八十三卷、耿裕は第百八十三卷、耿九疇は第百五十八卷、楊廷和は第百九十卷、楊慎は第百九十二卷、瞿景淳は第百二十六卷、瞿式耜は第百八十卷、劉顯は第百二十二卷、劉綎は第百四十七卷に載す。
- 【八】何喬新の傳は明史第百八十三卷、劉大夏は第百八十二卷、林瀚は第百六十三卷、許進は第百八十六卷に載す。
- 【九】楊肇基の傳は明史第二百七十卷に載す。
- 【一〇】徐從治の傳は明史第二百四十八卷に載す。
- 【一一】陳友諒の傳は明史第二百十三卷に載す。
- 【一二】姚廣孝等の傳は明史第四百四十五卷に載す。
- 【一三】黃福等の傳は明史第五百十四卷に載す。
- 【一四】秦良玉の傳は明史第二百七十卷に載す。



す。(二五) 李汝省・陶仲文は各技術を擅にす。應に方伎傳に入るべし。而れども其の此に藉りて寵を邀むるを以て、則ち別に佞倖傳に入る。此れ皆、排次の當を得たる者なり。宋史に數人、事を共にする者は、必ず各一傳を立て、而して傳中、又、彼此互見せず、一に各一事を爲す者の若くなりしより、惟だ卷帙益繁きみに非ず、亦且つ翻閲して眩し易し。明史は則ち數十人、一事を共にする者は、一人を擧げて傳を立て、而して事を同じくする者は、即ち各一小傳を此人の傳の後に附す。即し事を同じくする者は、別に專傳有るも、而も此一事、復た詳かに敘せず。但だ、『語、某人の傳の中に在り』と云ふ。(二六) 孫承宗は傳有れども、柳河の役は則ち『語、馬世龍の傳の中に在り』と云ひ、(二七) 祖寬は傳有れども、登州を平ぐるの事は則ち『語、朱大典の傳に在り』と云ふが如き、是れなり。否ざれば則ち一人を傳して、事を同じくする者を兼ね敘す。(二九) 陳奇瑜の傳に、『盧象昇と同じく賊を烏林關等の處に破る』と云ひ、(三〇) 象昇の傳にも亦、『奇瑜と同じく賊を烏林關等の處に破る』と云ふが如き、是れなり。甚だしきは、熊廷弼・王化貞は一は戰を主とし、一は守を主とし、意見同じからざれども、事相渉る、則ち化貞は別に傳せずして、并せて 廷弼の傳の内に入る、袁崇煥・毛文龍は、一は經略、一は島帥にして、官職同じからざれども、事相渉る、則ち文龍は別に傳せずして、并せて 崇煥の傳の内に入るに至る。此れ又、編纂の當を得たるなり。而して其の尤も簡にして括なる者は、附傳の例に如くは莫し。(三一) 擴廓の傳に蔡子英等を附し、(三二) 陳友定の傳に靳義等を附し、(三三) 方孝儒の傳に盧原質等を附するが如き、其の皆節を抗するを以てなり。(三四) 柳升の傳に崔聚等を附するは、其の皆安南を征して事を同じくするを以てなり。李汝省の傳に鄧常恩等を附するは、其の皆技術を以て寵幸するを以てなり。末造の殉難者に至りては、附傳尤も多し。朱大典の傳に王道焜等數十人を附し、(三五) 張肯堂の傳に吳鍾巒等數十人を附するが如し。而して 史可法の傳に、既に、文臣の同じく揚州の難に死する者數十人を附す。若し更に武臣を附せば、則ち篇幅太だ冗ならん。乃ち諸の武臣を以て盡く 劉肇基の傳に附す。以て忠義・文苑等に及ぶまで、皆然らざるは莫し。又、孝義傳に、既に其の尤異なる者を案じて、各爲めに傳を立て、而して其他會て旌表を経る者數十人は、則ち一一、其氏名を傳序の内に見はす。又、(三六) 正徳中に南巡を諫めて罰せられ、午門に跪きて杖譴せらるる者一百四十餘人、(三七) 嘉靖中に闕に伏して大禮

- 【二五】 李汝省等の傳は明史第三百七卷佞倖傳に載す。
- 【二六】 孫承宗の傳は明史第五百十卷に載す。
- 【二七】 祖寬の傳は明史第二百七十三卷に載す。
- 【二八】 朱大典の傳は明史第二百七十六卷に載す。
- 【二九】 陳奇瑜の傳は明史第二百六十卷に載す。
- 【三〇】 盧象昇の傳は明史第二百六十一卷に載す。
- 【三一】 熊廷弼の傳は明史第二百五十九卷に載す。

にして、官職同じからざれども、事相渉る、則ち文龍は別に傳せずして、并せて 崇煥の傳の内に入るに至る。此れ又、編纂の當を得たるなり。而して其の尤も簡にして括なる者は、附傳の例に如くは莫し。(三一) 擴廓の傳に蔡子英等を附し、(三二) 陳友定の傳に靳義等を附し、(三三) 方孝儒の傳に盧原質等を附するが如き、其の皆節を抗するを以てなり。(三四) 柳升の傳に崔聚等を附するは、其の皆安南を征して事を同じくするを以てなり。李汝省の傳に鄧常恩等を附するは、其の皆技術を以て寵幸するを以てなり。末造の殉難者に至りては、附傳尤も多し。朱大典の傳に王道焜等數十人を附し、(三五) 張肯堂の傳に吳鍾巒等數十人を附するが如し。而して 史可法の傳に、既に、文臣の同じく揚州の難に死する者數十人を附す。若し更に武臣を附せば、則ち篇幅太だ冗ならん。乃ち諸の武臣を以て盡く 劉肇基の傳に附す。以て忠義・文苑等に及ぶまで、皆然らざるは莫し。又、孝義傳に、既に其の尤異なる者を案じて、各爲めに傳を立て、而して其他會て旌表を経る者數十人は、則ち一一、其氏名を傳序の内に見はす。又、(三六) 正徳中に南巡を諫めて罰せられ、午門に跪きて杖譴せらるる者一百四十餘人、(三七) 嘉靖中に闕に伏して大禮

- 【三二】 袁崇煥の傳は明史第二百五十九卷に載す。
- 【三三】 擴廓の傳は明史第二百四卷に載す。
- 【三四】 陳友定の傳は明史第二百四卷に載す。
- 【三五】 方孝儒の傳は明史第四百一十一卷に載す。
- 【三六】 柳升の傳は明史第五百十四卷に載す。
- 【三七】 張肯堂の傳は明史第二百七十六卷に載す。
- 【三八】 史可法の傳は明史第二百七十四卷に載す。
- 【三九】 劉肇基の傳は明史第二百七十二卷に載す。
- 【四〇】 正徳。明の武宗の年號。紀一五〇六一一五二一。
- 【四一】 嘉靖。明の世宗の年號。紀二一八二二二二六。西紀一五二二一一五六六。



を争ふ者も亦一百五十人の如き、皆、一一、其姓名を載す。蓋し人各一傳せば、則ち傳するに勝へず。而して概して之を刪らば、則ち盡く泯滅に歸せん。惟だ此法のみ巻帙浩繁なるに至らず、而して諸人の名姓仍ほ正史に見はるるを得。此れ正に修史者の苦心なり。又、高倬の後に、南都の殉難者・張捷・楊維垣・黃端伯・劉成治・吳嘉允・龔廷祥の六人を附書し、而して附する所の小傳、但だ端伯以下四人有り、捷・維垣獨り缺くるは、則ち此二人は本閩黨にして、其事已に各列傳の中に見ゆるを以て、之が附傳を爲すを屑しとせざるなり。此れ則ち附傳の中、又、自ら區別有り。益以て、修史の斟酌苟くもせざるを見るなり。諸臣の、國の興替・事の功罪に關する有るに至りては、則ち輕重務めて其平を得。李東陽・徐階・高拱・張居正・沈一貫・方從哲・熊廷弼・袁崇煥・陳奇瑜・熊文燦・楊嗣昌等の如き、功罪互に見はれ、枉倖竝び呈し、一字の虛設無きに幾し。篇幅稍や多しと雖も、而も此に非ざれば以て其曲折を盡すに足らず。筆を執る者、知らず幾たび審訂を経て而して後篇を成せるか。此れ明史の一書、實に近代の諸史の及ばざる所と爲す。細心默觀するに非ざれば、其の精審なるを知らざるなり。

明史、傳を立つる多く大體を存す

明史、傳を立つる、多く大體を存す。他書を參校せざれば、修史者の斟酌の苦心を知らざるなり。龍興慈記の『徐達、疽を病む。帝賜ふに蒸鴨を以てす。疽は最も鴨を忌む。達、涕を流して之を食ふ。遂に卒す』といへるが如き、是れ達幾ど其死を得ざるなり。此れ固より傳聞無稽の談なり。然れども解縉の疏に、『劉基・徐達忌まる』の語有り。李仕魯の疏にも亦謂はく、『徐達・劉基の猜まるる、幾ど蕭何・韓信に等し』と。(傳)此二疏は帝の御覽に奏するに係り、必ず當日の實情に係るならん。則ち帝、達・基の二人に於て疑忌すること、知る可きなり。今、明史の達・基の二傳には、則ち帝、始終恩禮し、毫も纖芥無し。蓋し大段に就きて之を言ふ。而して平時偶々嫌疑有るの處は、固より略して論せざる可し。且つ其時、功臣、多くは保全せず。達・基の・終を令くするが如きは、已に僅事に屬す。故に復た稍しも微詞を著はざるなり。又、草木子の如き、『宋訥、元の臣を以て降り、國子祭酒と爲り、意を極めて嚴刻にして、以て上の意に稱ふ。監生の自ら縊る者、月ごとに人に乏しからず。死すれば必ず驗視し、乃ち斂す。其の酷なること周興・來俊臣よりも甚だしと云ふ』と載す。而して明史の訥の傳には、絶えて之に及ばず、但だ『其次子復祖、司業と爲り、諸生を誡め、訥の規を守らしむ。達ふ者は罪死に至る』と謂ふのみ。又、張輔の死の如き、庚己編に據れば、『輔、英宗の北征

明史、傳を立つる多く大體を存す

- 【一】 解縉の傳は明史第四百七卷に載す。
- 【二】 李仕魯の傳は明史第三百十九卷に載す。
- 【三】 劉基の傳は明史第二百二十八卷に載す。
- 【四】 草木子。書名、明の葉子奇撰す。四卷、凡そ八篇。
- 【五】 宋訥の傳は明史第三百二十七卷に載す。



に従ひ、土木の難に、逃れ歸りて家人と訣し、而して先墓に縊死す」と謂ふ。今の輔の本傳には、則ち但だ、英宗の北征に従ひ、土木の難に死す」と謂ひ、絶えて逃れ歸り自ら縊るの事に及ばず。蓋し訥は嚴重を以て教を立て、最も師法有り。輔は四朝の勲徳にして、自首まで間言無し。故に各、其の優なる所を著はし、而して小疵は略する所に在るなり。又、楊廷和が閣に入るが如き、雙岐雜記には、『劉瑾の力に由る』と謂ふ。而して本傳には絶えて及ばず、并せて『廷和、瑾に忤ふ。瑾、會典の小誤を摘し、其俸二級を奪ふ』と言ふ。是れ廷和、惟だ瑾に附かざるのみならず、且つ瑾と忤ふなり。于謙の死する、石亨・曹吉祥が誣ふるに襄王の世子を立てんと謀るを以てするを以て、故に殺さる。謙の傳には、但だ曹石の誣ふるを謂ひ、而して事の眞偽は、傳中、縷析するに暇あらず。則ち襄王瞻塔の傳に於て之を見はし、『英宗復辟の後、皇太后の閣内に於て、襄國の金符を見る。乃ち土木陥りて後、襄王を召さんと欲して而も果さず。其符遂に閣中に留まる』と謂ふ。然る後、謙等が景帝の不豫の時に當りて符を取るに非ざることを知るなり。則ち謙の冤、自ら辨せずして白かなり。熹宗の懿安皇后、國變の時、生死の傳聞未だ確ならず。故に本朝、鼎を定め、但だ崇禎帝及び周后の爲めに喪を發し禮を成し、而して張后獨り缺く。蓋し其時、張后未だ死せずと傳ふる者有り。

（時に南昌推官史夏隆云はく、國變の時、后、宮を出で、李賊の麾下劉旗鼓の得る所と爲る。劉は本善弁、后に事へて禮を失ふ無し。我が朝の兵至るに及びて、后に謂ふ、朱家の體面を失了す可からずと。后遂に縊死す。本朝實錄に、順治五年の間、天津の女子有り、自ら張后と稱し、衆を聚めて畿輔を擾る」と。又、陳玉璫の作れる宦者高永壽傳に、「張后、周后と同日に縊死す。後、熹宗の妃任氏有り、宮を出で、少年の得る所と爲る。年餘にして、其貨を費し、且に盡さんとす。任氏怒り、自ら稱す、我は張后なり、胡爲れぞ此に至る」と。聞く者敢て隱さず、遂に官に送る。永壽獨り之を識る。然れども亦、敢て明かに其僞を正さず」と。故に郵典及ばず。史を修むる時に至りては、則ち本紀には、陳玉璫の傳ふる所に據り、『國變の時、張后、宮中に縊死す』と大書し、而して流賊傳にも亦、『李嚴、懿安皇后を保護し、自盡せしむ』と稱し、賢后をして傳聞の誣讒に遭はざらしむ。尤も書法の苟くもせざるを見る。又、胡世寧、從つて江西の賊王浩八等を勦し、東郷の賊を招降して新兵と爲す。已にして復た叛く。事、陳金の傳に見ゆ。而して世寧の傳には載せず。徐階、國に當り、講學會を爲す。張岳疏して之を詆りて謂はく、『講學は、富貴功名を以て、士大夫を鼓動し、虚を談じ寂を論ず』と。事、岳の傳に見ゆ。而して階の傳には載せず。隴川、兵を用ふる、鄧子龍、軍を馭する能はず。餉稍や緩きに因り、大に謀ぎて亂を作し、鼓行して永昌・大理に至り、會城を過ぐ。巡撫蕭彥、土漢兵を調し、之を夾撃し、亂始めて定まる。事、彥の傳に見ゆ。而して子龍の傳には載せず。蓋し名臣の爲めに傳を立つる、其人偶々、失誤有れば、他人の傳の中に散見するを妨げず、而して本傳には復た瑣屑敘入せず。此れ又、善を善として長せんと欲するの微意にして、小疵を以て全體を累はすを欲せざるなり。

【六】 于謙の傳は明史第七十卷に載す。  
 【七】 襄王瞻塔の傳は明史第十九卷仁宗諸子傳に載す。

【八】 陳金の傳は明史第八十七卷に載す。  
 【九】 胡世寧の傳は明史第九十九卷に載す。  
 【一〇】 張岳の傳は明史第二百卷に載す。  
 【一一】 徐階の傳は明史第二百五卷に載す。  
 【一二】 蕭彥の傳は明史第二百二十七卷に載す。  
 【一三】 鄧子龍の傳は明史第二百四十七卷に載す。



大禮の議

孝宗崩じ、子武宗立つ。武宗崩じ、子無し。而して孝宗の弟興獻王、子有り、倫序當に立つべし。大學士楊廷和、遺詔を以て迎へて之を立つ。是を世宗と爲す。世宗、位に即き、詔して所生を追崇するを議す。廷和、漢の定陶王・宋の濮王の故事を検し、(一)尚書毛澄に授けて曰はく、「是れ據と爲す可し」と。澄、大に文武百官を會して議し、帝に孝宗を稱して皇考と曰ひ、興獻王を改め稱して皇叔父興獻大王と爲し、妃を皇叔母興獻王妃と爲し、自ら姪皇帝と稱せんと請ふ。議三たび上り三たび卻けらる。

(二)進士張璠獨り疏して謂はく、「宜しく別に聖考の廟を京師に立つべし。聖母は則ち母は子を以て貴く、尊、父と同じ」と。帝大に喜ぶ。是に於て、

連に禮官の議を駁す。廷臣、已むを得ず、孝宗を尊びて皇考と爲し、興獻王を本生皇考興獻帝と爲し、興國太妃を本生皇太后と爲さんと請ふ。已にして

桂夢疏上して謂はく、「宜しく孝宗を稱して皇伯考と曰ひ、興獻帝を皇考と爲し、別に廟を大内に立て、興國太后の禮を正し、定めて聖母と稱すべし」と。張璠、又、疏して之に繼ぎ、并せて「宜しく本生の稱を去るべし」と謂ふ。帝、之を是とす。而して廷臣、闕に伏して哭争す。帝大に怒り、杖譴する者數十人。是に於て

- 【一】毛澄の傳は明史第九十一卷に載す。
- 【二】張璠の傳は明史第九十六卷に載す。
- 【三】桂夢の傳は明史第九十六卷に載す。
- 【四】席書の傳は明史第九十七卷に載す。

等議す、「皇宗は皇伯なり。宜しく皇伯考と稱すべし。昭聖皇太后は伯母なり。宜しく皇伯母と稱すべし。興獻帝は父なり。宜しく皇考と稱すべし。章聖皇太后は母なり。宜しく聖母と稱すべし。武宗は仍つて皇兄と稱し、莊肅皇后は宜しく皇嫂と稱すべし」と。乃ち詔して天下に告ぐ。尊稱遂に定まる。今案するに、諸臣の疏、固より各説有り。「宜しく孝宗を考とすべし」と謂ふ者は、楊廷和・毛澄・汪俊及び滿朝の諸臣なり。廷和の疏に曰はく、「禮に、後たる所の者を謂ひて父と爲し、而して生む所の者を以て伯叔父母と爲す。此れ古今不易の典なり」と。毛澄の疏に曰はく、「漢の成帝、定陶王を立てて皇太子と爲し、楚の孝王の孫景を立てて定陶王と爲し、共王の後に奉せしむ。共王とは、皇太子の本生の父なり。師丹、以て恩義備に至ると爲す。宋の濮の安懿王の子、入りて仁宗に繼ぐ、是を英宗と爲す。司馬光謂はく、「濮王は宜しく尊ぶに高官・大爵を以てし、皇伯と稱して名いはざるべし」と。乃ち濮王の園廟を立て、宗樸を以て濮國公と爲し、濮王の祀を奉せしむ。程頤の言に曰はく、「人の後たる者は、後たる所を謂ひて父母と爲し、而して生む所を謂ひて伯叔父母と爲すは、此れ人の大倫なり」と。然れども生む所の義至つて尊し。宜しく別に殊稱を立てて、皇伯叔父・某國大王と曰ふべし。則ち正統明かにして、而して生む所も亦尊し」と。此れ孝宗を考とするの説は、漢の哀帝・宋の英宗の二案を援引して據と爲し、舉朝、之を宗とする者なり。張璠・桂夢等は則ち謂はく、「哀帝・英宗は、成帝・仁宗預め立てて嗣と爲し之を宮中に養ふに由り、其の人の後と爲るの義



甚だ明かなり。今、武宗、嗣無く、大臣、陛下の倫序當に立つべきを以てして迎へて之を立つ。預め養はれて宮中に在る者と同じからず。是れ陛下は乃ち繼統にして、繼嗣に非ざるなり。統と嗣とは、必ずしも父死して子繼ぐに非ざるなり。漢の文帝は則ち弟を以て繼ぎ、宣帝は則ち兄の孫を以て繼ぐ。何ぞ必ずしも此父子の情を奪ひて、彼の父子の號を立てんや」と。已にして聰・夢又疏して言はく、「今日の禮は、皇たると皇たらざるとに在らず、惟だ考とすると考とせざるとに在り」と。而して方獻夫・席書等も亦、其説を宗とし、疏して言はく、「人の後たる者は、父嘗て之を立てて子と爲し、子嘗て之に事へて父と爲すなり。今、孝宗、本、武宗有り。未だ嘗て陛下を以て子と爲さざるなり。陛下、孝宗に於て、未だ嘗て子と爲らざるなり。且つ武宗、天下に君たること十六年。今、孝宗の後無きに忍びず、獨り武宗の後無きを忍ぶ。陛下、孝宗の崩後二年に生れ、乃ち武宗の大統を繼がず、超越すること十有六年、上、孝宗を考とするは、天倫の大義、固に已に乖舛す」と。此れ輿獻帝を考とするの説は、聰・夢・獻夫・書等の執る所なり。究めて之を論すれば、廷和等が漢哀・宋英の二案を援引するは、固に先儒の成説に本づく。然れども世宗の立つは、漢哀・宋英の二君が預め立ちて儲君と爲る者と同じからず。第だ倫序當に立つべきを以て、祖訓の「兄終り弟及ぶ」の文を奉じ、入りて大統を繼ぐ。若し「繼統は必ず繼嗣なり」と謂はば、則ち宜しく武宗を稱して父と爲すべし。武宗は從兄にして父と稱す可からざるを以て、遂

【五】方獻夫の傳は明史第百九十六卷に載す。

に、武宗一代を抹煞して、之をして未だ嘗て父たらざるの孝宗を考とせしめんと欲す。其理、本、空礙して通せず。故に聰の論一たび出で、楊一清即ち謂はく、「此論、易ふ可からざるなり」と。明史、毛澄等の列傳に於て、既に其の古義を援引するの疏を詳かにし、張聰等の傳に、又詳かに其の繼統は繼嗣に非ざるの疏を載せ、閱者をして各、其是を見、自ら折衷有らしむ。而して澄等の傳の贊に於て謂はく、「諸臣徒らに先儒の成説の據る可きを見て、而して世宗の漢哀・宋英と同じからざるを忘る。之を争ふこと愈々力め、之を失ふこと愈々深し」と。眞に平允至當の論に屬す。萬世の法と爲す可し。

李福達の獄

李福達の獄、翻案し、改めて大小の官を坐し、黜革し罪を問はるる者、四十餘人に至る。嘉靖年間の一大事と爲す。御史馬録、山西を巡按し、白蓮教の妖人張寅を以て、宏治間の謀反の李福達と爲し、坐するに大

【四】郭助の傳は明史第百三十三卷郭英傳に附載す。

辟を以てす。武定侯郭助、書を以て來りて寅の爲めに免を囑す。録遂に并せて以て助を劾す。已に旨を奉じ、福達父子は死に處し、又、助を詰責す。助已に罪に伏す。而して言者、助が大禮を議するに由りて幸を得たるを以て、共に之を惡み、遂に羣起して助を攻め、其の逆に黨するの罪を正さんと



欲す。勛乃ち力めて反噬を圖り、禮を議して衆怒を犯すを以て言を爲す。帝、心動き、特に張聰・桂  
 夢・方獻夫に命じて三法司に署して覆訊せしむ。三人は、故勛と同じく大禮を以て幸を得、朝臣の嫉  
 む所の者たり。故に盡く其獄を反し、『寅は福達に非ず。特だ諸臣、此を借りて以て勛を重罪に陥  
 れんと欲す』と謂ふ。是に於て、帝の怒に觸れ、而して盡く諸臣を逐ふ。此れ張桂等の・寵を恃み  
 權を竊み、奸を庇ひ怨に報ゆるにして、罪、誅に容れざる者なり。然れども是時、寅・福達、名姓同  
 じからず、亦、馬録の・文致に意有るに疑を致す者有り。李翊の戒菴  
 漫筆に載す、『項喬之論じて曰はく、「寅、白蓮教を以て人を惑はす。自  
 ら本罪有り。而して録指して李福達と爲す云云」と。』是れ固より寅は福  
 達に非ずと謂ふなり。法傳録にも亦云はく、『福達は五臺の人、寅は徐溝の  
 人、張は縣中の著姓と爲す。譜牒甚だ明かなり。馬録悉く詆して偽と爲し、一筆に抹し去る』と。  
 是れ亦、寅は福達に非ずと謂ふなり。惟だ從信錄及び林居漫錄には、則ち實に指して寅は即ち福達な  
 りと爲す。王穉登の竹墅席上談にも亦記す、『福達、罪を脱れ、後、江南の蘇州に遊び、元妙觀に  
 寓し、常州にては楊七郎の家に寓し、松江にては朱恩尚書の家を寓し、試みる所の奇術甚だ多し。而  
 して其の自ら法網に投ずるを惜み、名を張寅と改め、幾ど重禍を得んとす』と。則ち以て寅は即ち  
 福達なりと爲す。諸説紛紛たること此の如し。史を作る者宜しく何にか従ふべき。今試に平心にて

【五】李翊の傳は明史第二百七十八卷王養正傳に附載す。  
 【六】王穉登の傳は明史第二百八十八卷文苑傳に載す。

之を論ずれば、張寅、薛良に首告せられ、指して李福達と爲らるるは、此事、郭勛が未だ囑せざるの  
 先に在り。馬録即ち據りて以て讞を定む。逆め勛の來り囑する有るを知りて、而して預め福達を  
 坐するに謀反の重罪を以てするに非ざるなり。則ち寅の・福達たること、辯を待たざるなり。勛の囑  
 書至るに及びて、録據りて以て勛を劾す。公侯大臣、妖人の爲めに游説し、其の權を挾み、政を撓む  
 る、固に已に罪、追る可き無し。原、必ずしも福達の眞偽を論せざるなり。張・桂が此を藉りて勛の  
 爲めに報復せんと欲するに迫りては、則ち此獄を反せざるを得ず、而して寅は福達に非ざるを以て詞  
 と爲し、『朝臣、勛を陥れんと欲し、而して故らに寅を坐するに謀反の  
 重罪を以てす』と謂ひ、然る後勛の罪益々重し。此を以て帝の怒を激す。  
 是に於て公案盡く翻る。欽明大獄録を頌刻して以て天下に示すに至りて、而して寅は福達に非ざ  
 ること、遂に鐵案と成る。史を修むる者、此中に於て、當日の情事を推透す。故に馬録の傳に於て、  
 既に福達が名を張寅と改むることを敘明し、而して傳末に於て、又、『寅・福達、姓名錯悞し、人亦之を  
 疑ふ』と言ひ、其孫李同復に迫りて、妖術の事發はるるを以て、由來を跟究し、而して福達の獄益々  
 信なり。又、唐樞の傳に於て、其全疏を載す。寅は即ち福達なるを確指するの處、歴歴として據有  
 り。而して此獄更に疑義無し。是に於て、馬録・諸臣の枉、張・桂等の誣、皆、了然として共に見は  
 る。史を修むる時の斟酌苦心を見る可きなり。

【七】唐樞の傳は明史第二百六卷に載す。



### 袁崇煥の死

袁崇煥の死する、今日固に共に其冤を知る。而れども當時に在りては、惟だ崇禎帝のみ其の我が朝の兵を引きて脅和するを恨むるにあらず、(時に帝怒ること甚だしく、崇煥を族誅せんと欲す。何如龍) 即ち舉朝の臣、及び京城の内外、其の國を賣るを誓らざる者無し。楊士驤、平心にして論するも、亦但だ「其罪、此に至らず」と言ふのみ、而して其の禍を得る所以の由を知らず。其の撰する所の玉堂薈記に云はく、「己巳の變、當時の士馬物力、以て相當るに足る。袁崇煥、初めて至りて一戦し、人心甫めて定まる。而して袁、大璫に於て、好を結ぶ所少く、毀言日々に至り、竟に極刑に罹る。乃ち京師の小民、亦、羣りて以て奸臣國を賣ると爲し、其肉を啖ふ者有るに至る。其蜚語、皆、内閣より出づと云ふ」と。見る可し、是時、敵を引きて脅和するの說、萬口一詞なることを。士驤、略ぼ謗言の・中涓より出づるを知ると雖も、然れども究に未だ中涓何を以て此説有るかを知らざるなり。直に我が朝、史を修むる時に至りて、

【一】大璫。宦官をいふ。

太宗實錄を參校し、始めて知る、此事は乃ち我が朝、間を設け、「崇煥密に成約有り」と謂ひ、獲る所の宦官楊姓なる者をして之を知らしめ、陰に縦ちて去らしめ、楊監奔りて大内に還りて帝に告げ、帝深く信じて疑はず、遂に崇煥を市に磔することを。是に於て、崇煥の傳の内に、據依する

所有り、其事を直書し、而して崇煥の冤始めて白かなり。史を修むる時詳考を加へざらしめば、則ち國を賣るの說、久しく己に併せて一談と爲り、誰か復た能く其誣を辯する者あらん。此に於て見る可し、明史の・傳を立つるの詳慎にして、是非功罪、銖黍も淆れざる、眞に信を千古に傳ふ可きことを。

### 周延儒の・奸臣傳に入ることに

周延儒は、一の庸相に過ぎざるのみ。之を以て奸臣傳に入るは、未だ稍や過ぎたるを免れず。其の始めて閣に入るや、未だ敗檢の事有るを見ず。特だ廷推に由らずして得るを以て、故に謗議紛然たり。其の再び出づるや、逋賦を蠲き、廢籍を起し、中使を撤し、内操を罷め、黃道周を救ひ、頗る・稱す可きこと多し。故に王鴻緒の明史の傳稿には列傳の中に在り。而して今は之を奸臣に列する者は、崇禎十六年、我が大清の兵、深く畿内に入る。延儒出でて師を視、身は通州に駐まり、敢て一戦せず、坐して我が兵の蹂躪して歸るを待つ。一時物議沸騰し、「延儒、賄を得て敵を縱す」と謂ふ。錦衣駱養性・司禮監王德化、密に以て上聞す。總兵唐通、又嘗て面のあたり奏す。是に於て朝野内外、萬口同聲、其肉を食はんと欲せざる

【一】周延儒の傳は明史第三百八卷姦臣傳に載す。  
 【二】黃道周の傳は明史第二百五十五卷に載す。  
 【三】崇禎。明の思宗の年號。皇紀二二八八―二三〇四。西紀一六二八―一六四四。

袁崇煥の死 周延儒の・奸臣傳に入ることに



は無し。民間、演じて賣國傳奇を爲すに至る。遂に傳へて天下に徧し。故に數十年の中、延儒、人の唾罵を受くること、他の相に較べて尤も甚だしと爲す。諸臣、史を修むるは、尙ほ是れ延儒が詬詈せらるること未だ息まざるの時なり。自ら之を奸臣に列せざるを得ず。之を究むるに、傳中の載する所、

吳昌時を信用し、其の權を招き、賄を納るるを致し、及び吳甦と相軌るに過ぎざるのみ。嚴嵩の險惡なる、溫體仁の陰賊なるは、延儒の能く及ぶ所に非ざるを論する無く、即し進を嗜みて恥無きの萬安、善類を傾陷するの張璠すら、尙ほ罪延儒に浮ぐるを覺ゆ。而して延儒は乃ち列して奸臣に入る。此れ以て延儒の惡を甚だしするに非ず、轉つて延儒の爲めに其身分を増すなり。敵を縱すの説は、本、無稽に屬す。楊士驥の論に曰はく、「敵を縱す者は、必ず我能く敵の畏るる所と爲り、方に肯て賄を以て免す。北兵深く入るに當りて、過ぐる所破竹の如し。禮拜して其の去るを求むと雖も、尙ほ得可からず。其の塞を出づるに及びてや、邊牆に大書して曰はく、「文武官員、送るを免す」と。當時の兵力、敵の侮笑する所と爲ること此の如し。而して反つて加ふるに賄を得て敵を縱すの名を以てす。是れ何ぞ延儒を高視し、敵兵を輕視するや」と。此論、玉堂薈記に載す。當日の情事を得と謂ふ可し。而して敵を縱すの説、辯せずして自ら明かなる可し。或は云はく、「延儒、邊警に因り、先づ貨を斂

- 【四】 吳昌時の傳は周延儒の傳に附載す。
- 【五】 吳甦の傳は明史第二百五十二卷に載す。
- 【六】 嚴嵩・溫體仁の傳は明史第三百八卷姦臣傳に載す。
- 【七】 萬安の傳は明史第六百六十八卷に載す。
- 【八】 張璠の傳は明史第九百九十六卷に載す。

め、家人を遣はして送り歸す。中途に人に耳目せらる。家人姑く大言して以て衆を欺き、「北兵の賂る所」と謂ふ。人、其の家人より語に出づるを以て、遂に以て實と爲すと云ふ」と。亦、玉堂薈記に見ゆ。

案するに、雷縝祚の傳に、「延儒、權を招き、賄を納れ、凡そ廢を起し獄を清め租を蠲げば、皆自ら居りて功と爲す。考選臺諫、盡く門下に收む。總兵巡撫を求むる者、必ず先づ其幕客董廷獻に賄す」と。又、吳甦の傳に、「延儒再び相たるは、馮銓の力多しと爲す。延儒、之を起さんと欲す。衆議を懼れ、乃ち甦を引き閣に入れ、將に共に銓の地を爲さんとす。延儒、又、奄黨張捷を起して都御史と爲さんと欲す。乃ち甦の扼する所と爲る」と。又、傅朝佐、延儒を劾す、「袁宏勛・張道藩を引用して腹心と爲し、錢象坤・劉宗周を草莽に擯す。正士を傾陷し、之に極刑を加へて曰はく、「上の意測られざるなり」と。明旨を攘竊し、諸を朝右に播きて曰はく、「吾が意固より然り」と。言官を削りて以て威を立て、直臣を挫きて以て衆を怵す。往時、其惡を糾する者は、盡く斥逐に遭ひ、而して親知郷曲、遍く要津に列す」と。此等の事は、皆、延儒の奸なり。既に奸臣傳に入れて、而も傳の中に却つて又載せず。蓋し、王鴻緒の傳稿、本、延儒を奸臣の中に列せず。後來、史を修むる者始めて改め編す。然れども但だ之を奸臣の卷に列し、而して傳は仍ほ未だ改めず。故に傳中、其奸邪の迹を見ざるなり。



劉基・廖永忠等の傳

太祖本紀に、『元の至正二十一年八月、帝自ら舟師を率ゐて陳友諒を征す。戊戌、安慶に克つ。壬寅、湖口に次り、友諒を九江に敗り、其城に克つ。友諒、武昌に奔る』と。〔一〕友諒の傳にも亦云はく、『友諒、安慶を陥る。太祖自ら將として之を征し、安慶を復し、長驅して江州に至る。友諒戰敗れて武昌に奔る』と。〔二〕廖永忠の傳にも亦云はく、『友諒を伐つに從ひ、安慶に至り、其水寨を破り、遂に安慶に克つ。江州を攻むるに從ひ、橋を船尾に造り、倒に其船を行り、橋、城に傅き、遂に之に克つ』と。是れ皆、先づ安慶に克ち、勝に乗じて江州に克ち、友諒を走らすを敘明するなり。而るに劉基の傳には則ち云はく、『基、太祖を贊けて師を出し、安慶を攻め、且より暮に及ぶまで下らず。基、徑に江州に趨きて友諒の巢穴を搗かんと請ひ、遂に軍を悉して西上す。友諒、不意に出で、妻子を帥ゐて武昌に奔る』と。是れ又、未だ安慶に克たずして、徑に江州を搗くなり。本紀及び友諒諸傳と合はず。案ずるに、趙德勝の傳に、『太祖の西征に從ひ、安慶の水寨を破り、風に乗じて小孤山に沂り、九江を距ること五里。友諒始めて知り、倉皇として遁れ去る。遂に江州に克つ』と。〔三〕仇成の傳に云はく、『廖永忠・張志雄、其水

- 〔一〕 陳友諒の傳は明史第二百二十三卷に載す。
- 〔二〕 廖永忠の傳は明史第三百十九卷に載す。
- 〔三〕 趙德勝の傳は明史第三百十三卷に載す。
- 〔四〕 仇成の傳は明史第三百三十卷に載す。

寨を破る。成、陸兵を以て之に乗じ、遂に安慶に克つ』と。蓋し戊戌、但だ安慶の水寨に克ち、即ち徑に九江に趨き、仍ほ成等を留めて安慶を攻めしむ。江州に克つに迫りて、而して安慶も亦已に克復せしなり。史を作る者、瑣屑分別するを便とせず、故に安慶に克つを以て、即ち戊戌に係くるならんのみ。又、張玉の傳に、『靖難の兵、東昌を攻め、盛庸と遇ふ。成祖、圍まるること數重、力戦して出づるを得たり。玉、成祖の在る所を知らず、陣中に突入し、力戦して死す』と。是れ玉の死する時、成祖已に圍を潰して出でしなり。而るに、朱能の傳に云はく、『盛庸、成祖を圍むこと數重、張玉戰死す。能、周長等を帥ゐて力戦し、成祖を抜き出づ』と。則ち玉死する時成祖尙ほ圍中に在りて朱能の救に頼りて免るるに似たり。或は玉戰死せし後、成祖、又、圍まれ、而して能、之を救ひ出し、乃ち兩事なるか。方孝孺の傳に謂はく、『成祖、兵を起す。姚廣孝、孝孺を以て托を爲して曰はく、『城下るの日、彼必ず降らざらん。幸に之を殺す勿かれ』と。』是れ廣孝未だ嘗て帝の軍に從つて同じく南都に至らざるなり。而るに、卓敬の傳には則ち云はく、『帝登極す。敬、執へられて獄に下る。帝、之を活かさんと欲す。廣孝、敬と隙有り、『建文若し敬の言に従ひしならば、豈に今日有らんや』と謂ふ。遂に之を殺す』と。則ち帝が都に入る時廣孝已に側に在るに似たり。案ずるに、廣孝の傳に、靖難の兵起るや、竝に未だ行に從はず。帝の登極の後に及

- 〔五〕 朱能の傳は明史第三百十五卷に載す。
- 〔六〕 卓敬の傳は明史第四百四十一卷に載す。
- 〔七〕 姚廣孝の傳は明史第四百四十五卷に載す。



びて、廣孝南に來り、振長洲に出で、其姊及友に詬罵せらるるの事あり。當に是れ帝既に位に即き、廣孝後れて至る、敬尙ほ獄中に在り、而して一言して之を殺ししなるべきなり。又、周忱の傳に、「土木の變に、議者、通州の糧を焚きて寇の資を絶たんと欲す。忱適事を議して京に在り、京軍をして自ら往きて取らしむるに如かず。則ち立ちどころに盡きん。何ぞ遂に煨燼に付するに至らん」と謂ふ」と。是れ此議、本、忱より創まるなり。而して于謙の傳に又云はく、「謙、郟王に奏す、「通州の積糧、官軍をして自ら詣りて關支せしめ、贏米を以て之が直と爲さん。棄てて以て敵に資する母かれ」と。則ち又、于謙の策に出づるに似たり。蓋し忱先づ此議有り、謙以て然りと爲す、故に奏して之を行ふならんのみ。又、王驥の傳に、貴州の苗蜂起し、平越等の城を圍む。時に驥、麓川を征して回る。即ち命じて師を率ゐて圍を解かしむ。驥、兵を辰・沅に頓し、進まず。御史黃鎬、平越を困守すること半載、人を募りて間道より朝に奏す。總督軍務侯璉に命ず。大に賊を破り、盡く諸城の圍を解く」と。是れ圍を解く者は璉なり。鎬の傳には則ち云はく、「保定伯梁瑤、川湖の兵を合はせて之を救ふ。圍始めて解く」と。則ち圍を解くは、又、梁瑤に屬す。璉の傳には則ち云はく、「璉が進み討つ時、副總兵田禮已に平越の圍を解く」と。是れ圍を解くは實に田禮なり。

- 【八】 振長洲に出づ。明史には、「振蘇湖に出で、長洲に至る」に作る。
- 【九】 周忱の傳は明史第百五十三卷に載す。
- 【一〇】 王驥の傳は明史第百七十一卷に載す。
- 【一一】 黃鎬の傳は明史第百五十七卷に載す。
- 【一二】 侯璉の傳は明史第百七十二卷に載す。

蓋し是時、璉、軍務を總督し、瑤、將軍と爲り、皆統帥なり。驥・鎬等の傳は、但だ圍を解く功を敘すれば、則ち總統を以て主と爲す。璉の傳は、實に圍を解くの人を敘すれば、則ち田禮を没す可からず、故に璉の傳に於て之を見はずなり。天啓中、汪文言初めて錦衣獄に下る。鎮撫劉僑、止だ文言を坐し、羣臣を牽引せしめず、故に株連少し。魏大中の傳に據れば、謂はく、「黃尊素、僑に語る、「此に因りて衣冠の禍を起す勿かれ」と。僑、之を聽き、獄詞遂に引く所無し」と。而して魏忠賢の傳には則ち謂はく、「僑、宰相葉向高の教を受け、止だ文言を坐す」と。蓋し向高と尊素と、各、此議有り、僑をして之を知らしむるなり。惟だ洪鍾の傳に、「四川の賊廖麻子、其黨曹甫と與に、營山・蓬州を掠す。鍾、之を招撫す。曹甫、命を聽く。麻子、甫が己に背くを忿り、乃ち之を殺す」と。是れ甫、廖麻子の殺す所と爲るなり。而るに林俊の傳には則ち云はく、「瀘州の賊曹甫を撃つ。指揮李蔭、元日を以て其四營を破り、遂に甫を擒にす」と。則ち甫、李蔭の擒獲に係り、廖麻子が之を殺せるに非ざるなり。此れ岐誤を免れず。又、祖大壽一人、凡そ兩次、我が朝に降る。孫承宗・何可綱等の傳に據れば、崇禎四年、大壽、城を大凌河に築く。我が朝

- 【一三】 天啓。明の熹宗の年號。皇紀二二八一―二二八七。西紀一六二一―一六二七。
- 【一四】 汪文言の傳は明史第二百二十二卷吳兌傳に附載す。
- 【一五】 魏大中の傳は明史第二百二十四卷に載す。
- 【一六】 魏忠賢の傳は明史第三百五卷宦官傳に載す。
- 【一七】 洪鍾の傳は明史第百八十七卷に載す。
- 【一八】 林俊の傳は明史第百九十四卷に載す。
- 【一九】 孫承宗の傳は明史第二百五十卷に載す。何可綱の傳は明史第二百七十一卷に載す。



の兵の圍む所と爲り、糧盡き力屈く。大壽、諸將と、降らんと欲す。可綱從はず。大壽、可綱を殺し、遂に出で降る。是れ大壽、是時に於て已に降りしなり。其後、大壽仍ほ明の爲めに錦州を守る。崇禎十四年に至りて、我が朝の兵の困むる所と爲る。總督洪承疇、八大將を率ゐて之を救ふ。大壽尙ほ傳語して云はく、「當に逼るに車營を以てすべし。輕しく戰ふ勿かれ」と。承疇、兵を進めて大に敗れ、松山に圍まる。明年二月、城破れ、承疇降る。三月、大壽、錦州を以て降る。事、(一〇)邱民仰・楊國柱・曹變蛟等の傳に見ゆ。是れ大壽先に崇禎四年に於て已に降り、後仍ほ明の爲めに錦州を守り、十五年に至りて再び降るなり。而して其の先づ降り、後仍ほ復た反し、正に錦州を固守するの故は、則ち明文無し。惟だ(一一)邱禾嘉の傳に謂はく、「四年、大凌の役に大壽生降し、僞り逃れて錦に入りて其城を誘ひ降さんと請ふ。禾嘉、錦に在り、礮聲を聞き、謂へらく大壽已に圍を潰して出づるなりと。兵を遣はして之を迎ふ。大壽、錦に入り、未だ間を得ず。禾嘉尋いで其の款を納るる状を知り、乃ち密に朝に奏す。而して帝、大壽に於て、之を羈縻せんと欲して罪せざるなり」と。只此一語、略ぼ其の仍ほ錦州を守るの故を見る。然れども究に明晰ならず。他の傳に、又、其事を錯見せず。又、(一二)張國維の傳に、「崇禎十年、安慶・池州・太平の三府を以て、別に一の巡撫を設け、史可法を以て之に任す」と。而して可法の傳には、則ち安

- 【一〇】 邱民仰の傳は明史第二百六十一卷、楊國柱の傳は第二百二十八卷、曹變蛟の傳は第二百七十二卷に載す。
- 【一一】 邱禾嘉の傳は明史第二百六十一卷邱民仰傳に附載す。
- 【一二】 張國維の傳は明史第二百七十六卷に載す。

慶・廬州・太平・池州の四府、及び河南の光州・光山・固始・羅田、湖廣の蕪州・廣濟・黃梅、江西の德化・湖口の諸縣を巡撫す。是れ安撫の所轄、國維の傳に較べて稍や廣し。蓋し國維の傳は、巡撫を添設すと謂ふに過ぎず、原、必ずしも詳かに其地を敘せざるのみ。惟だ(一三)陳奇瑜の傳に、先づ已に、劉明善を遣はして金翅鵬を擊斬するを敘明し、永寧を勸するの後に及びて、又、「兵を分ちて金翅鵬を擊斬す」と云ふは、一傳の中、重複するに似たり。而して(一四)楊嗣昌の傳には則ち又、「嗣昌出でて師を督す。金翅鵬等來り降る」と云ふ。案ずるに、嗣昌が師を督するは、奇瑜の後に在り。或は賊中、金翅鵬と號する者、數人有ること、高迎祥は闖王と稱し、李自成も亦闖王と稱するが如くならん。

喬允升・劉之鳳の二傳

(一五) 喬允升の傳に、「崇禎帝、位に在ること十七年、刑部、尙書を易ふること十七人、薛貞は奄黨を以て死に抵る。蘇茂は相たること半載にして罷む。王在晉は未だ任せず、兵部に改められて去る。允升は囚を逸するに坐して遣りて戍せしむ。韓繼思は、獄を議するに坐して名を除かる。胡應台は獨り善く去るを得。馮英は劾せられて遣りて戍せしむ。鄭三俊は獄を議するに坐して速繋せらる。劉之鳳は獄を議するに坐して絞を論せられ、獄中に瘵死す。甄叔は賄を納るるに坐して詔獄に下り、改めて

- 【一三】 陳奇瑜の傳は明史第二百六十卷に載す。
- 【一四】 楊嗣昌の傳は明史第二百五十二卷に載す。
- 【一五】 喬允升の傳は明史第二百五十四卷に載す。



刑部に繋かれ、疾死す。李覺斯は獄を議するに坐して、籍を削らる。劉澤源は位に卒す。鄭三俊は再び尙書と爲り、吏部に改められて去る。范景文は未だ任せずして工部に改めらる。徐石麒は獄を議するに坐して職を落されて閑住す。胡應台は再び召さるれども赴かず。其のち後を繼ぐ者は張炳、賊、京師を陥れ、其子庶吉士と與に竝に降ると云ふ」と。而して、〔一〕劉之鳳の傳の末にも亦、此一段の文字有り、竝に一字をも改めず。此二傳、一は第二百五十四卷に在り、一は第二百五十六卷に在り、相隔つること只だ兩卷のみなるに、訂正するに及ばず。蓋し卷帙繁多にして、纂修の諸臣、彼此參訂するに暇あらざりしが故なり。

〔二〕 劉之鳳の傳は明史第二百五十六卷に載す。

## 卷の三十二

### 明祖の行事多く漢高に仿ふ

明祖、布衣を以て事を起すこと、漢高と同じ。故に幕下の士、多く漢高の事を以て前に陳説す。明祖も亦遂に一の漢高の・胸中に在る有り、而して行事多く之に仿ふ。初め兵を起す時、〔一〕李善長に天下を平かにするの策を問ふ。善長曰はく、「漢高は布衣に起り、豁達大度にして、人を知りて善く任じ、五年にして遂に帝業を成せり。公は濠の産にして、沛を距ること遠からず。漢高の爲す所に法らば、天下は定むるに足らざるなり」と。〔二〕孔克仁の傳にも亦謂はく、「帝嘗て漢高を以て自ら期

〔一〕 李善長の傳は明史第二百一十七卷に載す。

〔二〕 孔克仁の傳は明史第三百一十五卷に載す。

し、克仁に謂つて曰はく、「秦の政暴虐にして、漢高、寛大を以て羣雄を馭し、遂に天下を有てり。今、羣雄蜂起し、皆、法度を修明するを知らず。此れ其の成る無き所以なり」と。是れ帝一たび事を起すや、即ち漢高を以て法と爲すなり。今、其の初めて都を金陵に定むるを觀るに、四出征伐するに方りて、而も已に都城を建て、宮闕、壯麗を極むるは、即ち蕭何が未央宮を造るの例なり。〔三〕何、宮殿を極む。帝怒りて以爲へらく、「天下新に定まる、何ぞ重れて吾が民を勞する」と。何曰はく、「天

明祖の行事多く漢高に仿ふ



に徙せるは、即ち漢初に齊・楚の大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏を徙して以て關中を實するの例なり。(婁敬・齊・楚の諸大族を徙して以て關中を實せんと請ふ。漢高、之に従ふ。徙る者十餘萬戸。)子弟を各省に分ち封じ、以て屏藩を建つるは、即ち漢初に子弟を分ち王とし、弟交を以て楚に王とし、從弟賈を荆に王とし、從子濞を吳に王とし、子肥を齊に王とし、如意を趙に王とし、文帝を代に王とするの例なり。詔して、天下の富民の年八十以上なるに爵里士を賜ひ、九十以上なるに爵社士を賜ふは、即ち漢初に民に爵七大夫以上を賜ふの例なり。甚だしきは、胡藍の獄に、功臣を誅戮するに至るまで、亦、韓彭を菹醢するの例に仿ふ。此は則ち之を學びて過ぐる事甚だしき者なり。

### 明祖の文義

明祖、游丐を以て事を起し、目、書を知らず。然れども其後、文學明達し、博く古今に通ず。傳ふる所の御製集、詞臣の潤色無きにあらずと雖も、然も英偉の氣、自ら掩ふ可からず。鳳陽皇陵碑の如きに至りては、粗枝大葉、通篇、韻を用ふ。必ず臣下代りて言ふに非ざるなり。此れ固に其聰明(天資)、然れども亦、學問に勤むるの致す所なり。金華を下して後、劉基・宋濂を聘して軍中に在き、朝夕討論するは、固より人の共に知る所なり。而して其の初めて滁州を取るや、范常謁見す。即ち留めて幕下に置き、疑有れば輒ち問ふ。(至正十三)

【一】 喜は稟の誤。

江を渡りて太平を取るや、即ち陶安を召して幕府に參せしむ。(十五年)集慶に克つや、即ち夏煜・孫炎・楊憲等十餘人を辟す。鎮江を取るや、秦從龍の宿學なるを聞き、即ち從子文正・明李文忠をして金幣を以て聘致せしめ、常に漆簡に書し、問答甚だ密なり。又、從龍の薦を以て陳遇を聘し、帷幄に侍せしめ、呼んで先生と爲して名いはす。(十六年)婺州を取るや、即ち范祖幹・葉儀・吳沈・許幹・葉瓚玉・胡翰・汪仲山・李公常・戴良等十三人を辟し、省中に會食し、分直して經史を講せしむ。(十七年)其時を計るに、兵を起すを距ること纔に數年、已に意を文事に留むること此の如し。故に文義已に早く通貫す。其の諸臣の傳に見ゆる者は、范常、幕下に在り、帝、晏閒輒ち儒臣に命じ、列坐して詩を賦せしむ、常毎に先づ成る、帝笑つて曰はく、「老范の詩は質樸にして、其の人と爲りに似たり」と、(明史の各本)初め徽州を下すや、朱允升、御書を留めんと請ふ、即ち親ら梅花初月樓と書して之に賜ふ、(雙槐)陶安と學術を論じ、之に門帖を賜うて曰はく、「國朝の謀略無雙の士、翰苑の文章第一家」と、(安)陳友諒を征し、長沙王吳芮の祠を過ぎ、(四)胡閩の題する所の詩を見、大に之を愛す、(四)鄱陽の戰勝つや、夏煜等と、檄を草し詩を賦す、(煜)宋濂飲む能はず、帝強ひて之を醉はしめ、楚詞を御製して以て賜ふ、又、良馬を以て濂に賜ひ、親ら白馬の歌を製する、(濂)が如き、此れ皆、未だ帝と稱せざる以

【二】 陶安の傳は明史第三百三十六卷に載す。

【三】 胡閩の傳は明史第四百四十一卷に載す。

【四】 夏煜の傳は明史第三百三十五卷に載す。

【五】 宋濂の傳は明史第二百二十八卷に載す。



前の事なり。其後、親ら文を爲りて臣下に賜ふ者は、毛騏・安然・陶安の卒するや、皆親ら文を爲りて之を祭る。毛桂彦良、晉王の傳に遷るや、親ら文を爲りて之に賜ふ。宋訥、書を讀み、火、其衣を燒きて脊に及ぶや、親ら文を爲りて之を戒む。張九韶が致仕するや、親ら文を爲りて之を餞す。(俱に各本傳に見ゆ)帝嘗て言はく、「文章は宜しく明白顯易にして、道術に通じ、時務に達すべし」と。  
(魯同)曾魯の文を閲し、大に悦んで曰はく、「陶凱の文を閲し、已に人意を起す。魯又此の如し。文運其れ昌なるか」と。(魯)劉三吾を以て會試を主らしめ、其の弊有らんことを疑ひ、親ら策問を撰して覆試す。(三吾)是れ帝の能く散文を爲るなり。帝嘗て詩を作り、三吾に命じて和韻せしめ、賜ふに朝鮮の玳瑁の筆を以てす。(三吾)李質、饑を山東に振ふや、帝親ら詩を作りて之を餞す。(質)舊韻は江左に出づるを以て、樂韶鳳に命じ、中原の正音を參考して之を訂せしめ、洪武正韻と名づく。(韶鳳)解縉の疏に言はく、「韻府は元末の陰氏より出づ。本、探るに足る無し。陛下、其の檢閱に便なるを以て、故に之を好む」と。(縉)帝嘗て御製の詩を出す。桂彦良朗誦す。殿陛皆驚く。(彦良)是れ帝の風雅に親しむなり。帝、大本堂を建て、名儒を徵し、

- 【六】 毛騏の傳は明史第三百三十五卷郭景祥傳に附載し、安然は第三百三十七卷、陶安は第三百三十六卷に載す。
- 【七】 桂彦良の傳は明史第三百三十七卷に載す。
- 【八】 宋訥・張九韶の傳は明史第三百三十七卷に載す。
- 【九】 魯同の傳は明史第三百三十六卷に載す。
- 【一〇】 曾魯の傳は明史第三百三十六卷に載す。
- 【一一】 劉三吾の傳は明史第三百三十七卷に載す。
- 【一二】 李質の傳は明史第三百三十八卷周楨傳に附載す。
- 【一三】 樂韶鳳の傳は明史第三百三十六卷に載す。
- 【一四】 解縉の傳は明史第三百四十七卷に載す。

太子を其中に教ふ。帝往きて講論し、置酒歡宴す。自ら時雪の賦を作る。徐達、始めて信國公に封せらるるや、帝親ら語文を製して云はく、「予に従つて兵を濠上に起し、先づ捧日の心を存し、茲に來りて鼎を江南に定め、遂に擎天の柱と作る」と。末に云はく、「太公の韜略、當に一統の規を宏にすべし。鄧禹の功名、特り諸侯の上に立つ」と。(神史)劉仲質、華蓋殿學士に改めらるるや、帝親ら語文を製す。(仲質)十王を封する時、帝親ら冊文を草し、唐之淳を召して之を潤色せしむ。(野聞)是れ帝の駢體を兼ね習へるなり。帝嘗て太子に漢の七國の反の事を問ふ。太子曰はく、「曲、七國に在り」と。帝曰はく、「此れ講官の偏説なるのみ。漢景帝、太子たる時、傅局を以て吳王の世子を殺す。帝と爲るに及びて、又、晁錯の説を聽きて、諸侯を黜削す。此れ七國の反する所由なり」と。内官を論すれば則ち曰はく、「古の宦豎は、昏晨を司るに過ぎざるのみ。漢の鄧太后が女主を以て朝に臨み、閹人を以て常侍等の官と爲ししより、是より權、人主を傾く」と。内藏を閲すれば、則ち漢の靈帝の西苑・唐の德宗の瓊林大盈庫を以て戒と爲す。(六)翰林張信等を諭すに、論思を以て職と爲せば、則ち唐の陸贄・崔羣・李絳等を引きて訓と爲す。(七)戴德彝等を諭すも亦然り。教官吳從權、民事を知らざれば、則ち諭すに胡瑗が諸生を教ふるに皆時務を兼ねるを以てす。(本紀及び各傳に見ゆ)劉基の子璟に命じて閣門使と爲し、之に諭して曰はく、「宋の制を考ふるに、閣門使は即

- 【一五】 劉仲質の傳は明史第三百三十六卷崔亮傳に附載す。
- 【一六】 張信の傳は明史第四百四十六卷に載す。
- 【一七】 戴德彝の傳は明史第四百四十一卷に載す。



ち儀禮司なり。汝が宣達を以て職と爲さんことを欲するなり」と。(基)是れ帝の・史事に熟するなり。宋濂、左右に侍す。嘗て召して春秋左氏傳を講せしむ。(傳)陳南賓、洪範九疇を進講す。後、洪範を御註するに、多く其説を採る。(傳)又、嘗て蔡氏の書傳の象韓運行と朱子の書傳と相悖るを觀、諸儒を徵して之を訂正せしむ。(傳)則ち帝并せて意を經學に留むるなり。古來、帝王の深く文義に通ずる者、代、數人ならず。況んや帝、幼より未だ嘗て書を読まず、戎馬の間に長じ、又未だ(三)估畢に従事するに暇あらざるに、乃ち學業に勤め、遂に能く貫通すること此の如し。固に命世の雄才の一端なるかな。

明初の文字の禍

明祖、文義に通ずるは、固に天縱に屬す。然れども其初、學問未だ深からず、往往、文字の疑誤を以て人を殺すこと、亦已に少からず。朝野異聞錄に、「三司衛の進む所の表箋は、皆、教官をして、之を爲らしむ。當時、嫌疑を以て法にせらるる者は、浙江府學教授林元亮、海門衛の爲めに、増俸を謝する表を作り、表の内の「則を作し憲を垂る」を以て誅せらる。北平府學訓導趙伯寧、都司の爲めに、萬壽表を作り、「子孫に垂れて則を作す」を以て誅せらる。福州府學訓導林伯環、按察使の爲めに、冬を賀する表を撰し、「天下に儀則す」を以て誅せらる。桂林府學訓導蔣質、布按の爲めに、正

- 〔二〕 陳南賓の傳は明史第百三十七卷桂彦良傳に附載す。
- 〔三〕 錢宰の傳は明史第百三十七卷趙倣傳に附載す。
- 〔四〕 估畢。讀書すること。

旦賀表を作り、「中を建て則を作す」を以て誅せらる。常州府學訓導蔣鎮、本府の爲めに、正旦賀表を作り、「容性生知」を以て誅せらる。澧州學正孟清、本府の爲めに、冬を賀する表を作り、「聖德、則を作す」を以て誅せらる。陳州學訓導周冕、本州の爲めに萬壽表を作り、「壽域千秋」を以て誅せらる。懷慶府學訓導呂容、本府の爲めに、馬を賜ふを謝する表を作り、「遙に帝扉を瞻る」を以て誅せらる。祥符縣學教諭賈翥、本縣の爲めに、正旦賀表を作り、「法を象魏に取る」を以て誅せらる。亳州訓導林雲、本府の爲めに、東宮に宴を賜ふを謝する箋を作り、「君父に式りて以て爵祿を班つ」を以て誅せらる。尉氏縣教諭許元、本府の爲めに、萬壽賀表を作り、「乾を體し坤に法り、太平を藻飾す」を以て誅せらる。德安府學訓導吳憲、本府の爲めに、太孫を立つるを賀する表を作り、「永く億年を紹ぎ、天下道有り、青門に望拜す」を以て誅せらる。蓋し則の音は賊に嫌はるるなり。生知は僧に嫌はるるなり。帝扉は帝非に嫌はるるなり。法坤は髮髡に嫌はるるなり。道有るは盜有るに嫌はるるなり。太平を藻飾すは、早く太平を失ふに嫌はるるなり」と。明中今古錄に又載す、「杭州教授徐一夔の賀表に、「光天の下、天、聖人を生じ、世の爲めに則を作す」等の語有り。帝、之を覽、大に怒りて曰はく、「生とは僧なり。我嘗て僧と爲るを以てなり。光は則ち雍髮なり。則の字の音は賊に近きなり」と。遂に之を斬る。禮臣大に懼れ、因つて表式を降さんと請ふ。帝乃ち自ら文を爲りて天下に播く。又、僧來復が恩を謝する詩に、「殊域自ら慚づるに及ぶ。徳の・陶唐を頌する無し」の句有り、帝曰は



く、「汝、殊字を用ふるは、是れ我を歹朱と謂ふなり。又、徳の・陶唐を頌する無しと言ふは、是れ、我徳無し、陶唐を以て我を頌せんと欲すと雖も、能はずと謂ふなり」と。遂に之を斬る」と。案するに是時、文字の禍は、一言に起る、時に帝の意、文を右と。諸勳臣平かならず。上、之に語りて曰はく、「世亂るれば武を用ひ、世治まれば文に宜し。偏するに非ざるなり」と。諸臣曰はく、「但だ文人は善く識誦す。張九四の如き、厚く文儒を禮す。名を撰ぶを請ふに及びて、則ち士誠と曰ふ」と。上曰はく、「此名も亦美なり」と。曰はく、「孟子に「士は誠に小人なり」の句有り、彼安んぞ之を知らん」と。上、此に由りて、天下の章奏を覽るに、動もすれば疑忌を生じ、而して文字の禍起ると云ふ。

明初の文人多く仕へず

明初の文人、多く仕ふるを欲せざる者有り。丁野鶴・戴良の仕へざるは、故國を忘れざるを以てなり。他、楊維禎の如き、禮樂書を纂するを以て、徴せられて京師に至り、留まること百餘日、骸骨を乞うて去る。宋濂が之を送る詩に謂はゆる「白衣にて宣せられて至り白衣にて還る」なり。胡翰、元史を修むるの聘に應じ、書成り、賚を受けて歸る。趙壘・陳基も亦元史を修め、官を受けず、金を賜はりて歸る。張昱徴せられて至り、老いたるを以て仕へず。陶宗儀、薦めらるれども赴かず。

- 【一】 戴良の傳は明史第二百八十五卷文苑傳に載す。
- 【二】 楊維禎の傳は明史文苑傳に載す。
- 【三】 胡翰・趙壘・陳基・趙煜・陶宗儀・王逢の傳は明史文苑傳に載す。

王逢、文學を以て徴せらる。其子掖、通事司たり、叩頭して父の年高きを以て免を乞ふ。乃ち吏部に命じて符して之を止む。蓋し是時、明祖、元季の縱弛なるに懲り、一切、重典を用ふ。故に人多く仕進を樂しまず。解縉の疏に云はく、「陛下、幾時も變せざるの法無く、一日も過無きの人無し。吏部を出づる者は賢否の分無く、刑部に入る者は枉直の判無し」と。練子寧の疏に云はく、「陛下、區區の小過を以て、無窮の誅を縱にす。何を以て治を爲さん」と。葉伯臣の疏に云はく、「士を取らざるの始、網羅して遺す無し。一たび蹉跌有らんには、苟くも誅戮を免れば、則ち必ず屯田築城の科に在り、少しも顧惜せず」と。此れ當時の法を用ふるの嚴なるを見る可きなり。武臣の戮せらるる者は、固より具に論せず。即ち文人學士、一たび官職を授けらるるも、亦、終を善くする者有ること罕なり。宋濂、儒者を以て帷闥に侍すること十餘年、重ぬるに皇太子の師傅を以てするすら、尙ほ茂州の行を免れず。何ぞ況んや疎逖にして素より恩眷無き者をや。蘇伯衡の如き、兩たび徴せられ、皆、疾と辭す。尋いで處州の教授と爲り、表箋の誤に坐して死す。郭奎、朱文正の軍事に參し、張孟兼、史を修めて成り、仕へて僉事に至り、傅恕、史を修め畢り、博野の令を授けらる。後俱に事に坐して死す。高啓、戸部侍郎と爲り、已に放たれて歸り、魏觀上梁文を以て腰斬せらる。張羽、太常丞と爲り、江に投じて死す。徐賁、布政に仕

- 【四】 解縉の傳は明史第四百四十七卷に載す。
- 【五】 練子寧の疏は明史第四百四十一卷に載す。
- 【六】 葉伯臣の傳は明史第三百三十九卷に載す。
- 【七】 蘇伯衡・郭奎等の傳は並に明史文苑傳に載す。



へ、獄に下りて死す。孫蕢、經歷に仕へ、王蒙、泰安州に知たり、皆、黨に坐して死す。其の死せざる者は、張宣、史を修めて成り、官を受け、驛丞に調せらる。楊基、按察に仕へ、輪作に調せらる。烏斯道、石龍令を授けられ、定遠に調役せらる。此れ皆、文苑傳の中に在り。當時、文學を以て官を授けられ、而して卒に禍を免れず。宜なり、維楨等の敢て職を受けざるや。

### 胡藍の獄

漢高、功臣を誅戮するは、固より殘忍に屬す。然れども其の必ず去る所の者は、亦、韓彭に止まり、欒布に至りては、則ち其の反するに因りて之を誅す。盧縮・韓王信も亦、反を謀ること端有るを以てして、而して後征討す。其餘、蕭・曹・絳・灌

【一】胡大海の傳は明史第三百十三卷に載す。

等は、方に且に倚りて心膂と爲さんとし、以て孤を托し命を寄せんと欲するなり。未だ嘗て概して猜忌を加へざるなり。獨り明祖に至りては、諸の功臣に藉りて以て天下を取り、天下既に定まるに及びては、即ち盡く天下を取るの人を擧げて、盡く之を殺す。其殘忍實に千古の未だ有らざる所なり。蓋し雄猜にして殺を好むは、其天性に本づく。胡大海の如き、方に力を浙東に宣ぶ。其子、都に在りて酒禁を犯す。即ち之を手刃して曰はく、「寧ろ大海をして我に叛かしむるも、我が法をして行はれざらしむ可からず」と。趙仲中、安慶を守る。陳友諒、其城を陷る。仲中走り還る。常遇

春、之を原さんと請ふ。帝曰はく、「法行はれずんば、以て後を懲らざる無からん」と。遂に之を誅す。

其剛決の性を見る可し。又、漢の光武・唐の太宗、天下を定むる、時方に年少し。計るに身老いなば則ち諸の功臣已に皆衰歿せん。宋の太祖は、年、長ずと雖も、而も弟の以て諸臣を馭す可き有るを待む。故に皆務めて保全す。明祖に至りては則ち事を起すことは早しと雖も、而も天下大に定まるは、則ち年已に六十餘なり。懿文太子、又柔仁なり。懿文死し、孫更に孱弱なり。遂に身後の慮を爲さざるを得ず。是を以て再び大獄を興し、一網打盡す。此れ以て其心迹を推見す可きなり。胡惟庸の死するは、洪武十三年に在り。同じく誅せらるる者、陳寧・涂節の

【二】胡惟庸の傳は明史第三百八卷姦臣傳に載す。  
【三】藍玉の傳は明史第三百三十卷に載す。

數人に過ぎず。胡黨の獄に至りては、則ち二十三年に在り。惟庸の死時を距ること已に十餘年、豈に逆首已に死し、同謀の人、十餘年に至りて、始めて敗露する者有らんや。此れ、惟庸を借りて題と爲し、獄詞をして諸人を牽連せしめ、草薶禽獮の計を爲すに過ぎざるのみ。胡黨既に誅し、猶ほ以て未だ盡きずと爲す。則ち二十六年、又、藍黨の獄を興す。是に於て、諸の功臣宿將始めて盡く。惟庸が死する時、反狀猶ほ遺はして故の元に往き書を通せしむる所の封鎖を獲たり。二十三年、發訊し、逆謀乃ち大に著はると云ふ。李善長傳に見ゆ。藍玉、功を恃みて粗暴なり。二十六年、錦衣衛將職、「玉反す」と告ぐ。吏に下して訊せしむ。獄詞に云はく、「玉、曹震等と、變を謀り、將に帝出でて耕藉する時を伺つて事を擧げんとす」と。乃ち族誅す。藍玉傳に見ゆ。今案するに、胡黨に坐して死する者は、李善長・陸仲亨・唐勝宗・費聚・趙庸・鄭遇春・黃彬・陸聚・金朝興・葉昇。



毛麒・李伯昇・丁玉・鄧愈の子鎮、及び宋濂の孫慎(濂も亦、茂州に安置す)なり。身已に故して而も追坐して爵除かるる者は、顧時(其子敬、坐)・楊璟・吳禎・薛顯・郭興・陳德・王志・俞通源・梅思祖・朱亮祖・華雲龍(其子中、坐)なり。藍黨に坐して死する者は、傅友德・曹震・張翼・朱壽・何榮・詹徽・傅友文・蔡罕(納哈出)・張溫・陳桓・曹興・黃輅・湯泉・馬俊・王誠・聶緯・王銘・許亮・謝熊・汪信・蕭用・楊春・張政・祝哲・陶文・茹鼎等なり。身已に故して而も追坐して爵除かるる者は、桑世傑(其子敬、坐)・孫興祖(其子恪、坐)・何榮(其子榮、貴、安)・韓政(其子勳、坐)・濮英(其子興、坐)・曹良臣(其子泰、坐)なり。此れ皆、列傳に見ゆる者なり。胡獄に昭示奸黨録有り、族誅、三萬餘人に至る。藍獄に逆臣録有り、族誅、萬五千餘人に至る。今、二録、考ふ可からず。而れども胡・藍の二傳に、備に其數を載す。此外、又、二黨に非ずして而も別に事を以て誅せらるる者有り。廖永忠は功最も大なり。僭して龍鳳を用ふる諸の不法の事を以て、死を賜ふ。汪廣洋は、胡黨に入らずと雖も、帝、其の江西に在るとき、朱文正を曲庇し、中書に在るとき、楊憲の奸を發かざるを追念し、遂に死を賜ふ。周德興、年最も高し。其子が宮を亂るを以て、徳興を并せて死を賜ふ。王弼は已に郷に還る。又召し入れて死を賜ふ。毛胡美、女が貴妃と爲り、子壻と偕に宮を亂るに因りて、美を并せて死を賜ふ。李新・謝成は

- 【四】汪廣洋の傳は明史第百二十七卷に載す。
- 【五】周德興の傳は明史第百三十二卷に載す。
- 【六】王弼の傳は明史第百三十二卷に載す。
- 【七】胡美の傳は明史第百二十九卷に載す。
- 【八】李新・謝成の傳は明史第百三十二卷に載す。

別に事を以て誅せられて死す。文臣の事を以て誅せらるる者は、又、茹太素有り、抗直にして屈せざるを以て死す。(一)李仕魯は、帝が僧の言に惑ふを諫むるを以て、武士に命じて、階下に摔死せしむ。王樸・張衡は、俱に事を言ふを以て死す。(二)孔克仁・陶凱・朱同は俱に事に坐して死す。是に於て文臣も亦多く冤死す。帝も亦太だ忍なるかな。明史、諸臣の傳に於て、惟だ藍玉のみ略ぼ其の粗暴にして禍を取るの由を見はす。他、馮勝・傅友德等の如き、但だ其戦功を敘し、而して末に即ち之を結ぶに死を賜ふを以てし、明かに其死の罪を以てせざるを見はす。(三)李善長は、明祖を佐けて兵を起し、位、上相に至り公に封せらる。年七十有七、全家誅戮せらる。傳中に既に其鍛鍊の爰書を附著し、又、王國用の之が爲めに辨雪する一疏を載せ、以て深く其冤を著はす。(四)湯和も亦猜はれ、而も竟に良死を得たり。則ち傳末に謂はく、「當時、公侯、姦黨に坐し、免るるを得る者無し。和獨り壽考を享け、功名を以て終り、而して深く之を幸と爲す」と。皆以て明祖の猜忌にして殺を好むを見はす。傳を立つるの用意を知る可きなり。

- 【九】茹太素の傳は明史第百二十九卷に載す。
- 【一〇】李仕魯の傳は明史第百三十九卷に載す。
- 【一一】張衡の傳は明史第百七十二卷劉肇基の後乙邦才の傳に附載す。
- 【一二】孔克仁の傳は明史第百三十五卷、陶凱・朱同の傳は第百三十六卷に載す。
- 【一三】馮勝・傅友德の傳は明史第百二十九卷に載す。
- 【一四】李善長の傳は明史第百二十七卷に載す。
- 【一五】湯和の傳は明史第百二十六卷に載す。



涂節・汪廣洋の死

胡惟庸の傳に、「惟庸、陳寧・涂節と、事を起さんことを謀る。洪武十三年正月、涂節、變を上り、惟庸を告ぐ。帝大に怒り、廷臣に命じて惟庸を訊せしむ。詞、寧・節に連なる。廷臣言はく、「節、本、謀に預る。事の成らざるを見、始めて變を上る。誅せざる可からず」と。乃ち惟庸・寧を誅し、并せて節に及ぶ」と。是れ節、本、惟庸と同じく逆を謀る者なり。然れども汪廣洋の傳に、「洪武十二年十二月、中丞涂節言はく、「劉基、惟庸に毒死せらる」と。是れ節、未だ變を告げざるの前に於て、已に惟庸を劾すれば、則ち素より惟庸と同じく謀る者に非ざるなり。蓋し惟庸、其の變を告ぐるを恨み、而して反噬して以て之を陷るるのみ。又、廣洋の傳に、「帝、惟庸が劉基を毒する事を問ふ。廣洋對へて曰はく、「有る無し」と。帝、其朋欺を怒り、廣南に貶す。又、其の江西に在るとき文正を曲庇し、中書に在るとき楊憲の奸を發かざるを追怒し、乃ち救を賜うて之を誅す」と。是れ廣洋の死するは、朱文正・楊憲の二事を以てなり。而るに惟庸の傳には則ち云はく、「占城の貢使至る。惟庸・廣洋、以て聞せず。中官出でて之を見、入りて奏す。帝怒り、惟庸・廣洋を責む。未だ幾くならずして、廣洋に死を賜ふ」と。是れ廣洋、又、貢使を匿すに因りて死するなり。二傳殊えて畫一ならず。貢使を匿すの事は、惟庸・廣洋、罪を同じくす。應に獨り廣洋を罪すべからず。則ち

廣洋の死するは、究めて文正・楊憲の二案を以てなり。

明祖、晩年、嚴刑を去る

明祖、元季の縱弛なるに懲り、特に重典を用ひて下を馭す。稍や觸犯する有れば、刀鋸、之に隨ふ。時に京官、毎旦、入朝するに、必ず妻子と訣し、暮に及びて無事なれば、則ち相慶して以て又一日を活くと爲す。(草木子)法令、此の如し。故に人皆足を重ねて立ち、敢て縱肆ならず。蓋し亦、一代を整頓するの作用なり。然れども其の李善長・劉基等をして律を定めしむるは、則ち又、輕重を斟酌し、務めて至當を求む。洪武十八年、詔して、天下の罪囚は、刑部・都察院詳議し、大理寺覆讞し、然る後奏決せしむ。二十年、錦衣衛の刑具を焚き、繫囚を以て刑部に付す。二十八年、又、詔して曰はく、「朕、兵を起し、奸頑を懲創し、或は法外に刑を用ひしは、本、常典に非ず。後嗣止だ律典に循ひ、黥刺・劓割・閹割の刑を用ふるを許さず。臣下敢て以て請ふ者は、重典に實かん」と。又、嘗て懿文太子と與に郊に出で、親ら道旁の荆楚を指し、太子に謂ひて曰はく、「古人、此を用ひて樸刑と爲すは、其の能く風を去り、傷つくと雖も人を殺さざるを以てなり。古人の・心を用ふる仁厚なること此の如し。兒當に之を念ふべし」と。是れ帝未だ嘗て刑獄を慎重にせずんばあらず。蓋し初め重典を以て整頓の術と爲し、繼ぐに忠厚を以てして久遠の規を立つ。固に帝の深識遠慮なり。

涂節・汪廣洋の死 明祖、晩年、嚴刑を去る



明祖多く異姓を養ひて子と爲す

異姓を養ひて子と爲すは、唐の宦官に始まる。其後、朱全忠・李克用・李茂貞・王建等、亦用ひて以て國を創む。蓋し羣雄角立する時、部下多く去就を易んず。惟だ之を撫して家人・父子と爲せば、則ち名分以て相維ぎ、恩誼以て相浹き有り、之を久しうして亦遂に骨肉の親を成す。之を以て邊を守り敵を禦げば、諸將帥に較べて、尤も信ず可きなり。明祖初めて起り、匹夫を以て事を擧げ、一姪(正文)一甥(李文)を除く外、更に期功強近の親無し。故に亦多く異姓の子を養ひ、幼にして之を撫し、長じて即ち命じて諸將と偕に分ち守らしめ、往往、其力を得たり。〔一〕何文輝の

〔一〕何文輝の傳は明史第百三十四卷に載す。

傳に云はく、『周舍、鎮江を守り、道舍、寧國を守り、馬兒、婺州を守り、柴舍・眞童、處州を守り、金剛奴、衢州を守る。皆、義子なり』と。案するに周舍は即ち沐英、少くして孤、母に従つて兵を避く。母又死す。太祖、高后と、之を憐み、撫して子と爲す。軍中、亦、沐舍と呼ぶ。後、功を以て姓を復す。道舍は即ち何文輝、太祖初めて滁州を下して之を得、年十四、撫して子と爲す。馬兒は即ち徐司馬、揚州の人、年九歳にして、依る所無し。太祖養つて子と爲す。後、功を立て、亦、姓を復す。柴舍は即ち朱文剛、耿再成と同じく處州を守る。苗帥の亂に、文剛、兵を聚めて賊を殺さんと欲す。及ばずして死す。金剛奴は、考ふる無し。又、朱文遜有り、史、其小字を

傳へず、亦、養子を以て太平の難に死す。又、〔二〕平安の傳に、『安も亦太祖の養子、少くして驍勇にして、力、數百斤を擧ぐ』と。〔三〕沐英の傳に又言はく、『太祖の養子、凡そ二十餘人』と。今、皆、考ふる無し。

明初、民を徙すの令

明祖初めて鼎を定め、嘗て蘇・松・杭・嘉・湖の民の・田無き者を選し、往いて臨濠に耕さしめ、官、牛種を給し、賦を免すること三年。成祖も亦太原・平陽・澤潞・遼沁の丁多く田少く及び田無きの家を徙して、以て北平に實す。閉民を用ひて曠土を耕すは、固に善政なり。然れども明祖、又嘗て江南の富民十四萬戸を中都に徙す。又、戸部に命じて、浙江等九省及び應天十八府の富民萬四千三百餘戸を籍し、次を以て召見し、其家を京師に徙し、之を富戸と謂ふ。成祖、之に因り、亦、直隸・浙江の民二萬戸を京師に徙し、倉脚夫に充つ。又、應天・浙江の富民三千戸を徙して、北京・宛大の二縣の廂長に充て、京師に附籍し、仍ほ本籍の徭役に應ず。日久しくして貧乏にして逃亡す。輒ち其本籍の殷戸を選びて之を補ふ。俱に食貨志に見ゆ。謂はく、『明祖の初意、本、漢の時民を徙して關中に實するの制に效ふ。其後、遂に厲階と爲ると云ふ』と。案するに、〔一〕黃

〔二〕平安の傳は明史第百四十四卷に載す。  
〔三〕沐英の傳は明史第百二十六卷に載す。  
〔一〕黃潤玉の傳は明史第百六十一卷に載す。

明祖多く異姓を養ひて子と爲す 明初、民を徙すの令



潤玉、父が徒中に在るを以て、身を以て代らんと請ふ。官、之を少しとす。對へて曰はく、「父去かば、日に益、老いん。兒去かば、日に益、壯ならん」と。乃ち之を使む。旋くにして順天の郷試に擧げらる。

明、宗藩を分ち封するの制

明祖初めて天下を定むるや、諸子を各省・各府に分ち封す。蓋し漢・晉・六朝及び有元の制に仿ひ、而して之を參酌し、外は以て藩衛を壯にし、而して實は事權無し。其の才有る者は、燕・晉の諸王の如く、或は兵を統べて以て邊塞に鎮す。然れども例と爲さず。其の内地に分ち封せらるる者は、三護衛を設くるに過ぎず。尾大にして掉はれざるの患有るに至らず。其用意亦深遠なり。然れども其後、日久しくして弊日に甚だし。一は、王府の尊を以てして、外郡に居れば、則ち勢力は以て民を病ましむるに足るに在り。一は、支庶蕃衍し、皆、給を縣官に仰ぎ、之をして出仕し及び別に生理を營ましめず、以て宗藩既に困しみて而して國力も亦支へざるに至るに在り。考ふるに唐初も亦諸王を外に封じ、武后が諸王を廢殺するに迫る。後、開元以來、諸王皆京師に居り、而して支庶は自ら功名に奮ふを得。宗室の宰相と爲る者、十餘人有るに至るが如し。其の出でて外に仕ふるは、嗣虢王巨・嗣吳王祗の如き、國家寇亂の時に當りて、俱に能く郡を

【一】開元。唐の玄宗の年號。

守り兵を掌り、國の爲めに力を宣ふ。此れ法の最も善き者なり。今、明の制を觀るに、藩王の體統究めて尊し。極めて尊きの體統を以て、外郡に處れば、則ち谷王穗が民の田を奪ひ、公税を侵し、無罪の人を殺し、亡命を藏匿し、長史虞廷綱諫むれば、則ち誣ふるに罪を以てして之を磔するが如き有り。又、伊王の世子典模の如き、多く官吏の短長を持し、旨の如くならざれば、必ず之を構へて去らしめ、御史、部を行るに、敢て城に入らず、樞要して之を筈うつに至る。官吏往來するに、率ね道を紆げて疾く過ぐ。猶ほ人をして追ひ入れしめ、責むるに朝せざるを以てす。朝する者も亦辱むるに非禮を以てす。宮牆壞れ、奏請して修築すれば、則ち附近の民居を奪ひ、以て其宮を廣くす。郎中陳大壯の屋を索むれども肯せざれば、則ち數十人をして、大壯の臥起に従ひ、其飲食を奪はしむ。大壯遂に饑ゑて死す。河南府城の女子を閱し、七百餘人を選び、尤麗なる者九十餘人を留め、其家を勸して金を以て贖ふ。宸濠が未だ反せざる時、亦強ひて民間の田宅子女を奪ひ、羣盜閔廿四・凌十一等を養ひ、財を江湖の間に劫す。有司、敢て問はず。甚だしきは、楚の宗華越が、楚王華奎を許くの案に、巡撫趙可懷が華奎を庇ふを以て、楚の宗人、可懷を擊死するに至る。此れ其の恣横にして忌む無く、肆に官民を害するは、皆、藩王の尊を以て、外郡に居り、敢て抗拒するもの莫きに由るが故なり。而して國家の宗藩を防閑する所以の者は、則ち又禁例

【二】谷王穗の傳は明史第三百八卷太祖諸子傳に載す。

【三】朱宸濠の傳は明史第三百七卷太祖諸子傳に載す。

【四】朱華奎の傳は明史第三百六卷閩黨閩鳴泰傳に附載す。

明、宗藩を分ち封するの制



ただ密なり。蓋し、成祖が燕邸を以て兵を起して位を得しより、繼ぐに高煦・寅鐸・宸濠が先後・不軌を謀るを以てし、遂に厲禁を設爲し、之を箝制する所以の者、至らざる無し。明史の諸王傳の贊に謂はく、「城を出で墓を省するも、亦、須く奏請すべし。二王俱に相見るを得ず」と。今案するに襄王瞻墿、長沙より封を徙し、安陸を過ぎ、其弟梁王瞻垌を見、流連して去るに忍びず、別に臨みて痛哭し、謂はく、「此生、復た見るを得ざらん」と。此れ二王、相見ざるの制なり。天順中、瞻墿、旨を奉じて入朝す。英宗、其の尊屬なるを以て、特に命じて、歳時、諸子と與に城を出でて遊獵するを得しむ。特旨に非ざれば則ち城を出づるを得ざることを見る可きなり。宏治中、周太后、(六)其次子崇王見澤を見んことを思ひ、特に之を召す。倪岳奏す、「宣德より以來、襄王の一たび入朝するを除くの外、親王の朝見の事無し」と。乃ち召すを果さず。(七)萬曆中、鄭貴妃、其子福王が國に之くを欲せず、留まりて李太后の壽節を過ぐるを以て詞と爲す。太后曰はく、「吾が潞王も亦、壽節を以て來る可きか」と。(潞王は李太后の次子)此れ、一たび封を受ければ即ち入朝することも亦得ざるを見る可きなり。甚だしきは、土木の變に、韓王の子冲炆、王に勤めて京に赴く、亦、敕を以て之を止むるに至る。寇、河套に入る。冲炆、子壻を率ゐて賊を撃たんと

- 【五】 朱瞻墿・朱瞻垌の傳は明史第百十九卷仁宗諸子傳に載す。
- 【六】 朱見澤の傳は明史第百十九卷仁宗諸子傳に載す。
- 【七】 倪岳の傳は明史第百八十三卷に載す。
- 【八】 萬曆。明の神宗の年號。皇紀二二三二——二二七九。西紀一五七二——一六一九。
- 【九】 朱冲炆の傳は明史第百十八卷太祖諸子傳朱松の傳に附載す。

願ふ。亦、許さず。崇禎中、京師戒嚴す。唐王聿鍵、義を倡へ王に勤む。反つて詔して切責せらる。削りて庶人と爲し、之を鳳陽に錮す。是れ、國家の急に赴くと雖も、亦、得ざるなり。而して法の尤も善からざる者は、支庶日に蕃く、徒らに歳祿を仰ぎ、而して別に仕及び生を謀るの路無く、宗支既に多く窮迫し、而して國力も亦以て坐して困するに在り。明史の表の序に謂はく、「親王は或は自ら存す可し。郡王より中尉に至るまでは、空乏尤も甚だし。蓋し親王は歳祿既に多く、(洪武九年、初めて五萬石、鈔二萬五千貫、絹布鹽茶馬草各支給有り。二十八年、更めて定む、親王の)其護衛軍及び儀衛司・入役并に樂戸の類、俸餉皆官より支せらる」と。(楚王孟烷、兩護衛を納還して以て國力を省かん)と。德王祐裕、儀衛司の額を缺くを以て、餘丁を勾して之を補ふ。巡撫邵錫、撤して、補充者には餉を給する勿からしむ。是れ儀衛司は、本、餉を給するなり。郡王、事有り鼓吹を用ふれば、親王と別に城居する者は、鼓吹を有司に假り、親王と同城なる者は、是れ親王の分例、本、豐厚に屬す。且つ初めて封せらるる時、歳祿の外、又、草場・灘地の賜有り。英宗の子(二)見濬の如き、藩に德州に就くとき、齊・漢の二庶人の遺す所の東昌・兗州の間田及び白雲・景陽・廣平の三湖の地を請ふ。憲宗悉く之を與ふ。神宗の子潞王、封に就くとき、請うて景藩の故籍・田産を得たり。多きこと四萬頃に至る。福王、國に之くとき、亦、例を援きて以て請ふ。而して版籍已に定まり、尺寸も皆之を民間に奪ふ。已むを得ず、半を減す。中州の田足らず、則ち山東・湖廣の田を取りて之を益す。又、奏して、張居正の入官の田・及び江都より太平に至るまでの沿江の荻州・四川の鹽井・權茶銀を乞ふ。又、淮鹽千三百引を、

【一〇】 朱見濬の傳は明史第百十九卷英宗諸子傳に載す。



店を洛陽に設けて售賣せんと請ふ。爲めに河東の鹽を食するを禁じて以て鬻賣を聽すに至る。此れ親王の富厚の大概なり。蓋し親王初めて封爵せられて藩に出づるや、皆帝王の愛子なり。故に歲祿の外に、此別給有り。其後、嫡子孫、親王の爵を襲ぐ者は、即ち其産を世にす。是を以て富厚なること此の如し。親王の支子孫の、封せられて郡王及び鎮國・奉國將軍・中尉と爲る者に至りては、此私産を分つ能はず、惟だ歲祿を待みて衣食を爲す。而して生齒日に繁く、國力、給せず。嘉靖中、(二)御史林潤言はく、『天下の財賦、歲ごとに京師に米四百萬石を供す。而して各藩の祿米、八百五十三萬石に至る。即ち災傷蠲免無きも、亦、祿米の半を供するに足らず。年復た一年、將た何を以てか支へん』と。此れ、國家の各藩を養給するの竭蹶せるを見る可きなり。是に于て議者、歲祿を減じ、宮廩を限り、支子を限るの請有り。明史の諸王世表の序に謂はく、『支屬の・祧を承くる者、親王、旁推の恩無く、羣從の・世を繼ぐ者、郡封、再襲の例を絶つ。以て名婚時ならざるに及ぶまで明禁有り、本折互支し、常期無し』と。嘉靖四十四年、乃ち定めて郡王・將軍は七分折鈔とし、中尉以下は六分折鈔とし、郡縣主・儀賓等は八分折鈔とす。而して宗藩の貧困極まれり。此れ皆、宗藩・支庶、食を官に仰ぎ、之をして出で仕へしめず、又、其の別に生計を營むを許さざるに由りて、以て坐敵を致すこと此の如し。(三)新學顔の疏に謂はゆる、『唐・宋の宗親は、或は名を仕版に通じ、或は民間

〔二〕 林潤の傳は明史第二百十卷に載す。

〔三〕 新學顔の傳は明史第二百十四卷に載す。

に散處す。我が朝の分封列爵は、農せず仕へず、民の膏髓を吸ふ』とは、是れなり。(三)程紹の傳に、『宗室、盜の窟穴と爲る。紹、其狀を列上す』と。則ち更に不肖に入る。嘉靖中、宗室祐楨請ふ、『宗人の祿を除き、其の四民の業を以て自ら生を爲し、賢者は科目の試に應ずるを聽さん』と。許さず。直に萬歴中に至りて、宗室戴埈請ふ、『宗室、皆、儒服して試に就くを得、式に中る者は、其才器を視、中外の職兼ね用ひん』と。始めて允して之を行ふ。(案するに陳子壯傳に、『崇禎帝、詔を下し、祖訓を援ぎ、郡王を得しむ』と。是れ祖訓に、原) 其後、崇禎中、中部知縣、名は新堞といふ者、城を守りて流賊の難に死す。雲南通判壽銖、孫可望の兵至るに當り、免れざるを知り、乃ち蓋を張りて往きて之を見、三揖の禮を行ひ、曰はく、『將軍の殺さず掠めざるの恩を謝す』と。可望、之を降さんと欲す。從はず。遂に害に遇ふ。鞏昌通判廷璋、秦州に署せらる。城陥り、賊の執ふる所と爲る。之をして跪かしむ。叱して曰はく、『我は天朝の宗姓なり。今日惟だ一死を求む』と。賊遂に之を殺す。(宗室諸) 又、寶豊知縣朱由械・密縣知縣朱敏汀、亦、皆、宗貢生を以て出仕し、流賊の難に死す。(四) (武大) 此れ皆、萬歴以後、宗人に試に應じ官を得るを許せる者なり。向に早く唐の制の如く宗人各、身を進むるの路有らしめしならば、則ち平時既に糜祿を坐食するの費無く、一旦、事有らば、或は亦、號王・吳王の國の爲めに功を立つるが如き有り、未だ嘗て藩維の助を收む可からずんばあらざりしならん。乃ち直

〔二〕 程紹の傳は明史第二百三十二卷に載す。

〔四〕 武大烈の傳は明史第二百九十三卷忠義傳に載す。



に未造に至りて、始めて入り仕ふるの途を開けども、而も已に及ぶ無し。豈に法を立つるの最も善からざる者に非ずや。(五)何如龍傳に、「宗藩の婚嫁命名は、例して朝に請ふ。貧しき者は、部の稽むる所と爲る。萬歴の末より、如龍、禮部尙書と爲り、特に爲めに奏請す。貧宗、嫁娶を得る者、六百餘人」と。

### 明の官俸最も薄し

明初、百官の俸は、皆、給を江南の官田に取る。其後、田を還さしめ祿を給す。洪武十三年、已に文武官の祿米俸鈔の數を定む。二十五年、更めて官祿を定む。正一品は月俸米八十七石。從一品より正三に至るまでは、三十石を遞減す。從三品は二十六石、正四品は二十四石、從四品は二十一石、正五品は十六石、從五品は十四石、正六品は十石、從六品は八石、正七品より從九に至るまでは、五斗を遞減し、五石に至りて止む。自後、永制と爲す。洪武の時、官全く米を給し、間、錢鈔を以て兼ね給す。錢一千・鈔一貫、一石に抵る。(其時、鈔尙官高き者は、米十の四五を支し、卑き者は米十の七八を支し、九品以下は、全く米を支す。後、折鈔する者は、米一石毎に、鈔十貫を給す。(鈔時に賤し、故に十)又、凡そ折色俸は、上半年は鈔を給し、下半年は蘇木・胡椒を給す。(孔友諒傳に「疏し官、折鈔より外、月米、二石に過ぎず」と。此れ宣德中の事なり。又、李賢傳に「正統以前、北京の漕運少し。各官、月ごとに米一石を支す。李賢疏して言はく、降人の・京師に居る者、實支十七石五斗。指揮使の月俸三十五石なる者は、實支僅に一石。是れ一降人、

【二五】何如龍の傳は明史第二百五十一卷に載す。

【一】成化。明の憲宗の年號。

皇紀二二二五——二二四七。

西紀一四六五——一四八七。

京官の十七員半)成化七年、戶部、鈔少し。乃ち布估を以て布を給するに、一匹、鈔二百貫に當る。是時、鈔一貫は、僅に錢二三文に値る。而して米一石は鈔十貫に折す。是れ一石の米は、僅に二三十錢に値るなり。布一匹も亦僅に二三百錢に値り、而して米二十石に折す。是れ一石の米は、僅に十四五錢に値るなり。明史の食貨志に謂はく、「古より、官俸の薄きこと、未だ此の若き者有らず」と。顧寧人謂はく、「其弊は、鈔を以て米を折し、又、布を以て鈔を折するに在り、以て此の如きを致す」と。其後、又定めて折銀の例有り。(成祖、都を北京に遷し、漕運不便なるを以て、百官の俸米、皆、南京に赴きて關支せしむ。惟だ英國領せしむ。十石毎に、止だ銀一二兩に値る。周忱、江南正に糧重きに苦しむを以て、其百官の俸米は、票を領して後、商人に賣與し、赴き建議して量りて折銀す。石毎に銀四錢、以て百官の俸に充つ。折銀の例、此に始まる。)凡そ官俸は二有り、曰はく本色、曰はく折色。其本色は又三有り。曰はく月米、曰はく折絹米、曰はく折銀米。月米は、官の大小を問はず、皆一石。折絹は、絹一匹、銀六錢に當る。折銀は、銀六錢五分、米一石に當る。從前・布を以て鈔に折するの例に比して稍や優れり。其折色も亦二有り、曰はく本色鈔、曰はく絹布折鈔。本色鈔二十貫、米一石に折す。絹布折鈔は、絹一匹は米二十石に折し、布一匹は米十石に折す。一品は本色僅に十の三、遞増して從九品に至り、本色乃ち十の七。此れ有明一代の官俸の大略なり。(案するに李

### 明の宮殿凡そ數次、災を被る

明の官俸最も薄し 明の宮殿凡そ數次、災を被る



永樂五年、始めて北京の宮殿を建つ。八年、北征して還り、即ち朝を奉天殿に受く。是れ奉天殿先づ成るなり。十八年、各宮殿皆落成す。詔して京師を改めて南京と爲し、北京を京師と爲す。十九年四月、奉天・華蓋・謹身の三殿、災あり。二十年、乾清宮も亦燬く。自後未だ嘗て營葺せず。故に仁宗、位に即き、將に南京に還らんとし、詔して北京の諸司を改めて、悉く行在と稱す。直に正統四年に至りて、始めて北京の宮殿を修建す。六年十一月、乾清・坤寧の二宮及び三殿俱に成を告ぐ。乃ち都を北京に定む。文武諸司に詔して、行在と稱するを得ざらしむ。正徳九年正月、乾清宮、災あり。使を遣はして木を湖廣に採る。工作の大なるに因りて、天下の賦一百萬を加ふ。十六年十一月、乾清宮始めて造成す。嘉靖三十六年、三殿又災あり。四十一年九月、三殿、成を告ぐ。奉天を改めて皇極と曰ひ、華蓋を中極と曰ひ、謹身を建極と曰ふ。萬歴二十四年、乾清・坤寧の兩宮、災あり。二十五年、皇極・中極・建極の三殿、災あり。三十年、重ねて乾清・坤寧の二宮を建つ。三十二年三月、乾清宮成る。天啓六年九月、皇極殿成る。七年八月、中極・建極殿成る。崇禎十七年四月二十九日、宮殿、又、流賊李自成の燬く所と爲る。統計するに明代の北京の三殿・兩宮、各四次、災を被る。(本紀及び楊廷和・喬張位等の傳)

明の正後の生む所の太子

明の諸帝、惟だ成祖・景帝・世宗・莊烈帝、藩邸より入りて大統を繼ぎ、未だ嘗て身、皇太子と爲らず。世宗、晩年、忌諱を以て未だ儲を立てず。光宗甫めて登極し、即ち病み、亦未だ儲を立てず。其餘は則ち太子を立てざる者有る無し。太祖、馬後の長子を立てて皇太子と爲す。未だ位に即かずして薨す。是を懿文太子と爲す。又、太子の妃呂氏の生む所の子を立てて皇太孫と爲す。是を建文帝と爲す。靖難の兵至り、火に崩す。建文登極の時、亦、查後の長子文奎を立てて皇太子と爲す。兵至り、終る所を知らず。此れ正后・正妃の生む所の太子皆不吉なるなり。仁宗の母は仁孝徐後に係る。宣宗の母は誠孝張後に係る。此れ即ち正後の生む所の太子、國を享くるを獲る者なり。然れども二帝、生るる時、藩邸に在り、母は尙ほ未だ立ちて后たらず。英宗、太子より位に即く。其母は則ち周貴妃なり。孝宗は太子より位に即く。其母は則ち李淑妃なり。惟だ孝宗、登極の後、妃張氏を冊して皇后と爲す。宏治四年、武宗を生む。立ちて皇太子と爲る。此れ乃ち既に后と爲りて後生む所の太子にして、有明一代の盛事と爲す。世宗以後、穆宗の母は、則ち杜康妃なり。神宗は太子より位に即く。其母は則ち李貴妃なり。光宗は太子より位に即く。其母は則ち王恭妃なり。熹宗の母は、則ち王選侍なり。莊烈



帝の母は、則ち劉賢妃なり。莊烈帝登極するに至りて、周妃を冊して后と爲す。明年、慈娘を生む。立ちて皇太子と爲る。此れ亦既に后と爲りて生む所の太子にして、武宗の後僅に此のみ。統計するに有明一代、位を中宮に正して後生む所の儲貳、惟だ武宗及び慈娘の二人のみ。然れども武宗、帝と爲ると雖も、而も盤游、度無く、幾ど天下を亂らんとし、身後、又、子無し。慈娘は國變に遇ひ、終る所を知らず。是れ正后の生む所の太子更に不吉なるなり。他、景帝、子見濟を立てて皇太子と爲し、(杭妃所)憲宗先に祐極を立てて皇太子と爲し、(相妃の生)世宗先に載壑を立てて皇太子と爲す(王貴妃の)が如き、皆早く薨す。此れ則ち正后の生む所に非ずと雖も、亦皆不吉なるなり。嫡を立て儲を建つるは、古今の令典なり。乃ち時會の遷流、常理を以て論ず可からざる者有り。明代の諸臣、嗚嗚として、國本を争ふを以て第一の大事と爲す。其れ亦未だ博く歴代の繼述興亡の故を觀ざるなるかな。

明の宮人の殉葬の制

明史の后妃傳に、『太祖崩じ、宮人、死に從ふ者多し。建文・永樂の時、相繼いで優卹す。張鳳・李衡・趙福・張璧・汪賓の諸家の如き、皆、錦衣衛千百戸を世襲す。人、之を太祖朝天女戸と謂ふ。成祖・仁宣二宗を歴て皆然りと。其の后妃傳に見ゆる者は、宣宗崩じ、嬪何氏・趙氏・吳氏・焦氏・曹氏・徐氏・袁氏・諸氏・李氏・何氏、皆、死に從ふ。正統元年、皆、贈諡を追加す。冊文に曰はく、

「茲に身を委して而して義を蹈み、龍馭に隨つて以て上賓す。宜しく徽稱を薦め、用つて節行を彰すべし」と。此れ當時の宮嬪殉葬の例を見る可きなり。景帝、郕王を以て薨す。猶ほ其制を用ふ。英宗に至りて、遺詔して始めて之を罷む。案ずるに周王有燾の傳に、『有燾死するや、英宗、有燾に書を賜うて曰はく、『王在せし日、嘗て奏す、身後務めて儉約に從ひ、妃・夫人以下、必ずしも死に從はず、年少くして父母有る者は、遣り歸さん云云』と。帝の殉葬を除くは、蓋し有燾の奏に本づくなり。然れども有燾死するや、妃鞏氏・夫人施氏・歐氏・陳氏・張氏・韓氏・李氏、皆死殉す。詔して妃貞烈・去人貞順と諡す。蓋し帝の賜書未だ到らず、已に先づ死せしなり。又見る可し、當時、宮人の殉葬は、各王府皆然り、特り朝廷のみならざること。否泰録に載す、『英宗、崩するに臨み、憲廟を召し、之に謂ひて曰はく、『人を用ひて殉葬するは、吾忍びざるなり。此事、宜しく我より止むべし。後世、復た爲す勿かれ』と。遂に定制と爲す』と。

明代、秀女を選ぶの制

明史に載す、『明祖の制、凡そ天子・親王の后妃・宮嬪は、慎んで良家の女を選びて之と爲す。進む者は受けず。故に妃后多く之を民間に採る』と。國初、惟だ成祖の仁孝皇后、徐中山の女たり。其時、法制未だ定まらざるなり。(明祖初め懿文太子の爲めに常遇春の女を冊して妃と爲す。未だ薨せず、又、呂本の女を冊して太子の妃と爲す。又初め秦王嫡の爲めに王保保の妹を納れて妃と爲す。繼いで又、鄧愈の女を以て妃と



爲す。皆、前代の故。嗣後は則ち多く民間に出づ。故に新君登極する毎に、秀女を選ぶの謠有り。明稗類事に無き所なり。抄に、『成化中、命婦入朝す。尙書施純の妻甚だ端麗なり。皇太后諦視すること之を久しうし、左右を顧みて曰はく、「曩に妃を選ぶ時、何ぞ此人に及ばざりし」と。』又、湧幢小品に、『憲宗、妃を選ぶ。江南の嘉興の姚善の女、選中に在り。髮、尺に盈たず。吳江を過ぐることに二十里、一夕髮頓に長きこと八尺。故に其地遂に八尺と名づく。後、宮に入り、皇第九子壽王を生む。端懿安妃に冊封せらる。』と。又、四友齋叢説に、『武宗、南巡して揚州に至る。知府蔣瑤、力めて嬖倖江彬等を拒む。彬、旨を傳へ、秀女を選ばんことを要す。瑤曰はく、「止だ知府、三女有り。民間には竝に無し」と。彬遂に語塞がる」と。又、趙爾沂の劉大姑傳に、『大姑は京師の人、光廟、青宮に在る時、詔して元妃を選ぶ。大姑、郭后及び后の女弟と同じく選に入る。郭后選中し、后の女弟及び大姑は、金幣を賜はりて還る。凡そ落選の女子は、貴家争うて聘致して重しと爲す。后の女弟遂に成山伯夫人と爲る。大姑獨り肯て嫁せず。貴戚、聘を納るれども、悉く之を卻く。母に謂ひて曰はく、「選を被りて後、今の元妃と同じく臥起すること三月、外間の何等の子ぞ、乃ち婚を議するや」と。遂に貞を守りて以て歿す」と。此れ皆、前明の・秀女を選ぶの故事なり。于慎行の筆塵に云はく、「此事、祖宗自ら深意有り。漢の宣帝の許后、微なる時に起る。故に后と爲り、從官・輿服甚だ儉なり。霍后立つに及びて、賞賜動もすれば千萬を以て計る。且つ特り此のみならざるなり。民間より來れば、則ち閭閻の生

計を習見す。以て人君の節儉の治を佐く可し。若し必ず勳奮に出づれば、則ち勳にして而して戚を兼ね、戚にして而して勳を兼ね。王氏の・漢に禍し、賈氏の・晉に禍する、前鑒と爲す可し。本朝、駙馬を選ぶも亦然り。但だ勳舊に由らざるのみならず、并に仕宦に由らず。其意深遠なり云云」と。今、案するに、明代、秀女を選ぶの制も、亦、天下に通行するに非ず。大概多く京師の附近の處に在り。初め兩京竝に重し。故に妃后尙ほ南人有り。宣宗の胡后は濟寧の人、孫后は鄒平の人、吳妃は丹徒の人、郭嬪は鳳陽の人、英宗の錢后は海州の人、憲宗の王后・武宗の夏后は皆上元の人、世宗の方后は江寧の人なるが如き、是れなり。然れども地近ければ則ち採選し易し。故に英宗の周妃は昌平の人、景帝の汪后及び憲宗の吳后は、皆順天の人、世宗の杜妃(穆宗の)は大興の人、穆宗の李后は昌平の人、陳后は通州の人、李妃(神宗の)は涿縣の人、神宗の王后を餘姚の人にして、而して京師に生れ、鄭貴妃は大興の人、光宗の郭后は順天の人、王妃(熹宗の)は順天の人、劉妃(莊烈帝)は海州の人にして、而して宛平に籍し、莊烈帝の周后は蘇州の人にして、而して大興に家す。蓋し有明の中葉以後の選妃は、多く京師に在り、遠方に及ばず。擾を滋さんことを恐るればなり。(一)陳子龍傳に、「福王、南都に立つや、中使四に出で、凡そ女有るの家は、黃紙を額に貼し、即ち之を持して去る。閭里駭然たり。子龍上疏して力諫す」と。秀女を選ぶの騷擾を見る可きなり。

【一】陳子龍の傳は明史第二百七十七卷に載す。



卷の三十三

明初の吏治

明史の魏觀等の傳の贊に云はく、「太祖、閭右より起り、墨吏が民の害を爲すに稔し、嘗に極刑を以て之を處す。然れども毎に賢良を旌擧して以て勸を示し、専ら法に任せざるなり。嘗て行人を遣はして、敕を齎し、平陽の令張礎・建陽の令郭伯泰に賜ひ、其治行を旌す。又或は士民の良吏を留めんことを請ふに因り、輒ち秩を進め任に留む。并に、事に坐して逮せらるるも、部民、善狀を列して上聞すれば亦、其官を復し、且つ轉つて超擢を加ふる者有り。既に擢でらるれども、而も其人、節を改め操を易ふれば、則ち又重法をもて之を繩す。

【一】魏觀等の傳は明史第百四十卷に載す。

激勸する所以の者甚だ至れりと。故に一時の吏治、紀す可き多し。今の循吏傳考ふ可きなり。天下の府州縣官來朝す。帝、之に諭して曰はく、「天下初めて定まり、百姓の財力俱に困す。初めて飛ぶの鳥は、其羽を抜く可からず、新に植うるの木は、其根を搖かす可からざるが如く、之を安養生息するに在るのみ。惟だ廉者のみ能く己を約にして人を利す。爾等當に深く之を念ふべし」と。又嘗て戸部に諭す、「國家の賦税已に定まる。用度を樽節すれば、自ら餘饒有り。民をして力を農桑に盡す



を得しむれば、自然に家給し人足る。何ぞ聚斂を事とせんや」と。沿うて成祖・仁・宣・英・景・憲の諸帝に及ぶまで、亦皆、意を吏治に加ふ。其の政績卓著なる有るは、往往特に敕して之を奨す。成祖の、史誠祖に於ける、仁宗の、劉綱に於けるが如き、是れなり。諸の良吏の秩滿ちて當に遷るべく、或は聖誤し罷黜せらるるも、亦、多く部民の請に因り、秩を進め事を視しめ、往往、二三十年に至るまで、易へず。其の因りて奸を作す有る者、永寧稅課使劉迪が者老に結びて留まらんことを請はしめ、漢中同知王聚が屬吏に求めて保奏せしむるが如きは、則ち又、斥譴、之に隨ふ。(昔、宣宗の) 數年を閱すれば、輒ち大臣を遣はし、分ちて各直省に往き、官吏を考察せしめ、其黜陟を嚴にす。而して緊望の地は、則ち特に大臣に詔して、各、知る所を舉げしめ、以て守令と爲す。宣德中、先づ京官九人を擇びて郡守と爲し、繼いで二十五人を擇びて郡守と爲し、正統中、京官十一人を擇びて郡守と爲し、後多く良吏と爲り名臣と爲るが如し。蓋し朝廷既に吏治を以て重しと爲し、中外の大臣、亦、意を人才に留めざるは無し。仁宗詔して各、知る所を舉げしむ。(馬) 郎中況鍾、(張) 宗璉を以て薦む。帝、楊士奇に問ふ。士奇曰はく、「宗璉は實に賢臣なり。王直と與に將に之を舉げんとす。意はず鍾の先んずる所と爲るのみ」と。其後、況鍾の出でて守たるは、則ち

- 【一】 史誠祖・劉綱の傳は明史第二百八十一卷循吏傳に載す
- 【二】 劉迪・王聚の傳は明史第二百八十一卷循吏李信圭の傳に附載す。
- 【三】 宣德、明の宣宗の年號。皇紀二〇八六—二〇九五。西紀一四二七—一四三五。
- 【四】 況鍾の傳は明史第六十一卷に載す。
- 【五】 張宗璉の傳は明史第二百八十一卷循吏傳に載す。

蹇義・胡濙の薦むる所なり。翟溥は則ち魏源の薦むる所なり。李湘は則ち胡濙の薦むる所なり。李信圭の、蕪州に知たるは、則ち張敞の薦むる所なり。後、處州に守たるは、則ち(金) 濂の薦むる所なり。(二) 吉水の令錢一本、官を罷む。(三) 郡人胡廣、朝に在り、力めて之を保す。遂に職に復す。(三) 楊榮、國に當る時、其家人、法を犯す。(三) 邑令魯穆、嚴に之を懲らす。榮反つて以て賢と爲し、而して朝に薦む。其時、朝臣の汲引すること此の如し。外に在る大吏も、亦、多く心を持すること公正なり。(四) 葉宗人の如き、錢塘の令と爲り、人呼んで一葉清と爲す。其の死するや、(三) 按察使周新、之を哭す。(三) 田鐸、蓬州に知たり。巡按御史、其境を過ぐ。一の訟ふる者無し。其下に冤民無きを知り、遂に之を薦む。廣東僉事に擢ぶ。此れ又、外省の擢劾の大概なり。且つ是時、吏部の考察の權最も重し。蹇義・王直、馬文升、先後、部事に長たり。尤も廉を奨め貪を黜くるを以て要と爲す。史に稱す、「蹇義愼んで守令を擇び、考察明恕なり。而して王直、天下の廉吏を察舉し、范衷を以て第一と爲す。翟溥、秩滿ちて

- 【七】 蹇義の傳は明史第四百十九卷に載す。胡濙の傳は第六十九卷に載す。
- 【八】 李湘・李信圭の傳は明史循吏傳に載す。
- 【九】 金濂の傳は明史第六十卷に載す。
- 【一〇】 錢一本の傳は明史第二百三十一卷に載す。
- 【一一】 胡廣の傳は明史第四百十七卷に載す。
- 【一二】 楊榮の傳は明史第四百十八卷に載す。
- 【一三】 魯穆の傳は明史第五百零八卷に載す。
- 【一四】 葉宗人の傳は明史循吏傳に載す。
- 【一五】 周新的傳は明史第六十一卷に載す。
- 【一六】 田鐸の傳は明史循吏傳に載す。
- 【一七】 王直の傳は明史第六十九卷に載す。馬文升の傳は第六百八十二卷に載す。



部に到り、年老いたるを以て休を乞ふ。侍郎趙新舊嘗て其上司たり、曰はく、「此れ江西第一の賢守なり」と。遂に其の去るを聽さず。(二) 句容の令徐九思、巡撫の効する所と爲る。(三) 吏部尙書熊浹、其の賢なるを知り、特に之を留む」と。此れ又吏部の能く人を擇びて任するなり。(以上俱に各本) 一時の風氣、此の如し。故に守令たる者、己を潔くし民を愛し、清議を干すを恥ぢざるは無し。循吏傳の序に云はく、「洪武以來、吏治澄清なる者、百餘年、英宗・武宗の際に當りて、内外多故なれども、而も民心、土崩の虞無きは、吏に貪殘鮮きに由るが故なり。(四) 嘉隆以後、吏部の考察の法、徒らに具文と爲り、而して人、皆自ら顧惜せず。撫按の權太だ重く、舉劾は惟だ賄を是れ視、而して人、皆貪墨して以て上司に奉ず。是に於て、吏治日に媮し、民生日に蹙まり、而して國も亦遂に以て亡びぬ」と。後人徒らに中葉以來官方に隳裂し、吏治窳敝するを見、動もすれば衰朝の秕政と謂ふ。而して豈に其の先に循良を崇尚し、小廉大法、幾ど兩漢の遺風有り、且に唐・宋に駕して上らんとするを知らんや。今、明史の各列傳及び循良傳に就きて、勸懲に關する者を、左に條摘す。

部民の留まらんことを乞ふに因りて任に留まり且つ擢を加ふる者

漢書の循吏傳の贊に、「宣帝以へらく、「太守は吏民の本なり。數、變易すれば、則ち下、安んぜず。民、其の將に久しからんとして欺罔す可からざるを知れば、乃ち其教化に服從す」と。故に二千石、治理有れば、輒ち璽書を以て勉勵し、秩を増し金を賜ひ、或は爵關内侯とす。公卿缺ければ則ち選びて之を用ふ。故に漢の世の良吏斯に於て盛と爲す」と。是れ古來、吏治を重んずる者、多く久任を以て效と爲すなり。明の太祖も亦嘗て之に仿ふ。(一) 興化の丞周舟、已に吏部主事に擢でらる。民、留まらんことを乞ふ。乃ち遣り還す。(二) 丹徒の令胡夢通・丞郭伯高・金壇の丞李思進・歸安の丞高彬・曹縣の簿劉郁・衡山の簿紀惟正、皆、事に坐して當に逮せらるべし。民、闕に詣り、善政多きを言ふ。帝竝に其官を復す。惟正は并せて參議に擢でらる。(三) 永州の守余彥誠・齊東の令鄭敏等十人、事に坐して獄に下る。耆民、政績を列して以て聞す。皆、官に復す。并に耆民に道里の費を賜ふ。縣令沈昌・周榮等四人、并に郡守に擢でらる。此れ太祖の時の事なり。(四) 洪宣・正統の間、秩滿ちて奏して留まる者、又、邵陽の令孫浩・長清の令薛慎・吳橋の令吳原・博野の令陳哲・泰安の令暢宣・碭山の令劉伯吉・會寧の令郭完・貴溪の令徐士宗・常熟の令郭南・平山の令張璟・藁城の令徐榮・安福の令何澄・桐鄉の令田玉有り。(以上、皆) 循吏傳 況鍾、蘇州に守たり。母の憂に丁る。郡部民の留まらんことを乞ふに因りて任に留まり且つ擢を加ふる者



民、闕に詣り、留まらんことを乞ふ。詔して起復す。秩滿ちて當に遷るべし。部民二萬餘人、留まらんことを乞ふ。巡按奏聞す。詔して三品に進め、仍ほ府事を視しむ。陳本深、吉安に守たり。滿秩して當に遷るべし。亦、部民の請に因り、三品の秩に進め、事を視しむ。後、衙前の民家の女を嫁する鼓樂の聲を聞き、笑つて曰はく、「此れ我が來りし時の乳下の兒なり。今且に嫁せんとす。我尙ほ此に留まらんや」と。乃ち老を請うて去る。凡そ吉安に在ること十六年。羅以禮、西安に守たり、憂に丁りて去る。代者、職に稱はず。部民追思し、朝に乞ふ。詔して起復して事を視しむ。歲滿ち、亦、秩を進め任に留まる。莫愚、常州に守たり、秩滿つ。亦、秩を進め任に留まる。陳敏、茂州に知たり、累に秩を加へて右參政に至り、仍ほ州事を視る。州に在ること二十餘年、秩既に高く、諸監司・郡守反つて其下に在り。項忠、陝西按察使たること九載、滿ちて當に都に入るべし。軍民、留まらんことを乞ふ。詔して任に還らしむ。張瑄、廣東左布政使と爲り、考滿つ。軍民、留まらんことを乞ふ。巡撫陳濂奏聞す。乃ち故任に仍る。于謙、河南・山西を撫し、大理寺少卿に左遷せらる。兩省の官民千餘人、留まらんことを乞ふ。英宗命じて仍ほ兩省を撫せしむ。(以上、各本傳に見ゆ) 陳復、杭州に知たり。喪に遭ふ。部民、留まらんことを乞ふ。

- 【五】 陳本深の傳は明史第百六十一卷に載す。
- 【六】 羅以禮の傳は明史第百六十一卷に載す。
- 【七】 莫愚の傳は明史第百六十一卷陳本深傳に附載す。
- 【八】 陳敏の傳は明史第百六十五卷に載す。
- 【九】 項忠の傳は明史第百七十八卷に載す。
- 【一〇】 于謙の傳は明史第百七十八卷に載す。

詔して起復す。(二) 耿九疇傳(三) 郭璉、吏部尚書と爲り、其中に妄なる者有らんことを慮り、覆實せんと請ふ。之に従ふ。是より遂に例と爲る。(璉傳) (三) 郭登、衢州に守たり。坐して累に徵せらる。耆老數百人、闕に伏して、留まらんことを乞ふ。聽さず。(四) 吳訥、貴州を巡按す。將に代り還らんとす。部民、闕に詣り、留まらんことを乞ふ。詔して許さず。(亦、各本傳に見ゆ) 宣宗、劉迪・王聚が吏民の保留せんことを邀むるに因り、自後、部民の留まらんことを乞ふ者、率ね所司に下して核實せしむ。蓋し久しければ則ち弊生ず。時に隨つて法を變せざるを得ざるなり。

特に廷臣を簡びて出で守たらしむ

唐の元宗の開元十三年、帝自ら諸司の長官の聲望有る者十一人を選びて刺史と爲す。宰相・諸王に命じて之を餞せしめ、十韻の詩を御書して以て賜ふ。此れ特に廷臣を簡びて出で守たらしむる故事なり。明の宣德五年五月、廷臣九人を擇びて知府と爲す。趙豫は松江、況鍾は蘇州、羅以禮は西安、莫愚は常州、邵旻は武昌、馬儀は杭州、陳本深は吉安、陳鼎は建昌、何文淵は温州、皆、敕を賜ひ傳に乗じて行かしむ。(皆、循吏傳及び本傳に見ゆ) 是年十一月、又、廷臣二十五人を擇びて知府と爲す。李驥は河南、王瑩は肇慶、徐鑑は瓊州、許敬軒は汀州、

- 【一】 耿九疇の傳は明史第百五十八卷に載す。
- 【二】 郭璉の傳は明史第百五十七卷に載す。
- 【三】 郭登の傳は明史第百七十三卷に載す。
- 【四】 吳訥の傳は明史第百五十八卷に載す。

特に廷臣を簡びて出で守たらしむ



鄭恪は寧波、王昇は撫州。英宗の正統元年、亦、廷臣十一人を選びて知府と爲す。王源は潮州、李湘は懷慶、翟溥は南康。(皆、循吏傳に見ゆ。餘は考ふる無し。)

大臣を遣はして官吏を考察せしむ

明初、十五布政使を以て、天下を分治す。永樂の初、給事中・御史を遣はして、天下を分行せしめ、有司の奸貪なる者は逮治す。其後、又、蹇義等二十六人を遣はして、天下を巡行し、軍民を按撫して朝に還らしむ。例と爲さず。(熊概)尋いで又、郭敦を遣はし、禮部侍郎を以て給事中陶衍と偕に、順天を巡撫せしむ。(時に未だ巡撫の官有らざる。此れ特に)吾紳、刑部侍郎を以て、敕を奉じて、兩廣・福建の方面官を考察す。故人の參政に官たる者有り、之を黜く。(吾紳)正統の初、又、大臣を分遣して、天下の方面官を考察せしむ。劉辰、四川・雲貴に行き、悉く奏して其の職に稱はざる者を罷む。(劉辰)徐琦、命を奉じて、工部侍郎鄭辰と與に、南畿の官吏を考察し、不法なる者三人を黜く。(徐琦)段民、左參政と爲り、命を奉じて、巡按と與に、州縣吏の廉墨を考して以て聞す。(段民)景泰中、亦、大臣を遣はして、天下を行り、有司を黜陟せしむ。禮部侍郎鄒幹、山西に至り、

- 【一】 熊概の傳は明史第五百五十九卷に載す。
- 【二】 吾紳の傳は明史第五百五十九卷段民傳に附載す。
- 【三】 劉辰の傳は明史第五百五十九卷に載す。
- 【四】 徐琦の傳は明史第五十八卷幸傲傳に附載す。
- 【五】 段民の傳は明史第五百五十九卷に載す。

布政使以下五十餘人を黜く。巡撫朱鑑、幹を召して還さんと請ふ。幹并せて鑑を劾す。(朱鑑)時に已に巡撫を設け、又、大臣を遣はして考察するは、吏治を重んずるなり。

案するに、大臣を遣はして官吏を考察するは、本、漢・唐の故事なり。後漢書の周舉の傳に、「時に、吏治に弊多きを以て、詔して八使を遣はして、風俗を巡行せしめ、素より威名有る者周舉・杜喬・周栩・馮羨・欒巴・張綱・郭遵・劉班を選び、竝に光祿大夫を守り、天下を分行し、其の刺史・二千石の、贓罪有る者は、驛馬にて之を上し、墨綬以下は便即收め、清忠にして宜しく表異すべき者を擧げ、狀を以て上さしむ。是に於て、貪猾を劾奏し、公清を表薦す。天下、號して八俊と爲す」と。唐の太宗も亦、大理孫伏伽等二十二人を遣はして、四方を巡察し、官吏を黜陟せしめ、帝自ら臨決す。牧守の賢能を以て進擢せらるる者二十人、死罪七人、流以下及び黜免せらるる者數百人。已にして又、頻に使を遣はして考察す。元宗も亦、尙書席豫等に命じて、道を分ちて黜陟せしむ。金源にも亦、此制有り。熙宗の時、使を遣はして吏治の得失を廉問せしむ。(宗雄)世宗、位に即き、凡そ數歲ごとに一たび使を遣はす。故に大定の間、吏皆法を奉じ、百姓滋殖す。號して小康と爲す。(已に金史の條)劉球の謂はゆる、考察久しく舉行せず、故に吏、貪虐多く、民、生を聊んせざるなり。蓋し承平日久しく、大臣を遣はして官吏を考察せしむ

- 【六】 朱鑑の傳は明史第四百四十二卷馬宣傳に附載す。
- 【七】 周舉の傳は後漢書第九十一卷に載す。
- 【八】 完顔宗雄の傳は金史第七十三卷に載す。
- 【九】 劉球の傳は明史第六百六十二卷に載す。



吏治玩弛すれば、大臣を遣はして嚴に考核し、以て之を黜陟するは、固に亦、吏治を整飭するの法なり。然れども亦、遣はす所の人何如を視る。元の順帝の時の如き、亦嘗て使を遣はして巡行せしめ、官吏の罪有る者は、四品以下は、職を停めて申請し、五品以下は就きて處決し、民間の一切の利害、舉行するを聽す。成導、使を山東・淮北に奉じ、廉吏九人を擢で、貪懦なる者二十一人を黜け、(一)蘇天爵、使を京畿に奉じ、糾劾する者九百四十餘人なるが如き、當時、包韓の譽有り。(元史の各本) 固に亦皆能く奏効す。然れども陶宗儀の輟耕錄に據れば、當時、使を奉ずる者、多く勢を挟み賄を取る。民間の謠に曰はく、「官吏は黒漆の皮燈籠、使を奉じて來る時一重を添ふ」と。又、永樂中、(二)鄒緝上言す、「貪官汚吏、内外に徧布す。朝廷、一人を遣はす毎に、即ち是れ其人の養活の計、有司承奉し、惟だ及ばざらんことを恐る。是を以て使者の至る所、有司、賄賂を公行す」と。其後、(三)梁廷棟も亦言はく、「巡按御史の弊、盤查訪緝し、餽遺謝薦し、有司の出す所、多き者は二三萬金。國家、一の巡方を多くし、天下、百萬を加派す」と。是れ則ち弊を察して、適以て弊を滋す。又、簡用することの人を得るに在り。

重く貪吏を懲らす

- 【一】 蘇天爵の傳は元史第百八十三卷に載す。
- 【二】 鄒緝の傳は明史第百五十二卷に載す。
- 【三】 梁廷棟の傳は明史第二百五十七卷に載す。

洪武十八年、詔して、盡く天下の官吏の民の害を爲す者を逮して、京師に赴き、城を築かしむ。(一)朱煦傳内) 帝初めて位に即き、元の政の弛縱なるに懲り、法を用ふること太だ嚴に、奉行する者足を重ねて立つ。(二)周禎) 官吏、罪有れば、笞以上は悉く鳳陽屯田に謫す。萬餘人に至る。(三)韓宣) 又案するに、草木子に記す、「明祖、吏治に嚴なり。凡そ守令の貪酷なる者は、民の京に赴きて陳訴するを許す。賊、六十兩以上に至る者は、梟首して衆に示し、仍ほ皮を剥ぎ草を實す。府州縣衛の左に、特に一廟を立て、以て土地を祀り、剥皮の場と爲し、名づけて皮場廟と曰ふ。官府の公座の旁に、各一の剥皮實草の袋を懸け、之をして目に觸れ心に警めしむ。(四)後、海瑞の疏にも亦、太祖の所の枉法、賊八十貫論絞の律を擧げ、法令森嚴にして、百職釐まり擧がる。祖以て時政を規切すること、瑞傳に見ゆ。訓の謂はゆる「前元の姑息の政を革め、舊俗の汚染の徒を治むる」なり。

- 【一】 朱煦の傳は明史第二百九十六卷孝義傳に載す。
- 【二】 周禎の傳は明史第三百零八卷に載す。
- 【三】 韓宣可の傳は明史第三百十九卷に載す。
- 【四】 海瑞の傳は明史第二百二十六卷に載す。

案するに、元の世祖、阿合馬の家を籍す。人皮一張有り。後、阿合馬の子阿散を誅するに、亦、其皮を剥ぐ。是れ元代已に此非法の刑有りしなり。

明の大臣の久しく任ずる者

重く貪吏を懲らす 明の大臣の久しく任ずる者



永樂以後、數十年中、大臣多く其位に久しき者有り。楊士奇は、内閣に在ること四十三年。其始は學士たるに過ぎずと雖も、然れども已に機務に預る。後加へられて公孤に至り、始終、樞地に在り、内閣を出づること一步だにせず。古來未だ有らざる所なり。同時に内閣に直する者、金幼孜は三十年、楊榮は三十七年、楊溥は二十二年、六卿中、蹇義は吏部尙書たること三十四年、夏原吉は戸部尙書たること二十九年、胡濙は禮部尙書たること三十二年。耆艾、朝に滿ち、老成、迹を接す。蓋し劫運の後、必ず、一番の太和の元氣、宇宙に周浹する有り。諸臣適、其隆に當る。故に福履康強にして、身名俱に泰し。當時、朝廷の上、老を優にし賢を養ふこと、固に想見す可し。而して諸臣、龐眉白首、朝列に輝映し、内外翕然として名臣と稱し、異詞無し。其れ必ず以て衆望に孚する者有りしならん。若し寵利を専らにして威權を竊むこと、萬安が相たること十九年、劉吉が相たること十八年なるが如きは、已に物議を叢め、嚴嵩が相たること二十一年なるに至りては、遂に奸臣傳に入り、千載の唾罵と爲る。則ち三楊・蹇夏の諸人、宿望重望、始終、玷無きは、固に及ぶ可からざるなり。

案するに三楊の同時に内閣に在る者、又、黃淮・胡廣有り、皆十六年。其後、李東陽は十八年、

- 【一】 楊士奇の傳は明史第四百十八卷に載す。
- 【二】 金幼孜の傳は明史第四百十七卷に載す。
- 【三】 楊榮・楊溥の傳は明史第四百十八卷に載す。
- 【四】 夏原吉の傳は明史第四百十九卷に載す。
- 【五】 萬安・劉吉の傳は明史第四百十八卷に載す。
- 【六】 黃淮の傳は明史第四百十七卷に載す。

徐階は十七年。而して蹇夏の後、又、呂震が禮部尙書たること十九年、馬文升が各部尙書を歴ること二十二年、王直・王翱が吏部尙書たること各十五年なる有り。亦皆、其位に久しく、名實相稱ふ。明の末造に至りては、揆席は傳舍の如く、臺省は踐更の如く、崇禎帝、十七年中、相を易ふること五十餘人、刑部尙書は十七人、兵部尙書は十四人、總督の誅せらるる者七人。蓋し國運將に傾かんとし、時事孔だ疎に、人材薄劣にして、動もすれば輒ち殃に罹る。固に亦時勢の如何ともす可き無き者なり。

### 大臣の薦擧

吏治の條内に載する所の、況鍾・翟溥等が出で守たるは、皆、大臣の薦に由る。然れども洪宣・正統の間、大臣の薦むる所は、特に外吏のみならずなるなり。顧佐が楊士奇・楊榮の薦を以て、通政司より都御史に擢でらるる、陳勉が士奇の薦を以て、副使より副都御史に擢でらるる、高穀が士奇の薦を以て、侍講より工部侍郎に進み、内閣に入る、曹鼐も亦、楊榮・楊士奇の薦を以て、侍講より内閣に入る、

- 【七】 呂震の傳は明史第四百五十一卷に載す。
- 【八】 王翱の傳は明史第四百七十七卷に載す。
- 【九】 喬允升の傳は明史第二百五十四卷に載す。
- 【一〇】 張鳳翼の傳は明史第二百九十四卷に載す。
- 【一一】 鄭崇儉の傳は明史第二百六十卷に載す。
- 【一二】 顧佐の傳は明史第四百八十六卷韓文傳に附載す。
- 【一三】 陳勉の傳は明史第四百五十八卷顧佐傳に附載す。
- 【一四】 高穀の傳は明史第六十九卷に載す。
- 【一五】 曹鼐の傳は明史第六百六十七卷に載す。



王來が士奇の薦を以て、巡按より左參政に擢でらるる、彭島が士奇の薦を以て、教職より御史に擢でられ、南畿に督學たる、孫鼎が楊溥の薦を以て、亦、教職より御史に擢でられ、南畿に督學たる、金純が蹇義の薦を以て、庶僚より刑部侍郎に擢でらるる、陳壽が夏原吉の薦を以て、參政より工部侍郎に擢でらるる、郭敦が胡濙の薦を以て、副使より禮部侍郎に擢でらるる、劉球が胡濙の薦を以て、主事より翰林侍講に改めらるる、周瑄が王直の薦を以て、郎中より刑部侍郎に擢でらるる、楊信民が王直の薦を以て、刑科より左參議に擢でられ、後又、于謙の薦を以て、廣東に巡撫たる、羅綺が于謙・金濂の薦を以て、調戍より大理右寺丞に復する、羅通が于謙・陳循の薦を以て、河泊所の官より兵部員外郎に擢でらるる、李賢が調せられて官參政たるや、王翺が「賢は大に用ふ可し」と奏するを以て、遂に留まりて吏部侍郎と爲り、尙書に復し、内閣に入るに故の如き、崔恭が李賢・王翺の薦を以て、巡撫より吏部侍郎に進む、李紹も亦、賢・翺の薦を以て、學士より禮部侍郎に擢でらるる、

- 【五】 王來の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【六】 彭島の傳は明史第百六十卷に載す。
- 【七】 孫鼎の傳は明史第百六十卷に載す。
- 【八】 金純の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【九】 陳壽の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【一〇】 郭敦の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【一一】 劉球の傳は明史第百六十卷に載す。
- 【一二】 周瑄の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【一三】 楊信民の傳は明史第百七十二卷に載す。
- 【一四】 羅綺・羅通の傳は明史第百六十卷に載す。
- 【一五】 李賢の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【一六】 崔恭の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【一七】 李紹の傳は明史第百六十卷に載す。

王越が李賢の薦を以て、按察使より巡撫大同に擢でらるる、羅璟が方に謫官たるに、王恕の薦を以て、福建提學に擢でらるる、秦紘が王恕の薦を以て、布政使より副都御史總督漕運に擢でらるる、余子俊が林聰の薦を以て、知府より陝西參政に擢でらるる、韓雍が劾せられ、方に吏議を待つや、會、廣西の猺、亂を肆にし、王竑曰はく、「雍、才氣無雙なり。賊を平ぐるは、雍に非ざれば不可なり」と、乃ち都御史に擢でられ、兵を兩廣に督するが如し、(以上、各本) 史に又稱す、「李賢、相と爲り、薦引する所の、年富・軒輗・耿九疇・王竑・李秉・程信・姚夔・崔恭・李紹等、皆、名臣と爲る」と。蓋し洪宣以來、大臣、士を薦むるの風、此の如し。其時、賢を薦むるには、皆、人望を採り、才品を核して而して後上聞す。蘇州一郡の進糧八百萬石。孝宗、才力ある重臣を得て往きて之を釐めんことを思ふ。楊榮、周忱を薦む。遂に工部侍郎を以て江南を巡撫し、果して利を興し弊を除き、名臣と爲る。楊士奇、初め、陳繼を知らず。夏原吉、水を蘇松に治め、其文を得、歸りて士奇に示す。士奇、之を才とし、即ち薦めて博士と爲す。翰林に改めらる。而して于謙が河南山西巡撫たるや、三楊、政府に在り、皆、謙を重んじ、奏請する所、允さざ

- 【一八】 王越の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【一九】 羅璟の傳は明史第百五十卷に載す。
- 【二〇】 王恕の傳は明史第百八十卷に載す。
- 【二一】 秦紘の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【二二】 余子俊の傳は明史第百七十八卷に載す。
- 【二三】 林聰の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【二四】 韓雍の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【二五】 王竑の傳は明史第百七十卷に載す。
- 【二六】 陳繼の傳は明史第百五十卷に載す。



る無し。謙、事を議し京に至る毎に、空窠にして以て入る。諸權貴、望無き能はず。三楊卒するに及びて、謙遂に大理少卿に左遷せらる。見る可し、三楊等の・人を薦むる、皆、至公に出で、後世の・恩を市り黨を植つるの爲の如きに非ざるを。其時、人主も亦心を傾けて信用す。永樂中に耆儒を擇びて皇太孫に侍せしむるが如き、楊士奇・蹇義、儀智を薦む。太子、其の老いたるを嫌ふ。士奇謂はく、「智、理に明かに正を守る」と。帝聞きて即ち之を用ふ。虞謙降調せらる。楊士奇力めて其誣を白かにして言はく、「謙、三朝に歴事し、大臣の體を得たり」と。宣宗即ち職に復せしむ。宣宗嘗て朝士の貪縦なるを論ず。士奇曰はく、「劉觀に踰ゆる無し」と。帝問ふ、「誰か代る可き者ぞ」と。士奇、顧佐を以て對ふ。即ち以て左都御史と爲す。年富、人の中傷する所と爲る。英宗、其の先に楊溥の薦に由るを知り、遂に聽かず。君臣の相信すること此の如し。宜なるかな正人端士、中外に布列し、當日の大法小廉の治を成すや。蓋し一人の耳目は限有り。若し大臣の薦引は黨援門戶の漸を開き易からんことを慮り、而して必ず己の識拔する所の者を以て之を用ひば、恐らくは十に一二を得ざらん。但だ能く老成者碩十數人を擇びて、之を丞弼の任に置き、各をして知る所を擧げしめば、則ち衆賢の耳目を合はせて、一人の耳目と爲し、自ら各其用に當る可からん。謂はゆる目を明かにし聰を達するなり。

【三七】儀智の傳は明史第五百二卷に載す。  
【二六】虞謙の傳は明史第五百十卷に載す。

明の内閣首輔の權最も重し

明祖、丞相の官を革め、翰林春坊を以て、詳かに諸司の章奏を看、兼ねて平駁を司らしむ。設けて殿閣大學士の官有りと雖も、僅に五品、特に以て顧問に備ふるのみ。政事に於ては與る無きなり。永樂中、始めて解縉・胡廣等に命じ、文淵閣に入り、機務に預らしむ。然れども皆編檢講讀の官にして、官屬を置かず、諸司を專制するを得ず。永樂の世を終るまで、未だ嘗て秩を改めず。洪宣の間に造びて、三楊、内閣に在ること久しく、兼ねる所の官屢加へられて師傅に至る。是に於て官階益尊く、相の名無しと雖も、而も已に鈞衡の重き有り。然れども同じく内閣の中に在るも、亦、差等有り。大事は皆首輔主持し、次揆以下は、敢て與に較せず。宣德・正統の間、天下の建言章奏、皆、三楊、之を主る。陳循・曹鼐等が閣に入り、士奇・榮が相繼いで歿するに及びて、禮部、故事を援きて旨を請ふ。帝、楊溥が老いたるを以て、始めて循等に命じて議に預らしむ。(循)見る可し、尋常、閣に入る者は、輒ち裁決に與るを得ざることを。嗣後、首輔と次輔とは、同じく禁地に在りと雖も、而も權勢迥然として侔しからず。夏言、首揆と爲る。嚴嵩至るも、敢て與に席を分たず。酒を置き歡を邀めんと欲すれば、多く許さず。既に許すも、前一日に至りて、又辭す。則ち徵する所の紅羊、

【二】陳循の傳は明史第六十八卷に載す。  
【二二】夏言の傳は明史第九十六卷に載す。



棧鹿の類、已に之を烏有に付す。一日、其宴に起くを許し、薄暮にして始めて至り、三勺一湯、賓主、一言を交へずして去る。(王堂) 故に嵩、之を銜むこと骨に次る。嵩が首揆と爲るに及びて、徐階が之に事ふる所以の者、亦、嵩が言に事ふるが如し。吳中に倭寇有るに因り、即ち伴りて倭を避くるの計を爲し、宅を豫章に買ひ、嵩の子世蕃と姻を結び、并に江右の士大夫と郷曲の誼を講ず。凡そ以て歡を結び免を求む可き者、爲さざる無きなり。(聖筆) 其後、亦、嵩を傾けて之に代る。(三) 張居正が國に當るに至りて、次輔呂調陽、恂恂として屬吏の如し。居正、母の喪を以て三日出でず。閣吏、章奏を封じ、第に就きて票擬す。調陽、閣に坐し、票至るを候ちて乃ち出づ。(聖筆) 居正が歸葬するに及びて、大事は必ず驛を江陵に馳せて、處分を聽く。(明史) 此れ更に禮、班行を絶ち、幾ど、賈似道が葛嶺に沐浴するとき、吏、文書を抱きて第に就きて呈署すると、異なる無し。(四) 韓爌、首輔たり。(五) 魏廣微、閣に入り、其權を分たんと欲す。而して故事に閣中、筆を乘るは、惟だ首輔一人のみ。廣微乃ち魏忠賢に囑し、旨を傳へて熾に諭し、同寅協恭せしめ、而して廣微に「伴食する母かれ」と責めしむ、是に由りて、廣微、票擬の權を分つ。此れ明代の首輔・次輔の別を見る可きなり。

- 【三】 張居正の傳は明史第二百十三卷に載す。
- 【四】 韓爌の傳は明史第二百四十卷に載す。
- 【五】 魏廣微の傳は明史第三百六卷閣黨顧秉謙傳に附載す。
- 【六】 王振の傳は明史第三百四卷宦官傳に載す。

案するに、明代、首輔の權、重しと雖も、而も司禮監の權、又、首輔の上に在り。王振、柄を竊

む時、票擬尙ほ内閣に在り。然れども、塗柴の疏に言はく、「英宗の時、批答、多く參するに中官を以てし、内閣或は與らず」と。則ち已に盡くは内閣に出でざる者有りしなり。劉瑾に至りては、則ち專攬益甚だし。劉健の疏に云はく、「近者、旨、中より下り、略も與り聞かず。擬議する所有れば、竟に改易に従ふ」と。是れ正徳の初、已に此弊有りしなり。其後、凡そ章奏有れば、瑾皆持して私第に歸り、妹婿孫聰・華亭の大猾張文冕と與に相參決す。詞率ね鄙冗なり。焦芳爲めに之を潤色す。李東陽、首を俯するのみ。(傳) 瑾敗れて後、東陽疏して言はく、「内閣と瑾と、職掌相關す。凡そ旨を調し敕を撰するに、或は改めらるること再三、或は徑に自ら竄改し、或は持して私室に歸り、手を他人に假る。臣、委曲匡持すと雖も、而も因循隱忍す。損する所已に多し」と。(東陽) 此れ固より東陽自ら掩飾を爲すの詞なり。然れども、劉莖の疏にも亦云はく、「近日の批答章奏、閣臣、與り聞くを得ず」と。當時の實事を見る可きなり。瑾より以後、司禮監遂に専ら機密を掌る。凡そ進御章奏、及び降敕批疏、其出納を経ざる者有る無し。神宗不豫なるとき、閣臣沈一貫を召して入らしめ、「礦稅の事、江南の織造、江西の審器と竝に停む可し」と諭し、其内監は皆撤回し、建言の諸臣の、獄に繋がるる者は皆官に復す。一貫出づ。中使、諭を捧げて至る、一に帝の

- 【七】 塗柴の傳は明史第七十九卷羅綸傳に附載す。
- 【八】 劉瑾の傳は明史第三百四卷宦官傳に載す。
- 【九】 劉健の傳は明史第八十一卷に載す。
- 【一〇】 李東陽の傳は明史第八十一卷に載す。
- 【一一】 劉莖の傳は明史第八十八卷に載す。



言の如し。明日、帝瘳え、之を悔ゆ。中使二十輩、閣に至り、前諭を取り、仍ほ繳進す。(一貫) 見  
 可し、帝、旨を降せば、即ち司禮監の・旁に在る有り、事目を寫し出し、然る後に閣臣に付し  
 て繕擬することを。故に其地尤も要近と爲す。魏忠賢の時に至りて、王體乾、司禮と爲り、忠賢を  
 避け、退きて其下に處る。凡そ章奏入れば、體乾與に筆を乗り、李永貞先づ窾要を摘し、以て忠賢  
 に白して議行はる。(宦官) 許譽卿、忠賢を劾する疏に謂はく、「内閣は政本の重地なり。而して票擬  
 の大權、手を拱きて之を内廷に授く」と。其後、楊漣、忠賢を劾す。忠  
 賢、旨を矯めて己の功を殺すること百餘言。(三) 大學士葉向高駭きて曰  
 はく、「此れ奄人の能くする所に非ず。必ず代りて草する者有らん」と。  
 之を探れば則ち徐大化なり。(向高) 見る可し、是時の詔敕悉く司禮に出  
 で、并に内閣の潤色を藉らざることを。(三) 文震孟の傳に、「大臣、閣に入れば、例として當に刺  
 を司禮に投ずべし。大奄兼ねて儀狀を致す」と。是れ司禮の尊きこと、久しく已に習ひて故事と爲  
 り、首輔と雖も、亦其鼻息を仰ぐなり。究めて之を論ずれば、總て人主の・政事を親らせざるに由  
 る、故に事權下に移る。長君、御に在れば、尚ほ票擬を以て内閣に歸す。荒主童昏に至りては、則  
 ち地近き者權益、専らにして、閣臣も亦命を聽く。

【一】 葉向高の傳は明史第二百四十卷に載す。  
 【二】 文震孟の傳は明史第二百五十一卷に載す。

明の翰林・中書舍人は吏部に由らず

明の大學士は、本、屬員無し。楊士奇等、加官既に尊く、始めて中書舍人を設け、書を能くする者を  
 取りて之と爲し、吏部の銓選に由らず。(二) 霍韜の疏に謂はく、「三楊等が黨を植る權を専らにせしよ  
 り、翰林を籠して屬官と爲し、中書を門吏と爲す。故に翰林の遷擢は、吏部に由らず、而して中書の  
 内直すること既に久しければ、秩を進めて尙書に至る者有り」と。(潘辰等、或は太常  
卿を加へ、或は加へて翰林學士・禮部尙書に至る。) 案ずるに、明史の選舉志に、中書舍人は、原、兩途有  
 り。進士の選に由る者は、科道部曹に遷るを得、其兩殿兩房の舍人は、  
 則ち必ずしも部選に由らず、甲科・監生及び儒士・布衣の能書者より、皆、  
 之と爲るを得。呂原の子意が蔭を以て國子生に補せられ、選ばれて中書舍人と爲り、趙榮も亦能書を  
 以て布衣より中書舍人を授けられ、後、太常卿に遷り、仍ほ内閣に供事し、葉向高が首輔たるとき、  
 已に革むるの監生汪文言を用ひて中書舍人と爲すが如き、此れ則ち大學士自ら選用を行ふの成例な  
 り。又、我が朝の順治十一年、大學士范文程、詹事・翰林等の官の陞補を以て俱に吏部に歸せん  
 と請ふ。又、明の制・翰詹等の官の陞降も亦内閣に由るを見る可し。

【一】 霍韜の傳は明史第九十七卷に載す。  
 【二】 順治。清の世祖の年號。皇紀二三〇四—二三二一。西紀一六四四—一六六一。



明の吏部の權重し

明初に、六部、中書省に屬し、權輕く、多く丞相の意旨を仰ぐ。洪武十三年、中書省革まり、部權乃ち専らなり。而して銓部尤も要なり。其後、制度屢創まる。入觀の官をして各知る所を擧げしむることとは、(一)浮山の李信より始まる。朝觀の官各事蹟を造り、土地民人を圖畫することは、崑山の余煥より始まる。唐の六典に倣ひ、王府より以下、諸司各職とする所を編集して書と爲し、諸司職掌と曰ひ、吏役を定め、考滿つれば給由を首領の官と爲し、監生を選びて州縣の官と爲し、兼ねて教職に除すること、泰興の翟善より始まる。三年ごとに一たび入朝し、等第を考核すること、沂水の杜澤より始まる。此れ洪武中の銓政の大略なり。

(三)明史の然れども此等の規制有りとし、雖も、而も能を量り職を授け、功過を核し、以て黜陟を定むるは、則ち惟だ吏部のみ之を主る。永樂中、郭璉、吏部尙書と爲り、布政使より知府に至るまでは、京官の三品以上の薦擧を聽さんと請ふ。既にして又、御史・知縣は皆京官の五品以上の薦擧を聽さんと請ふ。論者、其の長法にして事に任へず、轉た資縁の漸を啓かんことを謂ふ。(璉)是れ璉以前の布政等の官は、皆吏部選用せしなり。宣徳中、兩京の六部官缺く。帝、廷臣に命じて、方面官の・内任に堪ふる者を

- 【一】 李信の傳は明史第二百八十一卷史誠祖傳に附載す。
- 【二】 陳修の傳は明史第三百零八卷に載す。
- 【三】 郭璉の傳は明史第五百十七卷に載す。

推さしむ。(辰)鄭辰、塞義を以て薦む。南京工部尙書を得たり。(辰)是れ未だ此旨有らざる以前、六部堂官も、亦吏部推用せしなり。(五)天順中、廷臣の薦擧を罷め、方面の大吏は専ら吏部に屬す。(李賢)故事に、方面官は、三品の京官に敕して保舉せしむ。賢、其營繕を患へ、請ふ、(吏)部をして缺くる毎に二人を擧げしめ、帝の簡用を請はんと。並推の例此に始まる。時に王直、尙書と爲り、郎曹に委任し、奔競を抑ふ。凡そ巡方の御史歸れば、即ち所屬の賢否を具せしめ、以て選に備ふ。(直)崔恭、吏部侍郎と爲り、勸懲簿を置き、聞く所有れば、皆之を識す。尙書王翹甚だ之に倚る。(恭)成化中、選郎黃孔昭、心を留めて人材を延訪し、冊を以て之を書し、官を除するに、才の高下を以て、地の繁簡を配す。是に由りて銓敍平允なり。尙書尹旻、其郷人を推して巡撫と爲さんと欲す。孔昭可かず。其人暮夜來りて膝を屈す。孔昭益之を鄙む。旻、其人に謂ひて曰はく、「黃君、銓選を離れずんば、汝得る能はざるなり」と。(孔昭)見る可し、巡撫等の官は、皆、吏部の用ふる所なるを。公正なれば則ち選用、人を得、否ざれば則ち以て高下、心に在り、予奪、意に任す可し。故に嚴嵩、國に當るや、吏・兵・二部の選郎各簿を持し、嵩の填發に任す。時に文選郎萬案を稱して文管家と爲し、武選職方郎祁祥を武管家と爲す。(于慎行)萬歷中に至りて、孫丕揚、吏部に長たるや、已むを得ず、製籤法を用ひ、以て諸の賄囑者を謝す。一時、稱して至公と爲す。(丕揚)亦、吏部の注を以て官職を授くるは、

- 【四】 鄭辰の傳は明史第五百十七卷に載す。
- 【五】 天順。明の英宗の年號。皇紀二二一七——二二二四。
- 【六】 崔恭の傳は明史第五百十九卷に載す。
- 【七】 黃孔昭の傳は明史第五百十八卷に載す。



以て其手を上下す可し。故に此法を設けて以て弊を防ぐなり。趙南星、吏部に長たるや、遺佚を搜擧し、庶位を布列す。高攀龍等は、皆其の推用する所なり。山西巡撫、人を缺くや、郭尙文、之を求む。南星、其人を薄しとし、獨り謝應祥を推す。見る可し、其時、會推の例有り、然れども亦皆吏部、之を主ることを。周廷儒謂はく、「會推の名は公なりと雖も、主持する者は止だ二人のみ。餘は皆、敢て言はず」と。(仁溫體)熊開元の疏にも亦云はく、「督撫官缺け、明日廷推せんとし、今日、單を傳ふるに、其人の姓名、列せず。期に至りて、吏部、諸を袖中より出す。諸臣唯唯するのみ」と。(開元)合はせて之を觀れば、見る可し、有明一代、人を用ふるの權、悉く吏部に由ることを。吏部、人を得れば、則ち用ふる所皆正人なり。王恕、吏部尙書と爲り、引薦する所の耿裕・彭韶・何喬新・周維・李敏・張悅・倪岳・劉大夏・戴珊・章懋等は、皆、一時の耆碩なるが如し。宏治二十年、衆正、朝に盈ち、職業修理し、號して極盛と爲す者は、恕の力なり。其後、天啓の初年、(二〇)周嘉謨・張問達・趙南星、先後、吏部を掌り、廢籍の諸正人を起し、高攀龍・楊漣・左光斗・秉憲・李騰芳・陳于廷・左銓・魏大中・袁化中・長科道・鄭三俊・李邦華・孫居相・饒伸・王之案等を用ひ、悉く卿貳に置く。萬歴の廢弛の後、此に頼りて數年稍や傾頽を支ふ。未だ幾くならずして、易ふるに閹黨を以てし、而して官方、問ふ可からず。此れ有明一代

【八】 溫體仁の傳は明史第三卷八卷姦臣傳に載す。

【九】 熊開元の傳は明史第二百五十八卷に載す。

【二〇】 周嘉謨・張問達の傳は明史第二百四十一卷、趙南星は第二百四十三卷に載す。

の吏部の大概なり。

案ずるに王恕の能く正人を用ふるも、亦、司禮監懷恩が恕の忠義を以て孝宗に勸めて之を用ひしむるに由る。故に其志を行ふを得たり。天啓の初、鄒元標・王徳完の諸賢を起用するも、亦、司禮監王安が汪文言の言を聽くに由る。是を以て、博く人望を采り、庶位に布列す。是れ吏部も亦、宦官の力を恃み、其權、吏部の上にあること、更に知る可きなり。

揚州、同時に四知府あり

靖難の師、揚州に至るや、江都の令張本迎へ降る。成祖、滁泰二知州房吉田・唐成が率先して歸附するを以て、命じて本と並に揚州知府と爲し、現任知府譚友徳と同じく府事に洩ましむ。揚州、一時に遂に四知府有り。

永樂中、海外の諸番來朝す

明史の外國傳に、「永樂三年、淳呢國王麻那惹那、其妃及び弟妹子女を率ゐ、海に泛びて來朝す。王、會同館に卒す。之を安徳門外に葬る。六年、馮嘉施蘭國會玳瑁・里欲の二人俱に來朝す。九年、滿刺加國王拜里迷蘇喇、妻子陪臣五百餘人を率ゐて來朝す。十年、淳呢王子遐旺、又、其母と偕に來朝

揚州、同時に四知府あり 永樂中、海外の諸番來朝す



十五年、蘇祿國東王巴都葛八哈喇・西王麻哈喇叱葛喇・麻丁喇王之妻叭都葛巴喇卜、俱に其家屬頭目三百四十餘人を率ゐ、海に泛びて來朝す。東王回りて德州に至りて卒す。是年、又、古麻喇朗國王幹喇義有り、亦奔り、其妻子・陪臣を率ゐて來朝す。還りて福建に至りて卒す。十七年、滿喇加王母幹撒子的兒沙來朝す。二十二年、滿喇加王西里麻哈喇、妻子を率ゐて來朝す。宣德六年、又來朝す。蓋し皆、海外の小國にして、利を貪りて來るなり。是時、內監鄭和、命を奉じて海に出で、建文の踪跡を訪ひ、重利を以て諸番を誘ふ。故に相率ゐて來る。宣德以後、遂に復た至る者無し。當時、三保太監が西洋に下るを稱して永樂朝の盛事と爲すと云ふ。(舊唐書の順宗紀に、日本國王并に妻、番に還ると見え可なることとを。)

### 卷の三十四

#### 明の中葉、南北、兵を用ふる強弱同じからず

有明の中葉の戦功、固より言ふに足らず。然れども南北更に迥に異なる者有り。大率、兵を南に用ふるは、則ち蕩掃に易く、兵を北に用ふるは、則ち僅に支禦するに足る。(一) 山雲が廣西の蠻を討つが如き、斬首二萬二百六十、方瑛、貴州の苗を討ち、俘斬四萬餘、(二) 陶魯、廣東の賊を破り、斬二萬一千四百餘、其他、斬馘、手を以て計る者、指、屈するに勝へざるなり。兵を北に用ふるに至りては、宣德より以後、互刺俺答小王の子諸寇、先後、邊を擾る。中國、重兵を宿して以て之を禦ぎ、僅僅自ら保つ。間、戦勝有るも、亦、紀す可き無し。(三) 王越の紅鹽池の捷の如き、禽斬三百五十、威寧海の捷は斬首四百三十餘、(四) 石彪、楊信と、鬼力赤を斬り、生擒四十餘人、斬五百餘。論者俱に以爲へらく、西北の戦功第一なりと。彪、又、把秃王を擊斬し、一百二十人を殺し、追うて三山墩に至り、又、七十二人を斬る。是を以て定遠伯に封せらる。(五) 劉聚等、阿羅出を撃ち、斬首一百六十。

明の中葉、南北、兵を用ふる強弱同じからず

- 【一】 山雲・方瑛の傳は明史第百六十六卷に載す。
- 【二】 陶魯の傳は明史第百六十五卷陶成傳に附載す。
- 【三】 王越の傳は明史第百七十一卷に載す。
- 【四】 石彪・楊信の傳は明史第百七十三卷に載す。
- 【五】 劉聚の傳は明史第百五十五卷に載す。



朱永、開荒山に、敵を敗り、一百六級を斬る。邊人も亦以爲へらく、數十年未だ有らざる所なりと。此れ皆、當時の謂はゆる大捷なる者なり。越・彪、之を以て侯伯に封せらるるに至る。他、郭登の栲栳山の戰の如きは、則ち二百餘級なり。姜夷の昔水鋪の戰は、則ち百餘級なり。姜應熊、套寇を破るは、則ち百四十級なり。安國の偏頭關の戰は、則ち八十餘級なり。甚だしきは、仇鉞、寇を萬全に撃ち、三級を斬り、朱暉、河套を搗ち、亦、三級を斬り、寇を慶陽に追ひ、十二級を斬るに至る。(以上俱傳に) 之を黔粵に兵を用ふるに較ぶれば、何ぞ當に千伯の十一のみならん。而るに乃ち之を以て功冊に入り、官秩を遷す。知る可し、北強く南弱きは、風土然らしむることを。固より、南に勦する者は皆良將にして、北に拒ぐ者は盡く庸將なるに非ざるなり。

明の邊省の攻勦兵數最も多し

明の邊省、凡そ攻勦有れば、兵數最も多し。蓋し皆、近きに就きて民兵・土兵を調用す。故に餉省かれて而して兵集まり易し。悉く官兵を用ふるに非ざるなり。考ふるに、永樂中、安南を征するや、兵八十萬を用ふ。(張輔傳) 正統中、麓川を征するや、兵十五萬を用ふ。

- 【六】 朱永の傳は明史第百五十二卷に載す。
- 【七】 郭登の傳は明史第百七十三卷に載す。
- 【八】 姜夷・姜應熊の傳は明史第百七十四卷に載す。
- 【九】 安國の傳は明史第百七十四卷に載す。
- 【一〇】 仇鉞の傳は明史第百七十五卷に載す。
- 【一一】 朱暉の傳は明史第百七十三卷に載す。
- 【一二】 張輔の傳は明史第百五十四卷に載す。

王驥 景泰中、都勻苗七富架を討つや、兵八萬を用ふ。(顧溥傳) 成化中、韓雍、大藤峽を討つや、先づ兵十六萬を以て、修仁・荔浦の賊巢を破る。(韓雍傳) 王越奏して兵を起して套を搜すや、兵十五萬を須ふ。(王越傳) 宏治中、閔珪、永安貉を討つや、兵六萬を用ふ。(閔珪傳) 正徳中、思恩府の崇濬、田州の岑猛と相讐殺し、總督潘蕃、之を討ち、兵十萬を用ふ。(潘蕃傳) 嘉靖中、岑猛、亂を謀り、總督姚鏌、之を討つや、兵八萬を用ふ。(姚鏌傳) 是時、安南を征せんと欲し、兵十三萬二千餘人を用ひんと議す。(毛伯温傳) 元江土舍那鑑亂れ、巡撫鮑象賢、之を討つや、兵七萬を用ふ。(鮑象賢傳) 吳桂芳、俞大猷をして翁源の賊李亞元を討たしむるや、兵十萬を用ふ。殷正茂、大猷をして韋銀豹を討たしむるや、兵十四萬を用ふ。(俞大猷傳) 曾省吾、劉顯をして都掌の蠻を討たしむるや、兵十四萬を用ふ。(劉顯傳) 李錫、府江の貉を討つや、兵六萬を用ふ。古田の貉を討つや、兵十萬を用ふ。(李錫傳) 殷正茂、藍一清を討つや、兵四萬を用ふ。(殷正茂傳) 張嶺、新寧・恩平の賊を討つや、

- 【一】 王驥の傳は明史第百七十一卷に載す。
- 【二】 景泰、明の代宗の年號。西紀一四五〇—一四五六。
- 【三】 韓雍の傳は明史第百七十八卷に載す。
- 【四】 閔珪の傳は明史第百八十三卷に載す。
- 【五】 潘蕃の傳は明史第百八十六卷に載す。
- 【六】 鮑象賢の傳は明史第百八十九卷に載す。
- 【七】 姚鏌の傳は明史第百九十二卷に載す。
- 【八】 毛伯温の傳は明史第百九十八卷に載す。
- 【九】 鮑象賢の傳は明史第百九十八卷に載す。
- 【一〇】 俞大猷の傳は明史第百九十二卷に載す。
- 【一一】 劉顯の傳は明史第百九十二卷に載す。
- 【一二】 李錫の傳は明史第百八十九卷夏良勝傳に附載す。
- 【一三】 張元勳の傳は明史第百九十二卷に載す。
- 【一四】 張嶺の傳は明史第百九十二卷に載す。



三萬人を以て、賊巢二百餘を破り、一萬四千餘を斬る。史に稱す、「嶺南、兵を用ふる。從未だ少きを以て多きに勝つこと此の如き者有らず」と。(張嶺) 見る可し、邊地、兵を用ふる、動もすれば十數萬を以て討るを。若し必ず一皆官兵ならば、安んぞ許の如き兵數を得ん。

且つ費も亦嘗られじ。則ち民兵・土兵を調用するの法、廢す可からざるなり。元末已に苗帥楊完といふ者を調して、内地に入り寇を勦せしむ。明の洪鐘の・川賊を勦する、永順の土兵を調す。(二六) 陳金の・江西の賊を勦する、田州の土兵を調す。(二七) 王守仁の・大藤峽を勦する、張經の・倭を禦ぐ、殷正茂の・古田の猪を征する、李化龍の・播州を平ぐる、朱燮元の・奢氏・安氏を平ぐる、一として土兵を兼ね用ひざるは無し。甚だしきは、石柱等の土兵、且に調して朝鮮・遼東に往き、萬里攻戰せんとするに至る。當時、徵調既に慣れ、土兵皆習ひ見て以て當然と爲し、敢て期に後る有る者無し。而して守仁の・洧頭・桶岡を勦し、及び宸濠を擒にするは、則ち竝に土兵を用ひず、而して専ら民兵を用ふ。承平日久しく、復た民兵・土兵を征調するの事有る無し。一旦、之を用ひんと欲せば、且に將に駭き怪しみて、肯て命に應ずるもの莫からんとす。是れ又、當に無事の時に於て、惠を土司に加へ、之をして操練を勤め、以て調遣に備へしむべし。而して前明の

- 【二五】 洪鐘の傳は明史第百八十七卷に載す。
- 【二六】 陳金の傳は明史第百八十七卷に載す。
- 【二七】 王守仁の傳は明史第百九十五卷に載す。
- 【二八】 張經の傳は明史第二百五卷に載す。
- 【二九】 殷正茂の傳は明史第二百二十二卷に載す。
- 【三〇】 李化龍の傳は明史第二百二十八卷に載す。
- 【三一】 朱燮元の傳は明史第二百四十九卷に載す。

民壯の例、其丁を僉する者は、其糧を免す。(兵志) 季を按じ肄習して以て不虞を防ぐ。其法、亦、當に平素に講求すべきなり。

兵を用ふるに御史の核奏有り

明、内地に兵を用ふる、多く巡按御史及び監軍・紀功御史等の官、旁より核奏する有り。此れ亦、欺蔽を防ぐの一法なり。趙輔の如き、韓雍に従つて大藤峽の賊を討ち、武靖伯に封せられ、留まりて廣西に鎮す。已にして蠻又潯州に入る。巡按端宏、其の「賊盡く」と妄言せしを劾し、「輔を罪せずんば、以て戒を示す無からん」と。(傳) 左

都督劉聚、陝西に鎮す。李羅滿都魯・亂加思蘭等入寇し、殺掠すること數千里。聚と王越と、反つて捷を以て聞す。紀功員外郎張謹、之を劾し、「其報の首功百五十級は、實は止だ十九級なり」と謂ふ。(傳) 聚

許寧、大同に鎮す。小王子入寇す。寧等戰敗る。反つて捷を以て聞す。巡按程壽震、之を發く。(傳) 寧

廣寧、事を失す。巡撫陳瑤、反つて捷を以て聞す。巡按耿明等、其欺罔を劾す。(傳) 明

川東の賊を討ち、撃つ能はず、良民を誅して功と爲す。巡按王綸・紀功御史汪景芳、共に之を劾す。(傳) 鐘

又、「鐘、樂飲縱遊し、賊が合州より江を渡り州縣を陥るるを致す」と奏す。(傳) 鐘

陳金、王浩八を討ち、其の僞り降るを聽し、逸れ去るを得たり。紀功給事中黎爽、之を劾す。(傳) 金

亦不刺等、甘肅

兵を用ふるに御史の核奏有り



に入寇し、保砦五十三處を掠め、陥る。巡撫張翼、鎮守太監朱彬、反つて首功を冒奏す。(三)巡按成文、其奸を發く。(傳文)此れ皆、各列傳に見ゆる者なり。兵を用ふるは固より當に成を領兵官に責め、人をして、旁より其手足を掣かしむる勿かるべし。然れども、徒に領兵者の奏報を聽かば、其れ誰か肯て自ら畏慚を言ひ、自ら敗衄を言はん。勢、必ず粉飾遷就し、以て罪を掩ひ功を冒さん。巡按等の官の、旁より奏報する有らば、則ち諸將稍や傲畏を知り、敢て賊を避け寇を玩ばざらん。此れ特に欺蔽を防ぐのみならず、亦、隱に伺察催督の法を寓するなり。

將帥の家丁

兩軍相接すれば、全く將勇なるを恃む。將勇なれば、則ち兵も亦氣を作して之に隨ふ。然れども將も亦、一人の勇を恃むに非ざるなり。必ず左右心脊の驍悍なる者心を協せ力を并する有り、始めて氣壯にして敢て進む。將既に進めば、則ち兵も亦勇を鼓し先を爭ふ。此れ將帥の貴ぶ所は、家丁親兵有るなり。前代、韓岳の背嵬軍の類の如き、固に明效有り。即ち明史の載する所は、景泰中、楊洪の家、蒼頭の、官を得る者十六人、成化中、王越、盪跳の士の、腹心と爲るもの多く、寇と搏戦し、數功有り、嘉靖中、倭、海上に寇するや、故の將何卿、沈希儀に詔して、家衆を率ゐて蘇松の軍に赴かしむるが如し。(傳卿)馬永、將と爲るや、家

- 【一】 成文の傳は明史第百八十八卷張文明傳に附載す。
- 【二】 何卿の傳は明史第二百一十一卷に載す。
- 【三】 馬永の傳は明史第二百一十一卷に載す。

丁百餘を蓄ふ。皆、西北の健兒にして、驍勇にして敢て戰ふ。帝、將を李時に問ふ。時、永を以て對へ、且つ曰はく、「其家衆用ふ可きなり」と。(傳永)馬芳、健兒を蓄ふ。嘗て三十人をして塞を出でしむること四百里、斬獲する所多し。(傳芳)梁震、健兒五百人を蓄へ、大同に鎮す。大同の卒驕り、連に巡撫・總兵を殺す。震至るに及び、衆、其家衆を憚り、皆、帖然として敢て動かす。震歿して後、健兒、歸する所無し、詔して之を軍伍に編す。後の將猶ほ其力を得たり。(傳震)萬歷中、李成梁、遼東に帥たり、四方の健兒を收め、給するに厚餼を以てし、用ひて軍鋒と爲し、至る所功有り。健兒中、李平胡・李寧等の如き、後、皆、將帥に至る。(傳成梁)遼の事急なり。廢將の、家丁を蓄ふる者に詔して、軍前に赴きて功を立てしむ。(傳趙率)寧遠軍變あり、袁崇煥の署を圍む。時に、滿桂も亦城中に在り。諸叛卒、桂の家卒の勇猛なるを憚り、敢て肆にせず、隊を結びて去る。(傳桂)天啓の末、寧遠、警を告ぐ。(傳)廢將侯世祿に詔して、家丁を率ゐて關聽に赴かしむ。(傳世祿)都司張神武、袁應泰の薦を用て、親丁二百四十餘人を率ゐて、馳せて廣寧に至る。(傳神武)泰の薦を以て、私丁を率ゐて蒲河に守たり。(傳秉忠)趙率教、前屯を收復し、亦、家丁三十八人を率ゐ

- 【一】 馬芳の傳は明史第二百一十一卷に載す。
- 【二】 梁震の傳は明史第二百一十一卷に載す。
- 【三】 李成梁の傳は明史第二百三十八卷に載す。
- 【四】 趙率教の傳は明史第二百六十七卷に載す。
- 【五】 滿桂の傳は明史第二百七十一卷に載す。
- 【六】 侯世祿の傳は明史第二百六十九卷に載す。
- 【七】 張神武の傳は明史第二百七十一卷董仲揆傳に附載す。
- 【八】 祁秉忠の傳は明史第二百七十一卷羅一貫傳に附載す。



て以て往く。(傳)寧遠の戦に、(二)總兵金國鳳、將士の恇怯なるを憤り、親丁數十を率ゐ、出でて北山に據りて力戦す。(國鳳)崇禎中、(三)總兵侯良柱戦死す。其子天錫、疏して請ふ、「父の舊人を率ゐて、自ら一隊に當らん」と。詔して楊嗣昌の軍に赴きて功を立てしむ。嗣昌奏す、「天錫の將ゐる所の親丁二百六十人皆敢戦す」と。(良柱)此れ將帥の親丁の成效なり。承平の世、將領皆雍容裘帶す。豈に復た壯勇を招練して以て家丁と爲さんや。即ち其の選用する所の親兵も、亦、多く留美便捷なる者を取り、以て使令に給す。一旦、戎に臨めば、將、左右の倚る可きの士無く、既に(三)縮躬して敢て前まず、兵、統率無く、向前の將自ら畏怯して敢て進まず。功を立てる能はざるを怪しむ母きなり。然れども、壯丁を蓄養するは、豈に此實力有ること易からんや。惟だ兵丁を選抜する有り、練るに拔勇を以てし、結ぶに恩信を以てし、緩急尚ほ恃む可き有るに庶からん。古の名將、韓岳等の如き、既に背嵬軍有り、吳璘も亦迭陣法を以て士伍に教ふ。(四)戚繼光謂はく、「兵練らざれば、必ず用ふ可からず」と。故に至る所、兵を練るを以て急と爲す。初め浙江參將に官たるや、衛所の軍戰を習はざるを見、乃ち請うて金華・義烏の人三千を募り、教ふるに擊刺を以てし、短長互に用ふ。是に由りて軍獨り精なり。又、地形に因りて陣法を制し、一切の戰船・火器・器械、精求して之を更置す。倭を平げて後、移りて薊門に鎮す。又

- 【二】 金國鳳の傳は明史第二百七十二卷に載す。
- 【三】 侯良柱の傳は明史第二百六十九卷に載す。
- 【四】 戚繼光の傳は明史第二百十二卷に載す。

浙の兵三千を徵し、來りて薊の兵を訓へしむ。初めて至り、城外に陣す。天大に雨ふる。朝より日仄くに至るまで、植立して動かす。邊軍大に駭く。是より始めて軍令を知る。(繼光)譚綸、浙に在り、亦、兵を練るを重んじ、東伍の法を立つ。裨將以下、節節相制す。分數既に明かにして、進止齊一なり。未だ久しからずして、皆、精銳を成す。(傳)南京初め振武營を設く。兵部尚書張鏊、請うて劉顯を以て指揮僉事と爲し、専ら訓練す。(顯)顯も亦當時の名將たり。至る所功有り。故に知る、訓練、素有れば、則ち一兵、一兵の用を得、即ち家丁を蓄ふる能はざるも、尙ほ此に藉りて爪牙と爲す可きことを。(譚綸言はく、「三萬の兵、歲需の餉五十四萬兩」と。則ち是時、每兵の歲餉、十六兩なり。)

- 【五】 譚綸の傳は明史第四百十五卷譚淵傳に附載す。

景泰帝仍ほ沂王を立てんと欲す

景泰帝、初め黃竑の言に惑ひ、英宗の太子見深を廢して沂王と爲し、己の子見濟を立てて太子と爲す。後、太子薨す。未だ嘗て仍ほ沂王を立てんと欲せずんばあらざるなり。六年七月、給事中徐正有り、問を請うて言はく、「沂王は、當に封せらるる所の地に遷りて、以て人望を絶ち、別に王子を選びて之を宮中に育ふべし。上皇の居る所の南城は、宜しく墻垣を増高し、高樹を伐去すべし。宮門の鎖も亦、宜しく鐵を灌ぎて以て非常に備ふべし」と。帝大に駭き、叱して之を出す。其罪を正さんと欲すれども、衆を駭かさんことを慮り、遂に之を鐵嶺衛に謫す。是れ帝固に未だ肯て小人の言を聽かざ

景泰帝仍ほ沂王を立てんと欲す



るなり。英宗復辟するに迫りて、徐有貞の輩、「王文・于謙、外藩を立てんと謀れり」と誣ふ。帝の心事、遂に白かならずと云ふ。事、廖莊の傳に見ゆ。世、論及する者有ること罕なり。故に特に之を表出す。

成化・嘉靖中、方技の授官の濫なること

憲宗、方技を好み、初めて位に即くや、即ち道士孫道玉を以て真人と爲す。其後、李孜省、符録を以て進み、官、禮部侍郎に至る。鄧常恩・趙王芝・凌中・顧珪、亦皆方術を以て幸を得、官、太常卿に至る。其他、雜流、侍郎・通政・太常・太僕・尙寶を加ふる者、計るに勝ふ可からず。中官をして旨を傳へしむる毎に、一傳して百十人に至る。時に之を傳奉官と謂ふ。王端の疏の謂はゆる「一日にして數十人、官を得、一堂にして數百人、俸に寄る」なり。是時、孜省尤も寵伴せられ、朝臣の毀譽、多く其口に出づ。士大夫遂に多く之に附く。又、僧繼曉有り、秘術を以て進み、號を通元翊教廣善國師と賜はる。其後、西番の僧割巴堅參、萬行莊嚴功德最勝智慧圓明端仁感應顯國光教宏妙大悟法王・西天至善金剛・普濟大智慧佛に封せらる。其徒割實巴・鎖南堅參・巴竹也失、皆、國師と爲る。已にして割實巴、法王に進め封せられ、班卓兒藏卜、國師に封せらる。又、領古竹を封じて萬行清修真如自在廣善普慧宏度妙應掌教翊國正覺大濟法王。

【一】廖莊の傳は明史第百六十二卷に載す。

西天圓智大慈悲佛と爲す。又、西天の佛子割失藏卜・割失堅參・乳奴班丹・鎖南堅參・法領占の五人を封じて法王と爲す。其他、西天の佛子に大國師・國師・禪師を授くる者、亦、計るに勝ふ可からず。服用、王者に僭擬し、出づれば則ち金吾仗呵導し、錦衣玉食する者、幾千人。羽流、號真人・高士を加へらるる者、亦、都下に盈つ。大國師以上は金印、真人は玉冠・玉帶・玉珪・銀章なり。而して繼曉尤も奸黠にして權を竊み、奏請する所、允されざるは無し。孝宗位に即くに及びて、始めて盡く傳奉官千百人を汰す。又、禮官に詔して、議して、諸寺の法王より禪師に至るまで四百三十七人、刺麻僧七百八十九人、華人の禪師及び善世・覺義諸僧官と爲るもの千一百二十人、道士の・真人高士より正一演法諸道官に及ぶまで一百二十三人を汰

【二】羽流。道士をいふ。

せしむ。成化中の授官の濫なることを見る可きなり。(孜省は獄に下りて死し、常恩等は遣)其後、嘉靖中、又、方技濫官の秕政有り。道士邵元節は、禱祠して驗有るを以て、封せられて清微妙濟守靜修真擬元演範志默秉誠致一真人と爲り、朝天・顯靈・靈濟の三宮を統轄し、道教を總領し、金玉印・象牙印各一。班二品紫衣玉帶を錫ひ、校尉四十人を以て洒掃に供す。尋いで又、闡教輔國王印を賜ひ、禮部尙書に進め、一品の服を給す。其孫啓南を廢して太常丞と爲し、少卿に進め、曾孫時雍を太常博士と爲す。其徒陳善道も亦、清微闡教崇真衛道高士に封せらる。又、陶仲文有り、符水を以て鬼を治め、神霄保國宏烈宣教振法通真忠孝兼一真人に封せられ、累に禮部尙書・少保・少傅・少師に進む。明代、一人に

成化・嘉靖中、方技の授官の濫なること



して三孤を兼ねる者は、惟だ仲文一人のみ。尋いで又恭誠伯に封せられ、歲祿千二百石。其子世同を廢して太常丞と爲し、世恩を尙寶丞と爲し、婿吳濬・從孫良輔を太常博士と爲す。其他、段朝用・龔可佩・藍道行・王金・胡大順・藍田玉・羅萬象の屬も、亦、皆、符咒・燒鍊・扶鸞の術を以て、競うて榮顯を致す。甚だしきは、顧可學は浙江參議に官たり、亦、煉秋石を以て幸を得、超えて工禮二部尙書に拜し、盛端明は副都御史に官たり、亦、藥術に通曉するを以て、工禮二部尙書に拜し、天府丞に官たり、亦、長生の祕術を以て禮部侍郎を加へらるるに至る。(以上の諸官は皆、俸を食め) 則ち惟だ方士のみ藉りて以て干進するにあらず、即ち士大夫も亦之を以て榮を希ひ寵を邀むるなり。(三) 倭幸傳は明史第三百七卷に載す。

化に較べて更に甚だし。其故は何ぞや。蓋し憲宗は徒だ侈心にして異を好み、兼ねて意を房中の祕術に留む。故に昵む所多し。而れども尙ほ誠心崇奉するに非ず。世宗は則ち専ら長生を求む。是を以て之を信すること篤くして之を護ること深し。漢武の・文成・欒大を寵すると、遂に同一轍なり。臣下、諫むる者有れば、必ず坐するに重罪を以てす。後遂に風に從つて靡き、白兔・白鹿・白雁・五色の龜・靈芝・仙桃を獻する者、幾ど天下に遍く、譏を有識に貽し、笑を後世に取る。皆、生を貪るの一念、之に中るなり。

成化・嘉靖中、百官、闕に伏して禮を争ふこと凡て兩次

成化中、慈懿錢太后崩す。憲宗、生母周太后的意、慈懿を英宗の陵に附葬するを欲せざるを以て、乃ち別葬するを議す。羣臣咸疏して諫む。帝、太后的意に違ふを重り、皆、允さず。(三) 給事中魏元、同官三十九人と偕に疏して争ふ。御史康永韶も亦、同官四十一人と偕に疏して争ふ。未だ俞旨を得ず。(三) 給事中毛宏倡へて言はく、「大小の臣工、當に闕に伏して争ふべし」と。衆許諾す。退く者有り。給事中張賓呼んで曰はく、「君が輩、獨り國恩を受けざるか」と。乃ち共に伏して文華門に哭す。周太后も亦心動き、竟に禮の如くするを得たり。(魏元・毛宏等の傳) 世宗、藩邸より入りて大統を繼ぐや、廷臣、帝が孝宗を以て父と爲し、本生の父興獻王を皇叔父と爲さんことを欲す。帝許さず。駁詰すること再三。舉朝、之を争ふ。疏、下らず。皆洶洶たり。會、朝し罷み、何孟春、衆に倡言して曰はく、「憲宗の朝、百官、文華門に哭し、慈懿皇太后の葬禮を争ふ。憲宗、之に従ひき。此れ故事なり」と。修撰楊慎曰はく、「節に攸り義に死するは、正に今日に在り」と。編修王元正・給事中張翀等、遂に羣臣を金水橋に遮りて謂はく、「今日、争はざる者有らば、共に之を撃たん」と。孟春等又相號召す。是に於て九卿には則ち尙書金獻民等、侍郎孟春等、都御史王時中等、

成化・嘉靖中、百官、闕に伏して禮を争ふこと凡て兩次

- 【一】 魏元の傳は明史第百八十一卷に載す。
- 【二】 毛宏の傳は明史第百八十一卷に載す。
- 【三】 何孟春の傳は明史第百九十一卷に載す。



寺卿汪舉等、凡て二十三人、翰林には則ち賈詠等二十二、給事中には則ち張翀等二十一人、御史には則ち王時柯等三十一人、諸郎官、吏部には則ち余寬等十二人、戸部には則ち黃待顯等三十六人、禮部には則ち余才等十二人、兵部には則ち陶鑑等二十人、刑部には則ち相世芳等二十七人、工部には則ち趙儒等十五人、大理の屬には則ち母德純等十一人、俱に左順門に跪伏す。帝、中官に命じて諭退せしむ。衆曰はく、「必ず愈旨を得、乃ち敢て退かん」と。辰より午に至る。凡そ再び諭を傳ふ。猶ほ起たず。帝大に怒り、錦衣官を遣はして、先づ首たる者豐熙等八人を執へて獄に繋がしむ。楊愼・王元正、乃ち門を撼かして大に哭す。衆皆哭す。聲、闕廷に震ふ。帝益怒り、命じて四品以下の官を收へしむ。明日、編修王相等十八人杖死し、熙・愼・元正俱に謫戍す。(何孟) 而して帝の本生の父興獻帝卒に皇考と稱す。同一に闕に伏して、而して從違各異なるは、固より、憲宗は仁厚、世宗は剛決、性各同じからざるに由る。然れども亦、争ふ所の典禮に當有り不當有るを以てなり。慈懿は本英宗の正后にして、禮宜しく耐葬すべし。憲宗、特に生母を以ての故に、別葬せんと欲す。其事、本、理に順はず。故に羣臣争ひ、而して周太后も亦心折れ、遂に禮の如くするを得たり。世宗は孝宗の崩後二年に生れ、孝宗初め未だ立てて子と爲さず、而して之をして孝宗を考として而して其本生の親を抹せしめんと欲するは、情理、皆、協はず。故に愈争うて愈事變を激成するなり。説、大禮の議の條内に見ゆ。

正徳中、南巡を諫めて杖を受くる百官

成化・嘉靖の兩次、闕に伏するは、固に大案に屬す。而して正徳中、百官、南巡を諫め、杖せらるるの多き、亦、此二案に減せざるなり。武宗南巡せんとし、詔下る。員外郎夏良勝・主事萬潮・博士陳九川、連疏して諫む。而して舒芬・黃鞏・陸震の疏已に先づ入る。吏部郎中張衍瑞等十一人、刑部郎中陸俸等五十三人の疏、之に繼ぐ。禮部郎中姜龍等十六人、兵部郎中孫鳳等十六人の疏、又、之に繼ぐ。帝、諸倖臣と大に怒り、遂に良勝等百有七人をして罰して午門の外に跪くこと五日せしむ。而して大理寺正周敍等十人、行人司余廷瓚等二十人、工部主事林大輅等の疏又上る。帝益怒り、竝に詔獄に下す。午門に跪く者、晩に亦獄に繋がる。晨に出で暮に入り、疊疊として重囚の若し。僉事張英且、肉袒し、刃を胸に戟し、土數升を囊にし、蹕道に當りて跪きて哭す。即ち自ら刺す。血流れ出づ。衛士、其刃を奪ひ、獄に送る。問ふ、「土を囊にするは何の爲めぞ」と。曰はく、「帝の廷を汚さんことを恐るるのみ」と。詔して杖すること八十、死す。敍・芬等百七人、跪くこと既に畢り、各杖すること三十、良勝等六人、及び敍・廷瓚・大輅は各杖すること五十、餘三十人は各杖すること四十、死する者有り。(良勝) 然れども是時の南巡の行は、究に羣臣の諫に因りて止む。其後、南巡するは、則ち又、宸豪の變より、

〔一〕夏良勝の傳は明史第百八十九卷に載す。



借りて詞と爲すのみ。

明代の文人は必ずしも皆翰林ならず

唐宋以來の翰林は、尙ほ書畫・醫卜・雜流多し。其の清華なる者は、惟だ學士のみ。前明に至りては、則ち専ら以て文學の臣を處く。宜なるかな一代の文人盡く是に出づるや。乃ち今、翰林中の詩文を以て著はるる者を歴數するに、惟だ程敏政・李東陽・吳寬・王鏊・康海・王九思・陸深・楊慎・焦竑・陳仁錫・董其昌・錢謙益・張溥・金聲・吳偉業のみ。其次は則ち夏景・張泰・羅玘・王維禎・王淮・晏鐸・王廷陳・王章・陳沂・袁袞・黃輝・袁宗道にして、(二)文苑

〔一〕文苑傳は明史第二百八十五六七八卷に載す。

傳の中に列すと雖も、姓氏已に甚だ著はれず。而して一代の中、赫然として詩文を以て名ある者は、乃ち皆、詞館に非ず。李夢陽・何景明・王世貞・李攀龍、世の稱する所の四大家の如き、皆、部郎及び中書舍人なり。其次は、徐禎卿・邊貢・楊循吉・柯維騏・王慎中・唐順之・田汝成・皇甫湜兄弟、王世懋・袁中道・曹學佺・鍾惺・李日華・陳際泰の如き、亦、皆部曹及び行人博士なり。其名稱稍や次ぎ、而して亦、文苑傳に列する者、儲璫・鄭善夫・陸師道・高叔嗣・蔡汝楠・陳東・梁有譽・宗臣・徐中行・吳國倫・王志堅は亦、皆部曹及び中書行人なり。顧璘・王圻・李濂・茅坤・歸有光・胡友信・屠隆・袁宏道・王惟儉は、則ち并に部曹に非ずして、皆知縣なり。然れども此れ猶ほ進士出身なり。祝允明・唐寅・黃省曾・瞿九思・李

流芳・譚元春・艾南英・章世純・羅萬藻の若きは、則ち并に進士に非ずして舉人なり。并に、科目に由らずして、而も才名、一時を傾くる者有り。王綬・沈度・沈燾・劉溥・文徵明・蔡羽・王寵・陳淳・周天球・錢穀・謝榛・盧柟・徐渭・沈明臣・余寅・王穉登・俞允文・王叔承・沈周・陳繼儒・婁堅・程嘉燧は、或は諸生、或は布衣山人にして、各詩文・書畫を以て、時に表見し、并に傳はりて後世に及ぶ。詞館の諸公を廻視するに、或は轉つて及ばず。其の翰林の官に愧づる有ること多し。

明の中葉の才士の傲誕の習

明史の文苑傳に、『吳中、祝允明・唐寅の輩より、才情輕豔にして、流輩を傾動し、放誕不羈にして、毎に名教の外に出づ』と。今、諸書の載する所を按ずるに、寅、華虹山學士の家婢を慕ひ、詭りて身づから僕と爲り、之を娶るを得たり。後事露はる。學士反つて資奩を具し、締して姻好を爲す。(朝野錄) 文徵明、書畫、一時に冠たり。周徵諸王争うて重寶を以て贈と爲す。(叢語) 寧王宸濠、寅及び徵明を慕ひ、幣を厚くして延致す。徵明は赴かず。寅は伴り狂して脱れ歸る。(明史文) 又、桑悅、訓導と爲る。學使者、之を召す。更屢促す。悅怒りて曰はく、『天下に乃ち耳無き者有り』と。期するに三日を以てす。始めて見え、僅に長揖するのみ。王廷陳、裕州に知たり。分巡の其地を過ぐる有り、稍や之を凌挫す。廷陳怒り、即ち吏卒を散遣し、禁じて、祇應するを得ざらしむ。分巡する者窘み

明代の文人は必ずしも皆翰林ならず 明の中葉の才士の傲誕の習



て去る。是に於て監司相戒む、「裕州に入る勿かれ」と。康徳涵、六十の生日に、名妓百人を召して百年會を爲す。各小令を書して之に付し、諸王府に送らしむ。皆厚く獲たり。謝榛、趙の穆王の禮する所と爲る。王、賈姬に命じて、獨り琵琶を奏し、其の作る所の竹枝詞を歌はしむ。歌ひ罷み、即ち姬を飾りて榛に送る。大河の南北、謝榛先生と稱せざる者無し。(俱に稗史彙編に見ゆ)此等、才を恃み物に傲り、(一) 跣跣不羈なり。宜しく以て禍を取るに足るべし。乃ち聲光の及ぶ所、到る處逢迎す。特に達官貴人、傾接して後れんことを恐るるのみならず、即ち諸王も亦交を得るを以て幸と爲し、惟だ之を失はんことを恐るるが若し。見る可し、世運昇平、物力豊裕なり、故に文人・學士、以て詞場・酒海の間に跌蕩するを得ることを。亦、一時の盛事なり。

【一】 跣跣 自ら檢束せざるなり。放縱なること。

明の仕宦の僭越の甚だしきこと

鄧懋卿、嚴嵩の勢を恃み、兩浙・兩淮・長蘆河東の鹽政を總理す。其の部を按するや、嘗て妻と偕に行き、五彩の輿を製し、十二女子をして之を昇かしむ。(嚴嵩傳)張居正、旨を奉じて歸葬す。藩臬以上皆跪き迎へ、巡方御史、之が爲めに前驅す。眞定の守錢普創めて坐輿を爲り、前軒後室、旁に兩廡有り、各一童子を立たしめ、使令に給す。凡そ昇夫三十二人を用ふ。過ぐる所、牙盤上の食

味、百品に逾ゆ。猶ほ以爲へらく箸を下す處無しと。普は無錫の人、能く吳饌を爲る。居正、之を甘しとし、曰はく、「吾、此に至りて、始めて一たび飽くを得たり」と。是に於て吳人の能く庖する者、召募して殆ど盡く。(居正傳)

擅に品官を撻つ

唐の時、大吏、擅に官吏を杖するの弊有り。明の制已に革除す。然れども權勢、手に在り、亦竟に、例に違ひ威を肆にする者有り。(一) 王來、參政と爲り、公事を以て、縣令の不職なる者十餘人を杖死す。(來傳) 陳懷、四川に鎮し、僉事柴震を笞つ。(懷傳) 雍泰、山西按察使と爲る。太原府尹珍、道を避けず。泰、之を責む。服せず。泰竟に之を笞つ。珍、朝に訴ふ。泰を獄に下す。之を釋す。泰、宣府を巡撫す。參將李稽、事に坐し、劾を畏れ、杖を受けんと乞ふ。泰、大杖を以て之を決す。稽、「泰・凌虐す」と奏す。(泰傳) 黃澤、浙江布政使と爲る。鹽運丁鑑、道を避けず。澤、之を撻つ。奏する所と爲る。獄に下る。(澤傳) 副都御史周銓、私憾を以て御史を撻つ。諸御史共に之を劾す。遂に銓を獄に下す。(銓傳) 巡鹽御史祝徽、巡按御史畢佐周、皆、擅に指揮使を撻つ。崇禎帝以へらく、指揮は秩崇し、御史の撻つ可きに非ずと。部に下して典制を稽へしむ。御史に、

- 【一】 王來の傳は明史第七十七卷に載す。
- 【二】 陳懷の傳は明史第五十五卷に載す。
- 【三】 雍泰の傳は明史第八十六卷に載す。
- 【四】 黃澤の傳は明史第六十四卷に載す。



指揮を撻つ例無し。(五) 都御史陳子廷、巡撫が四品の武職を提問する敕書を引きて對ふ。帝、比擬不倫なるを以て之を斥く。(于廷) 是れ故事に、本、擅に品官を撻つ例無きなり。而るに威柄、手に在れば、輒ち肆に之を行ふ。亦、是時の仕宦の横なるを見る可きなり。

明の郷官の民を虐するの害

前明の一代の風氣、特に地方の有司の、私派横征し、民、命に堪へざるのみならず、而して縉紳の郷に居る者、亦多く勢に倚り強きを恃み、細民を視て弱肉と爲し、上下相護し、民、控訴する所無きなり。今按ずるに楊士奇の傳に、「士奇の子稷、郷に居り、嘗て侵暴して人を殺す。言官交々劾す。朝廷、法を加へず。其章を以て士奇に示す。又、人有り、稷の横虐數十事を發く。乃ち之を理に下す。士奇、老病を以て告に在り。天子、其意を傷ふに忍びず、詔を降して慰免す。士奇感泣す。遂に起たす」と。是時、士奇方に首相たり。而して其子、言官の劾する所、平民の控する所と爲るに至る。則ち其肆虐已に極まること知る可きなり。又、(二) 梁儲の傳に、「儲の子次攄、錦衣百戸と爲る家に居る。富人楊端と民田を争ふ。端、田主を殺す。次攄、遂に端の家二百餘人を滅ぼす。武宗、儲の故を以て、僅に邊衛を發して功を立てしむ」と。朝野異聞錄に又載す、「次攄最も好みて人の臂股

- 【五】 陳子廷の傳は明史第二百五十四卷に載す。
- 【二】 梁儲の傳は明史第九十卷に載す。

或は陰莖を束ねて、急迫ならしめ、而して針を以て之を刺す。血縷の高さ數尺なれば、則ち大に叫びて快と稱す」と。此れ尤も其恣虐の大概を見る可きなり。(三) 焦芳の傳に、「芳、第を治むること宏麗にして、治作、數郡を勞す」と。是れ數郡の民、皆、役する所と爲るなり。又、(三) 姬文允の傳に、「文允、滕縣に宰たり。白蓮賊反し、民皆亂に従ふ。文允、故を問ふ。咸曰はく、「禍は董二に由る」と。董二とは、故の延綏巡撫董國光の子なり。郷に居りて暴横にして、民、生を聊んせず。故に虐せらるる者、甘心して賊に従ふに至る」と。則ち其の毒を肆にすること、更に知る可きなり。又、琅琊漫抄に載す、「松江の錢尙書、第を治め、多く郷人を役す。磚甍も亦給を役者に取る。老傭後れて至る有り。錢、之を責む。對へて曰はく、「某は黃翰の墳より擔ふ。路遠きが故に遅きのみ」と。錢益々怒る。答へて曰はく、「黃家の墳も亦吾が築く所にして、其磚も亦舊塚より取れり。怪しむ勿かれ」と。此れ又、郷官、民を役する故事なり。其後、崑山の顧秉謙、魏忠賢に付き、閣に入るを得たり。忠賢敗れ、秉謙家居す。崑民、其家を焚掠す。秉謙、漁舟に竄れて以て免る。(秉謙) 時に秉謙已に勢を失ひ、其の侮を受くるは、或は異と爲すに足らず。宜興の周延儒方に相と爲り、陳于泰方に翰林と爲り、二家の子弟、邑中に暴するが如きに至りては、宜興の民、延儒の祖の墓を發き、又、于泰・于鼎の廬を焚くに至る。(五) 王應

- 【二】 焦芳の傳は明史第三百六卷閣黨傳に載す。
- 【三】 姬文允の傳は明史第二百九十卷忠義傳に載す。
- 【四】 顧秉謙の傳は明史第三百六卷閣黨傳に載す。
- 【五】 邢彪佳の傳は明史第二百七十五卷に載す。



熊方に相と爲り、其弟應熙、郷に横なり。郷人、闕に詣り、登聞鼓を撃ち、列狀、四百八十餘條に至り、賊一百七十餘萬。其の毒を肆にし、怨を民に積むこと知る可きなり。温體仁、國に當り、唐世濟、都御史と爲る。皆、烏程の人なり。其郷人、太湖に盜む者、兩家を以て奥主と爲す。兵備馮元颺、其魁を捕へ得れば、則ち世濟の族子なり。(元颺) 是れ郷官の族、且つ盜を庇ふなり。又、田産を投獻するの例有り。田産有る者、奸民に籍せられ、而して諸を勢要に獻せらるれば、則ち悉く勢家の所有と爲る。天順中、曾鞏、山東布政使と爲る。民の墾田の賦無き者、奸民指して間田と爲し、諸を威曉に獻す。鞏断ちて民に還す。(李棠) 河南の・黄河に瀕する淤地、民就きて墾す。奸民指して周王府の屯場と爲し、王に獻じて賞を邀む。王輒ち據りて之を有す。原傑、獻する者を罪し、并に受くる者を罪せんと請ふ。(原傑) 又、戒庵漫筆に、「萬曆中、嘉定・青浦の間に、周星卿有り。素より豪俠なり。一寡婦薄か貧産有り。子方に幼なり。姪有り、陰に其産を勢家に獻す。勢家方に樓船に坐し、鼓吹して至りて莊を閱す。星卿平かならず、強くして力有る者を糾びて、突至して闘を求む。乃ち懼れて去る。官に訴ふ。會新令韓某、頗る扶抑を以て己が任と爲し、遂に其事を直くす」と。此れ亦、當時の獻産の惡習を見る可し。此一家は、周星卿及び韓令に因りて直を得たり。其他、小民の・豪估せられて而も直を得ざる者、正に凡そ幾くなるかを知らす。斯に由りて以て觀れば、民の・我が朝に生るる者は、何ぞ其れ幸なるや。

- 【六】 馮元颺の傳は明史第二百五十七卷に載す。
- 【七】 李棠の傳は明史第五十九卷に載す。
- 【八】 原傑の傳は明史第五十九卷に載す。

按するに、鄧茂七の亂は、其俗、佃人、租を送りて、田主の家に至る。茂七、其儕に倡へて、送る母からしめ、田主をして自ら往きて租を受けしむ。田主、縣官に訴ふ。官、巡檢を遣はして往きて攝せしむ。茂七、弓兵數人を殺し、遂に反し、二十餘の州縣を陷る。後、大舉して之を勦し、始めて滅ぶ。(二) (事、丁瑄傳) 此れ亦、變を激するの由を見る可し。然れども佃を惡み強きを恃み、輒ち敢て官を拒み亂を倡ふ。此風も亦、開く可からず。是れ、民に長たる者、勢家の欺凌を禁じ、又、奸民の凶悍を懲らすに在り。則ち兩つながら其平を得、事を滋くするに至らざらん。

- 【九】 佃人。小作人をいふ。
- 【二】 丁瑄の傳は明史第六十卷に載す。
- 【一】 梁璟の傳は明史第八十卷に載す。
- 【二】 劉瑾の傳は明史第八十一卷に載す。
- 【三】 劉瑾の傳は明史第三百四卷宦官傳に載す。

吏役、大官に至る

(二) 梁璟の傳に、「天順八年、隆善寺を修む。工竣り、工匠三十人に官尙寶卿を授く。任道遜等、碑を書するを以て亦秩を進む。王詔、上疏して切諫す」と。工匠、官を授けらるること、已に此に濫觴す。正徳の初、劉健等の疏中に、「畫史・工匠、濫に官職を授けられ、多きこと數百人に至る。豈に罷めざる可けんや」といふ有り。(健) 劉瑾、權を擅にし、通鑑纂要成るや、「諸翰林・纂修官、謄寫すること謹まらず」と誣ふ。皆、譴せらる。而して文華殿書辦張駿等

吏役、大官に至る



に命じて改め贈せしむ。駿擢でられて禮部尙書に至る。他、京卿を授けらるる者、又數人、裝潢匠役も亦官秩を授けらる。(瓊傳)世宗の時、匠役徐杲、營造を以て、擢でられて官工部尙書たり。其屬、太僕・少卿・苑馬卿以下の職銜を冒す者、百を以て數ふ。(李芳傳)又、工匠趙奎等五十四人、亦中官の請を以て悉く職を授けらる。(寧傳)

海外の諸番多く内地人を通事と爲す

明史の外國傳に、『洪熙の時、黃巖の民周來保、龍巖の民鍾普福、逃れて日本に入り、之が郷導と爲り、樂清を犯す。成化四年、日本の貢使至る。其通事三人、自ら言ふ、「本、寧波の人、賊の掠むる所と爲り、日本に賣與せらる。今請ふ便道省察せん」と。之を許す。五年、琉球の貢使蔡環言ふ、「祖父は本福建の南安の人、琉球の通事と爲り、長史に擢でらる」と。其父母を封贈せんことを乞ふ。許さず。十四年、禮部奏して言はく、「琉球の遣はす所の使は、閩中の逋逃の罪人多く、専ら中國の貨を買へ、以て外番の利を擅にす」と。時に閩人胡文彬有り、暹羅國に入り、仕へて坤岳と爲る。猶ほ天朝の學士のごときなり。貢使に充てられ、來朝す。之を吏に下す。正徳三年、滿刺加入貢す。其通事亞劉は本江西の人蕭明舉にして、罪を負うて逃れて其國に入り、貢使に隨つて來る。尋

【四】李芳の傳は明史第三百五卷宦官傳に載す。

【五】胡世寧の傳は明史第九十九卷に載す。

いで誅に伏す。五年、日本の使臣宋素卿は、本、鄞縣の朱氏の子、名は縞、幼にして歌唱を習ふ。倭使、之を悦ぶ。縞の叔澄因りて嚮ぐ。是に至りて、使に充てられて蘇州に至り、澄と相見る。又、琉球王の左長史朱輔は、本、江西の饒州の人、其國に仕ふること多年、年八十餘、彼の國の貢使偕に來りて奏す。明、其の致仕して郷に還るを許す。又、佛朗機の貢使の内に、火者亞三有り、江彬に賣縁し、帝の側に侍するを得、自ら言はく、「本、華人、番の使ふ所と爲る」と。後、誅に伏す。萬曆中、漳州の人王姓といふ者有り、淳呢國の那督と爲る。華言の尊官なり。又、海澄の人李錦及び奸商潘秀・郭震有り、荷蘭人を勾し、稅使高案に賄し、澎湖を借りて互市の地と爲さんことを求む」と。此れ皆、内地の民、外番に闖入するの明據なり。然れども猶ほ未だ隊を結び黨を聚むるに至らざるなり。三佛齊國、瓜哇の占むる所と爲り、改めて舊港と名づく。閩粵の人、多く之に據り、數千家に至る。廣東の人陳祖義有り、頭目と爲る。羣、之を奉ず。又、嘉靖の末、廣東の大盜張璉、官軍の逐ふ所と爲る。後、商人、舊港に至り、璉が市舶の長と爲るを見る。漳泉の人、多く之に附く。猶ほ中國の市舶官のごとしと云ふ。又、呂宋は、地、閩に近く、閩人、其國に商販する者、數萬人に至る。往往久しく居りて返らず、子孫を長するに至る。後、佛郎機、其國を奪ひ、多く逐ひ歸す。留まる者は、悉く侵辱せらる。(以上俱に明史の外國傳に見ゆ)是れ内地の民人、且つ千百、群を爲し、外番に家する者有るなり。嘉靖中に及びて、倭寇の亂は、先に閩人林汝美・李七・許二有り、日本の倭を誘うて海上を

海外の諸番多く内地人を通事と爲す



劫す。(七修) 繼いで汪直・葉碧川・王清溪・謝和等有り、五島に據り、諸倭を煽して入寇す。又、徐海・陳東・麻葉等有り、倭人と偕に柘林・乍浦等の處に巢ひて劫掠す。(二) 内地の亡命者、之に附く。蕭顯・池南山・葉明等の如し。實に繁く徒有り。凡そ十年にして亂始めて定まる。(七修) 是れ奸民、惟だ外番に向つて事を滋くするのみならず、且つ外番を引きて内地の害を爲すなり。(三) 鄭曉傳に謂はく、「倭の賄利とし、之が郷道を爲す。故を以て倭人の據る所の營壘は、皆、要害を得、盡く官兵の虚實を知る。倭は漢人を持みて耳目と爲し、漢人は倭を以て牙爪と爲す」と。

嘉靖中の倭寇の亂

明祖、制を定め、片板も海に入るを許さず。承平日久しく、奸民、倭人及び佛郎機諸國を勾し、私に來りて互市す。閩人李光頭・歙人許棟、寧波の雙嶼に踞し、之が主と爲る。勢家、又、之を護持す。或は其直を負へば、棟等即ち之を誘ひ、直を負ふ者を攻剽し、將吏を脅して之を捕へ、故らに師期を泄らして去らしめ、他日の償を期す。他日負ふこと初の如し。倭大に怨み、益、剽掠す。(一) 朱統、浙撫と爲り、其弊を訪知し、乃ち渡船を革め、保甲を嚴にし、一切、私市を禁絶す。閩人驟に重利を失ふ。士大夫と雖も、亦、便とせざるなり。謗を朝に騰げ、御史を嗾して統を劾し職を落さしむ。時に統已に盧鏜を遣はし、撃ちて光頭・棟等を擒にし、寨を雙嶼に築き、以て倭の屯泊の路を絶つ。他の海口にも亦備を設く。

- 【一】 胡宗憲の傳は明史第二百五卷に載す。
- 【二】 鄭曉の傳は明史第九十九卷に載す。
- 【三】 朱統の傳は明史第二百五卷に載す。

會、劫せられ、遂に自ら經れて死す。統死して、沿海の備盡く弛ぶ。棟の黨汪直遂に倭を勾して毒を肆にす。(明史) 案するに、鄭曉の今言に謂はく、「國初、官市舶正を設けて、以て華夷の情を通ず。行く者は倍蓰の利を獲、居る者は牙儻の息を得、故常相安んず。後、海市を禁絶するに因りて、遂に勢豪をして其利を専らにするを得しむ。始は則ち官府を欺きて海賊を通じ、繼いで又官府に藉りて以て海賊を欺き、其貨價を并せて之を乾没し、以て亂に至る」と。鄭瑛の七修類稿にも亦謂はく、「汪直私に番舶に通じ、寧波に往來すること日有り。朱統が海禁を嚴にせしより、直、逞しうするを得ず。日本の倭を招き、關を叩きて負を索め、定海に突入して劫掠せしむと云ふ」と。鄭曉・鄭瑛は皆嘉靖の時の人、其の記する所の『勢家私に與に市易し、直を負うて償はず、寇亂を啓くを致す』とは、實に禍を醸すの由に屬す。然れども明祖の初制、片板も海に入るを許さず。而るに曉謂はく、「國初、官市舶を設け、相安んずること已に久し。海市を禁絶するに迨びて、勢豪、利を射るを得變を致せり」と。瑛并に謂はく、「統、海禁を嚴にし、汪直遂に始めて入寇す」と。是れ竟に「倭の亂は海禁の致す所に由る」と謂ふなり。此れ猶ほ是れ閩浙の人の、謗を騰ぐるの語にして、曉等も亦隨つて附和し、衆口一詞、復た察を加へざるなり。海番の互市は、固より必ずしも禁絶せず。然れども當に一の貿易の所を定むべし。若し閩浙の各海口、俱に其交易を聽さば、則ち沿海の州縣、處處、熟悉する所と爲らん。一旦、事有らば、豈に能く盡く防がんや。



外番、地を借りて互市す

海外の諸番、中國と市易するに、必ず、一の屯駐の所を得て以て收泊に便せんと欲す。明初に、暹羅、占城、瓜哇、琉球、淳泥の諸國、皆、廣州に在りて互市す。正徳中、高州の電白縣に移る。嘉靖中、始めて香山の壕鏡に移る。歲輸課二萬金、即ち今の澳門なり。佛郎機人、因つて其中に混入するを得。後、佛郎機、呂宋、滿刺加の二國を併せ、勢力獨り強し、諸國人の壕鏡に在る者、皆、之を畏る。遂に其の専ら據る所と爲り、城を築き寺を建つ。大西洋人來り、亦、此に居るを樂しむ。故に市易益廣し。今、番人、皆、家室を立て、子孫を長じ、數千家に下らず、從不軌の謀無し。蓋し其志、市易して利を取るに在り、別意無きなり。然れども海外の諸番は一ならず。壕鏡の居る所は、大約只だ數國の人にして、他國は與らず。故に往往各、地を乞うて以て永業と爲さんと欲す。嘉靖中、林道乾、臺灣に遁れ、後去りて荷蘭人即ち之に據り、萬歷中、荷蘭人、又、稅使高家に賄し、城を澎湖に築かんことを求め、都司沈有容往きて之を諭し、始めて去りしが如し。其の臺灣に在る者も、亦、鄭芝龍の逐ふ所と爲る。芝龍降りて後、荷蘭、又、之に據る。鄭成功、又、其地を奪ふ。本朝、臺灣を取りて後、始めて復た外番の佔する所と爲らず。見る可し、諸番の互市する、必ず一の屯泊の所を得んと欲することを。近日、英吉利國、使を遣はして入貢し、寧波の珠山及び天津等の所に於て、

地を僦りて室を築き、永く互市の地と爲さんことを乞ふ。

皇上以へらく、『廣東に既に澳門有り、諸番の屯泊を聽せり。更に市を他處に設くるを得ず』と。微を防ぎ萌を銷する所以の者、至つて深遠なり。

案ずるに珠山は即ち舟山なり。四面皆海なり。昔、勾踐、夫差を甬東に棲ましめんと欲せしは、即ち此地なり。宋は昌國城と爲す。明は寧波の定海縣に屬す。倭亂の時、據りて巢穴と爲す。汪直、降を胡宗憲に約す。曾て其子激を遣はして、倭を舟山に破る。徐海死す。餘黨、亦、舟山に竄る。

【一】張可大の傳は明史第二百七十卷に載す。

舟山に柵し、入寇す。(胡宗憲傳) 明末に總兵黃斌卿、之に據る。魯王以海、國を監し、紹興の兵敗れて來り投ず。斌卿納れず。是より先、舟山の田、皆、内地の大口に屬す。是に至りて、斌卿盡く籍して官田と爲し、民をして田を佃し租を納れしむ。蓋し佔して世業と爲さんと欲するなり。順治六年、斌卿、張名振等の殺す所と爲る。魯王復た來り駐まる。順治八年、大兵、之を攻む。三閩月にして、始めて遁れ去る。我が朝、巴臣興をして鎮守せしむ。十二年、鄭成功、洪旭を遣はして來寇せしむ。臣興、之に降る。明年、我が兵、其地を復し、始めて版籍に入る。見る可し、此山は乃ち浙海中の要地にして、番人、之を得れば、即ち據りて巢穴と爲す可く、固に輕しく授く可からざること。 (二) 明史の張可大傳に、舟山は宋の昌國城にして、海中に居り、七十

外番、地を借りて互市す



戰守を辭る。皆  
頑畫なりしと。

### 天主教

意大利亞國は、大西洋の中に在り、萬曆中、其國人(一)利瑪竇、京師に至り、萬國全圖を爲り、言はく、「天下に大洲五有り。第一は亞細亞洲と曰ふ。凡そ百餘國、而して中國、其一に居る。第二は歐羅巴洲と曰ふ。凡そ七十餘國、而して意大利亞、其一に居る。第三は利未亞洲と曰ふ。亦、百餘國。第四は亞墨利加洲と曰ふ。第五は墨瓦蠟泥洲と曰ふ。而して域州の大地盡く」と。

大抵、歐羅巴諸國は、悉く天主教を奉ず。天主耶穌は女德亞に生る。即ち古の大秦國なり。其國は亞細亞洲の中に在り、西のかた教を歐羅巴

- 【一】 Matteo Ricci
- 【二】 Diego de Pantoja
- 【三】 Sabbatinus de Ursis

に行ふ。其始生は漢の哀帝の元壽二年庚申に在り。一千五百八十一年を閱し、萬曆九年に至りて、利瑪竇始めて海に泛ぶこと九萬里、廣州の香山澳に抵る。其教漸く行はる。二十九年、京師に入り、方物を以て獻じ、并に天主及び天主母の圖を貢す。禮部、會典に大西洋の名目を載せざるを以て、之を駁す。帝、其の遠く來るを嘉し、館を假し餐を授く。公卿以下、其人を重んじ、咸與に交接す。利瑪竇、之に安んず。遂に留まり居りて去らず。三十八年、卒す。其年、歴官の推算に日食多く謬るを以て、五官正周子愚言はく、「大西洋の人、龐迪我、熊三拔等、深く歴法に明かに、其書、中國の及ばざる所

の者有り。當に採擇せしむべし」と。遂に迪我等をして同じく測驗せしむ。利瑪竇來りしより後、其徒來る者益々衆し。(四)王豐肅、陽瑪諾等有り、南京に居り、其教を以て倡へ行ふ。官民多く之に従ふ。

禮部郎中徐如珂、之を惡み、奏して逐ひ回さんと請ふ。四十六年、迪我等奏す、「臣、利瑪竇等と與に海に泛ぶこと九萬里、上國を觀光す。臣等焚修して道を行ひ、天主を尊奉す。豈に邪謀有り、敢て

- 【四】 Alphonso de Vagnoni

惡業に墮せんや。乞ふ寛假を賜へ」と。帝、亦、報せず。而して其の中國に居ること故の如し。崇禎の時、歴法益々舛ふ。禮部尙書徐光啓、請うて

- 【五】 Manoel Diaz
- 【六】 Jacobus Kho
- 【七】 J hann Adam

其徒(五)羅雅谷、湯若望等をして、其國の新法を以て相參較せしむ。書成

- 【八】 Nicolao Longobardi

る。即ち崇禎元年戊辰歴を以て歴元と爲す。其法、大統歴に視て密と爲

- 【九】 Francisco Sambiasi
- 【一〇】 Julio Alenis
- 【一一】 Johann Terrens

す。其人の東に來る者は、大都聰明特達の士にして、意、教を行ふに專

- 【一〇】 Julio Alenis
- 【一一】 Johann Terrens

らにして、祿利を求めず。著はす所の書、華人の未だ道はざる所多し。故に一時、異を好む者、咸之を尙ぶ。其徒に、又、(六)龍華民、(七)畢方濟、(八)艾如略、(九)鄧玉函の諸人有り、皆、歐羅巴國の人なり。統べて之を論ずれば、天下の大教四、孔教、佛



國・琉球國の如き、皆佛教を奉ず。(俱に明史の外)又、增迦刺國・馬八兒國・俱に佛鉢・舍利有り、(元史の亦に見)其餘、海外の諸番は、則ち皆、天主教を奉ず。回回教は、亞細亞洲の内、惟だ烏什葉爾羌・喀什噶爾・和闐・郭爾巴・達克山・控噶爾・克食米爾・退木爾沙等の國、之を奉ず、(樺圖氏の異域)外洋は則ち祖法兒國・阿丹國・忽魯謨斯の諸國、之を奉ず、(亦、明史の外)孔教は、僅に中國の地、南は交趾に至り、東は琉球・日本・朝鮮に至るのみ。是れ佛教の及ぶ所最も廣く、天主教、之に次ぎ、孔教・回回教之に次ぐ。孔子は集めて大成して、人の極を立て、凡そ三綱五常の道、該ね備はらざる無し。乃ち其教反つて佛教・天主教の及ぶ所の廣きに如かず。蓋し精なる者は、惟だ中州清淑の區にして、始めて能く行習し、粗なる者は、則ち殊俗異性、皆得て之を範圍す、故に教の被る所尤も遠きなり。試に古の帝王の制する所の禮樂刑政を觀るに、亦只だ倫常の大端に就きて之を導き之を禁じ、儒者の言ふ所の身心性命の學に至りては、原、必ずしも以て概して之を庸衆に責めず。然れば則ち天道の包舉して遺す無きは、固に人人共に見るの粗迹に在りて、而して必ずしも深く求めざるなるかな。

### 卷の三十五

#### 萬歴中の礦稅の害

萬歴中、房山の民史錦・易州の民周言等有り、言はく、「阜平・房山各、礦砂有り。請ふ、官を遣はして開採せしめよ」と。大學士申時行の言を以てして止む。後、礦を言ふ者争うて闕下に走る。帝即ち中官に命じて、其人と偕に往かしむ。蓋し二十四年より始まる。其後、又、

通都・大邑に於て、稅監を増設す、故に礦・稅の兩監、天下に遍し。兩淮に、又、鹽監有り。廣東に、又、珠監有り。或は専らに或は兼ね、大璫・小監、縱橫釋騷し、髓を吸ひ血を飲み、天下咸害を被る。其の最も横なる者は、

〔一〕 申時行の傳は明史第二百十八卷に載す。

〔二〕 陳增・馬堂・陳奉・高淮・梁永・楊榮等の傳は明史第三百五卷宦官傳に載す。

陳增・馬堂・陳奉・高淮・梁永・楊榮等有り、増、山東を開採し、兼ねて東昌の稅を徵し、其黨程守訓等を縱ちて、大に奸弊を作す。密旨を奉じて金寶を搜すと稱し、人を募りて密を告げしめ、「大商・巨室、違禁物を藏す」と誣ひ、破滅する所什伯家、人を殺すも敢て問ふ莫し。又、知縣韋國賢・吳宗堯等を誣劾し、皆、詔獄に下す。凡そ惡を山東に肆にすること十年。堂、天津稅監として兼ねて臨清を轄す。始めて至るや、諸の亡命の從ふ者數百人、白晝、銀鐙を手にし、人の財を奪ふ。抗



する者は違禁を以て之を罪す。僮、主を告ぐる者は、昇ふるに十の三を以てす。家を破る者大半、遠近、市を罷む。州民萬餘、火を縱ちて堂の署を焚き、其黨三十七人を斃す。皆、黥臂の諸偷なり。事聞す。詔して首惡を捕へしむ。株連甚だ衆し。王朝佐といふ者有り、身を以て之に任じ、刑に臨みて神色、變せず。州民、祠を立てて之を祀る。陳奉、荊州の店税を徴し、兼ねて興國州の礪砂を採り、官吏を鞭笞し、行旅を剽劫す。商民、恨、骨を刺し、其の出づるを伺ひ、數千人競つて瓦石を擲ちて之を撃つ。武昌に至るや、其黨直に民家に入り、婦女を姦淫し、或は掠めて税監署中に入る。士民公憤すること萬餘人、奉と同じく死するを甘んず。撫按三司、之を護し、始めて免る。已にして漢口・黃州・襄陽・寶慶・德安・湘潭等の處、民變する者凡そ十たび起る。奉、又、兵備僉事馮應京等數十員を誣劾す。帝、皆、爲めに降革逮問す。武昌の民恨みて切齒し、必ず奉を殺さんと誓ふ。奉逃れて楚王府に匿る。衆乃ち奉の黨耿文登等十六人を江に投ず。巡撫支可大が奉を護するを以て、其轅門を焚く。而して奉伴に免る。高淮は遼東に礪を採り税を徴し、士民の財數十萬を搜括し、亡命を招納し、委官廖國泰を縱ちて、民を虐げ變を激し、誣ひて諸生數十人を繫ぎ、指揮張汝立を打死す。又、總兵馬林等を誣劾し、皆謫戍す。家丁三百人を率ゐ、飛虎旗を張り、金鼓、天に震ひ、「大内に入らんと欲す」と聲言し、遂に潛に廣渠門外に住む。御史袁九臬等、之を劾す。帝問はす。淮益、死士を募り、塞を出で、黃粟龍旗を發し、朝鮮に走り、冠珠貂馬を索む。又、軍士の月糧を扣除す。前屯衛軍甲し

て譟ぎ、其肉を食はんと誓ふ。錦州の松山軍相繼いで變す。淮始めて内に奔る。梁永は税を陝西に徴し、盡く歴代の陵寢を發き、金玉を搜摸し、諸の亡命を縱ちて、旁行劫掠せしむ。至る所の邑令皆逃る。指揮・縣丞等の官を杖死し、私に良家の子數十人を宮し、税額の外に耗を増すこと數倍、咸陽の氷片五十斤・麝香二十斤を索む。秦の民憤り、共に永を殺さんと圖る。乃ち撤回す。楊榮は雲南税監と爲り、肆に威虐を行ひ、知府熊鐸等を誣劾し、皆、獄に下す。百姓、榮を恨むこと骨に入り、税廠を焚き、委官張安民を殺す。榮益、怒り、數千人を杖斃す。又、指揮樊高明を怒り、榜掠して筋を絶ち、以て衆に示す。是に於て指揮賀世勛等、冤民萬人を率ゐ、榮の第を焚き、之を殺し、火中に投じ、并せて其黨二百餘人を殺す。帝爲めに食はざること累日。此數人は、其の最も著しき者なり。他、江西礪監潘相の如き、浮梁・景德鎮の民變を激す。廠房を焚燒す。相往きて上饒礪を勘す。知縣李鴻、邑人を戒む、「敢て食物を以て市する者は死せん」と。相、竟日、饑餓して歸る。乃ち鴻を劾して其官を罷む。蘇杭織造太監孫隆、民變を激す。遍く諸の委官の家を焚く。隆、杭州に走りて以て免る。福建税監高案、閩に在り、毒を肆にすること十餘年。萬衆洶洶として、案を殺さんと欲す。案、甲士二百人を率ゐ、巡撫袁一驥の署に突入し、之を劫して諭さしむ。衆始めて退く。此外、江西の李道・山西の孫朝・張忠・廣東の李鳳・李敬・山東の張畧・河南の魯坤・四川の邱乘雲の輩、皆、民の害を爲すが如きは、猶ほ其次なる者なり。是時、廷臣の章疏は、悉く省せず。而して諸税監、奏す



る所有れば、朝に上れば夕に報可し、効する所、曲げて之を護せざるは無し。故を以て、諸税監益驕り、至る所肆虐なり。民、生を聊んせず、隨地激變す。帝崩するに迫りて、始めて遺詔を用ひて之を罷む。而して毒痛已に天下に遍し。論者、「明の亡ぶるは、崇禎に亡びずして、萬歴に亡ぶ」と謂ふと云ふ。

萬歴中、缺官補はず

萬歴の末年、怠荒日に甚だしく、官缺れども多くは補はず。舊制に、給事中は五十餘員、御史は百餘員、是に至りて、六科止だ四人、而して五科の印、屬する所無し。十三道祇だ五人、一人、數職を領し、外に在りて巡按し、率わ代を得ず。六部の堂官、僅に四五人、都御史數年空署、督撫・監司も亦屢缺れども補はず。文武の大選、急選の官、及び四方の教職、數千人を積む。吏兵の二科缺くるを以て、掌印、畫せず、憑久しく都下に滯る。時に執政の輿を攀ちて哀訴す。詔獄の諸囚、刑を理むること人無きを以て決せず、家屬を遣はして、長安門に聚まり號せしむ。職業盡く弛み、上下解體す。内閣も亦只だ方從哲一人のみ。從哲、閣員を増さんと詩ふ。帝以へらく、一人、辨するに足ると。増置せず。從哲、堅臥すること四十餘日、閣中虚しく人無し。帝、慰留すること再三、又起ちて、事を視る。帝、言者の擾聒なるを惡み、

【一】方從哲の傳は明史第二百十八卷に載す。

以へらく、海宇昇平なり、官、必ずしも備へずと。之を損するに意有り。遼左の軍興るに及びて、又、前失を矯むるを欲せず、之を行ふこと舊の如し。【方從哲傳】今案するに、葉向高の疏に言はく、「閣臣より九卿に至るまで、臺省曹署皆空し。南都の九卿、亦止だ二人のみ。天下の方面の大吏、去秋より今に至るまで、未だ嘗て一人を用ひず」と。又言はく、「今、六卿は止だ趙煥一人のみ。都御史は、十年、補せず」と。【向高傳】又、孫瑋、戸部尚書たる時、大僚多く缺く、瑋兼ねて戎政及び兵部を署す。又、都御史は、溫純去りてより後八年、代を置かず。外計の期近きに至り、始めて瑋に命じて兵部尚書を以て左都御史の事を掌らしむ。【瑋傳】御史孫居相一人、七差署諸道の印を兼ね攝す。【居相傳】此を觀れば、是時の廢弛の大概を見る可きなり。

三 案

萬歴中、鄭貴妃、寵を専らにす。光宗、皇長子たりと雖も、而も儲位未だ定まらず。朝臣多く貴妃が己の子福王を立てんと欲するを疑ふ。故に儲を建てんことを請ひ、及び三王並び封せらるの議を争ふ者、無慮數十百疏。光宗既に立ちて太子と爲るに迫りて、猶ほ孤危にして依る無し。故に朝臣、福王の國に之かんことを請ふ者、又、數十百疏。福王已に國に之く。四十三年五月四日、忽ち人有り、

【二】葉向高の傳は明史第二百四十卷に載す。  
【三】孫瑋の傳は明史第二百四十一卷に載す。  
【四】孫居相の傳は明史第二百五十四卷に載す。



棗木挺（時居る所なり）を持して慈慶宮（光宗、太子たる）に入り、門者を撃傷し、前殿に至り、内侍の執ふる所と爲る。皇太子奏聞す。巡城御史劉廷元、其人を訊す。名は張差。語、倫次無く、狀、瘋癲に似たり。刑部に移す。郎中胡士相等、遂に瘋癲を以て獄を具せんと欲す。提牢主事王之案、密に其人を訊す。名は張五兒、馬三舅、李外父有り、一老公に隨つて一大宅に至らしむ。亦、老公の家に係る。教ふるに人に遇へば輒ち之を打死するを以てす。案、其語を録す。明日、刑部又覆訊す。馬三舅は、名は三道、李外父は、名は守才、引路の老公は龐保に係り、大宅の老公は劉成に係る。保・成は、皆、鄭貴妃の宮内の奄人なり。中外籍籍として、皆、貴妃の弟鄭國泰が主謀して、太子を弑して福王の地と爲さんと欲するを疑ふ。帝も亦心動く。貴妃審み、自ら哀を皇太子に乞ふ。帝、慈寧宮に御し、皇太子及び三皇孫侍し、閣臣方從哲、吳道南及び朝臣を召して入らしめ、我が父子の慈愛を極言して、以て羣疑を釋き、命じて差・保・成三人を磔せしめ、他及無し。羣臣出づ。帝の意中ごろ變じ、命じて先づ差を戮せしむ。九卿・三法司、司禮監に會同し、保・成を文華門に訊するに及びて、保・成、左證無きを以て、遂に輾轉して承せず。刑部尙書張問達、移して法司に入れて刑訊せんと請ふ。帝、事貴妃に連なるを以て、外に付せば益、口實を滋さんことを恐れ、乃ち保・成を内に斃し、三道・守才は遠流す。其事遂に止む。（張達・王之案）此れ挺撃の一案なり。光宗、位に即き、甫めて數日、即ち痢を病む。中官崔文昇、利劑を

【一】張問達の傳は明史第二百四十一卷に載す。王之案の傳は第二百四十四卷に載す。

進む。益、劇し。鴻臚寺官李可灼有り、藥を進む。仙丹と稱す。帝、閣臣方從哲・韓爌等を召して入らしむ。顧命を受く。因つて問ふ、「李可灼、藥有り」と。即ち傳へて入りて診視せしむ。病源を言ふこと甚だ悉せり。帝命じて速かに藥を進めしむ。諸臣、皆、敢て決せず。可灼遂に一丸を進む。帝稍や舒暢を覺ゆ。諸臣退く。帝、又、命じて一丸を進めしむ。明日、天未だ明けざるに、帝崩す。（韓爌）此れ紅丸の一案なり。光宗初めて位に既く時、鄭貴妃尙ほ乾清宮に在り。李選侍、貴妃の爲めに、皇太后に封せんことを請ふ。帝已に太后の封を允し、司禮監に諭す。時に外廷傳へ言ふ、「貴妃、美女を以て帝に進め、以て病を致す」と。（三）御史楊漣、「崔文昇、藥を用ふること無狀なり」と劾し、并に帝に起居を愼まんことを請ひ、因つて「鄭貴妃は宜しく太后に封すべからず」といふに及ぶ。越えて三日、帝、大臣を召し、并せて漣に及ぶ。數、漣を目視し、外間の流言を聽く母からしめ、遂に文昇を逐ひ、且つ太后の命を停む。漣自ら以へらく、小臣、顧命を受く、誓つて死を以て報せんと。帝崩す。漣急に閣部の大臣を催して同じく入る。臨し畢り、閣臣劉一燝、羣奄に問ふ、「皇長子は何にか在る」と。東宮伴讀王安曰はく、「李選侍の匿す所と爲るのみ」と。一燝大呼す、「誰か敢て新天子を匿す者ぞ」と。安入りて白す。選侍乃ち皇長子をして出でしむ。一燝等即ち萬歳と呼び、掖して輦に升せ、文華殿に至り、先づ太子の位を正しうす。時に

【二】韓爌の傳は明史第二百四十卷に載す。  
【三】楊漣の傳は明史第二百四十四卷に載す。  
【四】劉一燝の傳は明史第二百四十卷に載す。